

誰もが住み慣れた地域で
いきいきと共に暮らせるまちへ

第3次高松市地域福祉計画



平成28年3月
高松市

(表紙裏)

はじめに

近年、少子・超高齢社会が本格的に到来する中、我が国の地域社会は、個人の価値観の多様化、また、家族構成や地域を取り巻く環境の変化に伴い、地域住民の連帯意識の希薄化や相互扶助機能の低下が懸念されています。



また、昨今の経済・雇用情勢の悪化による将来への不安などから、自殺や虐待、生活困窮者の増加など、社会問題が顕在化してきております。

このような状況の下、本市では、平成17年及び22年に策定した「高松市地域福祉計画」に基づき、「自助・共助・公助」の観点から、市民・地域・行政の協働により、各種施策を積極的に推進してまいりました。

この度、平成27年度で計画期間が終了する前計画の取組を継続するとともに、新たな課題にも対応していくため、平成28年度から8年間を計画期間とする「第3次高松市地域福祉計画」を策定いたしました。

この計画では、「誰もが住み慣れた地域でいきいきと共に暮らせるまちへ」を、基本理念として掲げ、「住民参加の支え合う地域づくり」、「地域福祉を推進する人づくり」、「適切なサービスを提供できる基盤づくり」を基本目標として、地域福祉の推進に向け、各種施策を展開するものです。

本市といたしましては、今後とも、全ての人が尊重され、年齢や障がいの有無に関係なく、住み慣れた地域でその人らしく、安心して自立した生活を営むことができる地域社会の実現に向け、取り組んでまいりますので、関係者の皆様には、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました高松市社会福祉審議会の委員並びに市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成28年3月

高松市長 大西 秀人

(挨拶文裏)

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 地域の範囲	3
第2章 地域福祉を取り巻く環境	5
1 本市の現状	5
（1）人口	5
（2）世帯	7
（3）福祉関連の統計	7
（4）各種相談	10
（5）自治会	11
（6）地域コミュニティ協議会	12
2 意識調査結果による課題	13
（1）地域のつながりの希薄化	14
（2）高齢者や低所得者などの課題を抱える人への支援対策の充実	15
（3）市民の地域活動等への参加促進	16
（4）災害時の支援体制の充実	17
（5）地域福祉の意識醸成	18
（6）NPO法人等の活動充実	19
（7）市民への情報提供や相談支援体制の充実	20
（8）関係機関との連携や情報共有体制の充実	21
（9）行政と他の活動主体との協働	23
第3章 基本理念と基本目標	25
1 基本理念	25
2 基本目標	26
基本目標1 住民参加の支え合う地域づくり	26
基本目標2 地域福祉を推進する人づくり	26
基本目標3 適切なサービスを提供できる基盤づくり	27
3 市民・地域・行政の基本的役割	28
（1）自助（市民の役割）	28
（2）共助（地域の役割）	28
（3）公助（行政の役割）	29
4 施策体系	30

第4章 施策の展開	31
基本目標1 住民参加の支え合う地域づくり	31
1－1 地域での支え合い体制の充実	31
1－2 安全・安心のまちづくり	41
基本目標2 地域福祉を推進する人づくり	46
2－1 地域福祉の意識醸成	46
2－2 地域福祉の担い手づくり	49
基本目標3 適切なサービスを提供できる基盤づくり	54
3－1 福祉サービスの適切な利用環境づくり	54
3－2 支え合いの基盤づくり	61
参考資料	65
1 計画の策定経過	65
2 高松市社会福祉審議会条例	66
3 高松市社会福祉審議会委員名簿	68
4 地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果	69
(1) 調査概要	69
(2) 市民意識調査結果	70
(3) 社会福祉施設アンケート	89
(4) NPO法人アンケート	99
5 用語解説	106

第1章 計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
 - 2 計画の位置付け
 - 3 計画の期間
 - 4 地域の範囲
-

(合紙裏)

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの変化など、生活環境が大きく変化し、かつての伝統的な家族や地域扶助機能が希薄になる中、全ての人が尊重され、年齢や障がいの有無に関係なく、住み慣れた地域で、その人らしく、安心して自立した生活を送るためには、住民相互のつながりや信頼関係を築き、共に助け合い、支え合っていける地域コミュニティの再生が求められています。

本市では、平成 17 年度から 5 年間を計画期間とする「高松市地域福祉計画」（以下、「第 1 次計画」という。）を策定し、自助・共助・公助の観点から生活課題を解決できる仕組みづくりを推進してきました。また、平成 22 年度から 6 年間を計画期間とする第 2 次計画では、第 1 次計画の理念を踏まえながら、団塊世代の定年退職や、自殺・虐待・DV の増加など、多様な生活課題に対応した計画となるよう見直しを行ってきました。

地域における生活課題が多様化・複雑化する中、既存施策では応えられない福祉ニーズや制度の谷間にある人々のほか、複合的な問題のある家庭への対応などが大きな課題となっており、既存のサービスや仕組みだけでは対応することが困難になっています。また、平成 23 年には、東日本大震災が発生し、人と人とのつながりや、住民同士による支え合い・助け合いの重要性が再認識されました。

こうした状況を背景に、「地域包括ケアシステム」を構築するための介護保険法の改正、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する障害者総合支援法の施行、子ども・子育て支援新制度の本格実施など、福祉に関する法令や制度も大きく変化しています。さらに、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成 27 年 4 月から、様々な要因により生活に困窮している人の自立を支援するために、生活困窮者自立支援制度が始まりました。

このような背景を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で、支え合い、認め合い、生きがいをもって、いきいきと共に暮らしていくことができるよう、公的な福祉サービスの充実を図るとともに、市民・地域・行政が今後より一層協働し、地域福祉を推進するための指針となる「第 3 次高松市地域福祉計画」を策定するものです。

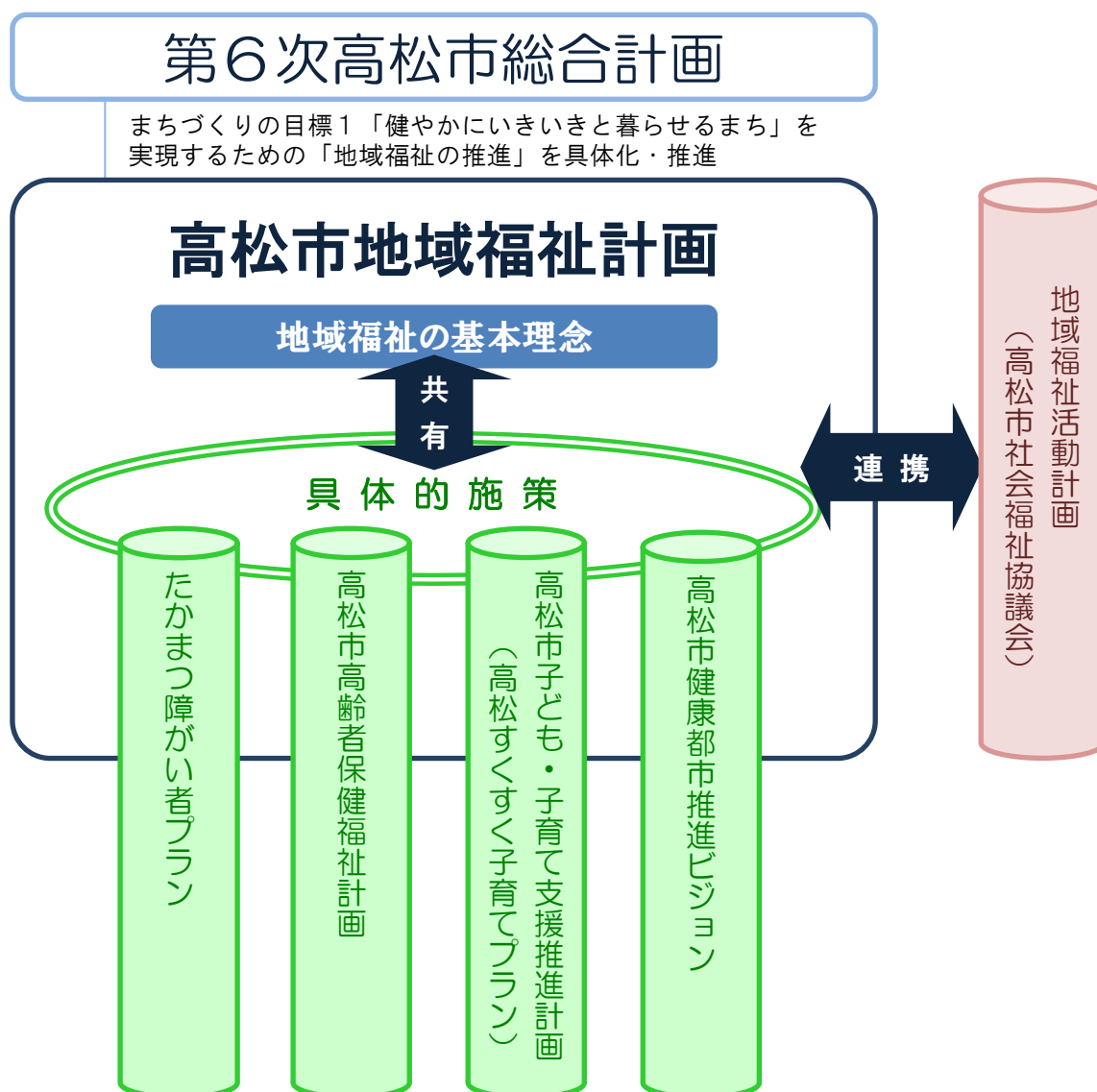
2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づいて策定されるものであり、本市のまちづくり及び市政運営の基本方針である「第 6 次高松市総合計画」で掲げるまちづくりの目標のうち、「健やかにいきいきと暮らせるまち」を実現するための施策「地域福祉の推進」を具体化・推進するものです。

また、「たかまつ障がい者プラン」、「高松市高齢者保健福祉計画」、「高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）」、「高松市健康都市推進ビジョン」など、各分野の具体的施策を定めた個別計画と連携・整合を図り、各計画に共通する地域福祉に関する事項について基本理念を共有するものです。

さらには、高松市社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」についても相互に連携を図り、地域福祉の充実を目指します。

【概念図】



3 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「第6次高松市総合計画」との整合性を図るため、平成28年度から35年度までの8年間とします。

ただし、中間年である4年目に、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

計画名称	計画期間	～H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
高松市総合計画	H28～H35 (8年間)	第5次	第6次							
高松市地域福祉計画	H28～H35 (8年間)	第2次	本計画期間（第3次）							
たかまつ障がい者プラン	H27～H29 (3年間)									
高松市高齢者保健福祉計画	H27～H29 (3年間)									
高松市子ども・子育て支援 推進計画	H27～H31 (5年間)									
高松市健康都市推進 ビジョン	H26～H35 (10年間)									
地域福祉活動計画 (高松市社会福祉協議会)	H24～H28 (5年間)									

4 地域の範囲

地域福祉活動では、地域住民でなければ見えない生活課題や早期に発見しにくい課題に取り組むことになるため、「地域」とは、そのような課題が見える範囲とする必要があります。

本市では、おおむね小学校区ごとに市内44地区（校区）の地域コミュニティ協議会が構築されています。その地区内には活動拠点となるコミュニティセンターが設置されているほか、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会なども組織されており、これまでの地域福祉活動の経験や実績を生かせることから、本計画上は、地域コミュニティ協議会の活動区域を「地域」としてとらえることとします。

ただし、地域福祉活動の内容によっては、自治会や、更に小さな班、組と呼ばれる組織によるものもあることから、計画上の「地域」だけにとらわれず、目的や課題等に応じて重層的にとらえることも必要です。



第2章 地域福祉を取り巻く環境

1 本市の現状

2 意識調査結果による課題

(合紙裏)

第2章 地域福祉を取り巻く環境

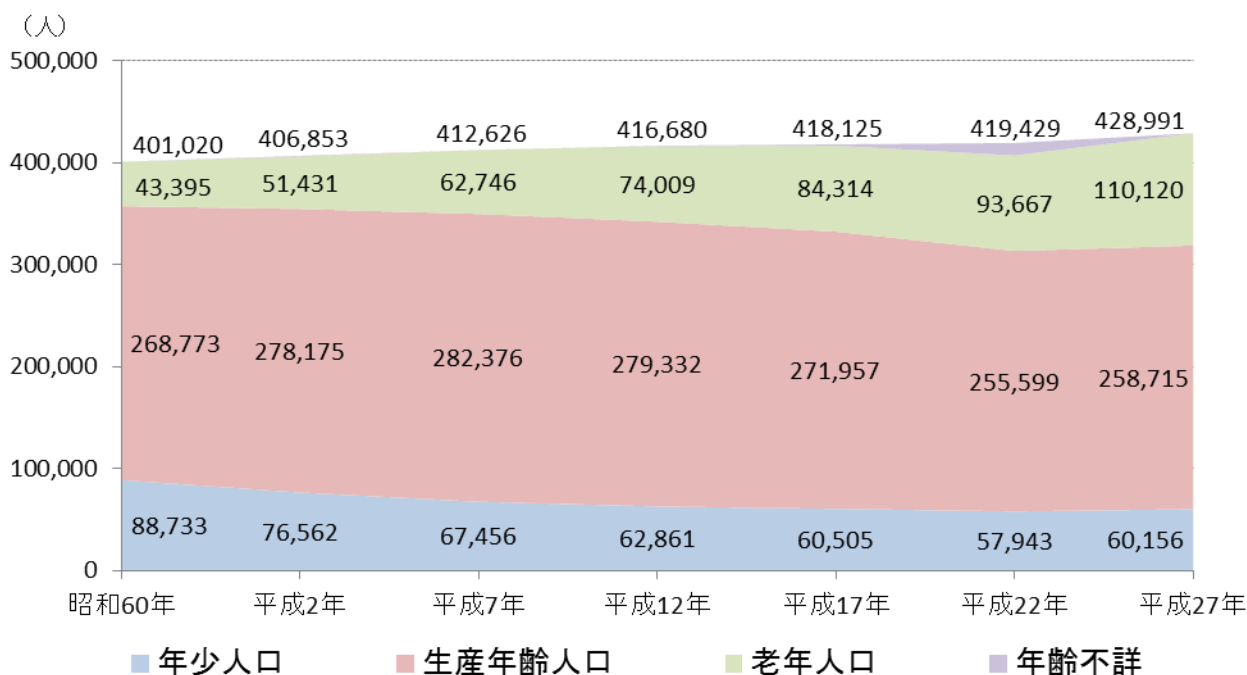
1 本市の現状

(1) 人口

① 年齢3区分別人口

本市の総人口は近年、微増が続いています。年齢3区分別では、老年人口が増加し、年少人口が減少する少子高齢化が進んでいます。

【年齢3区分別人口の推移】

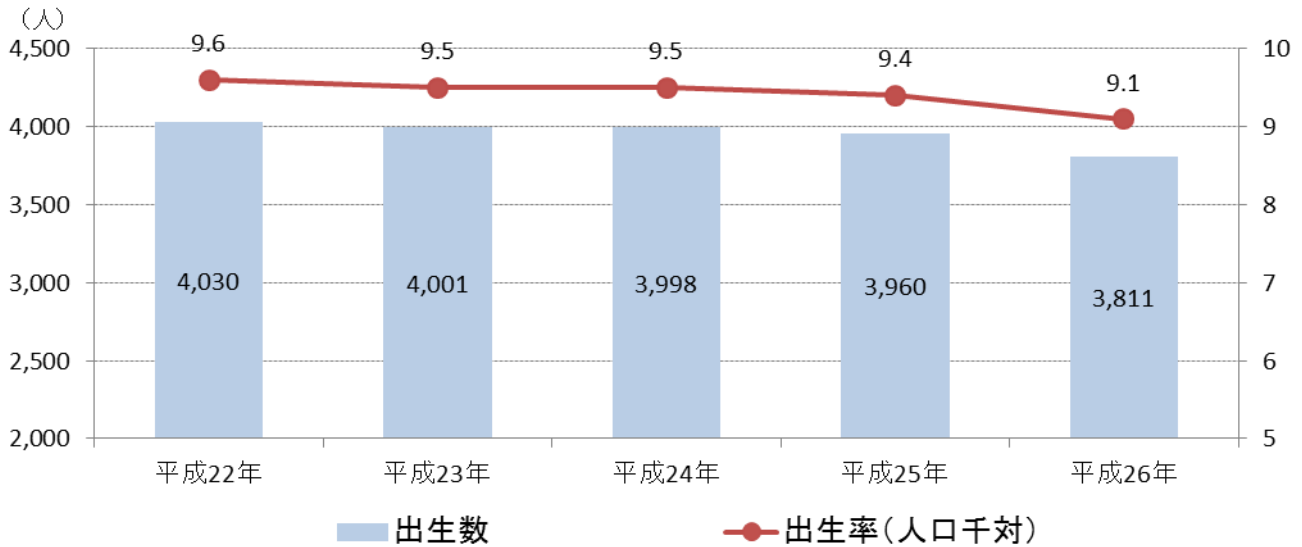


資料：国勢調査（昭和60年～平成22年）、住民基本台帳（平成27年7月1日現在）

② 出生

平成 26 年は出生数 3,811 人、出生率 9.1 と減少傾向となっています。

【出生数及び出生率（人口千対）の推移】

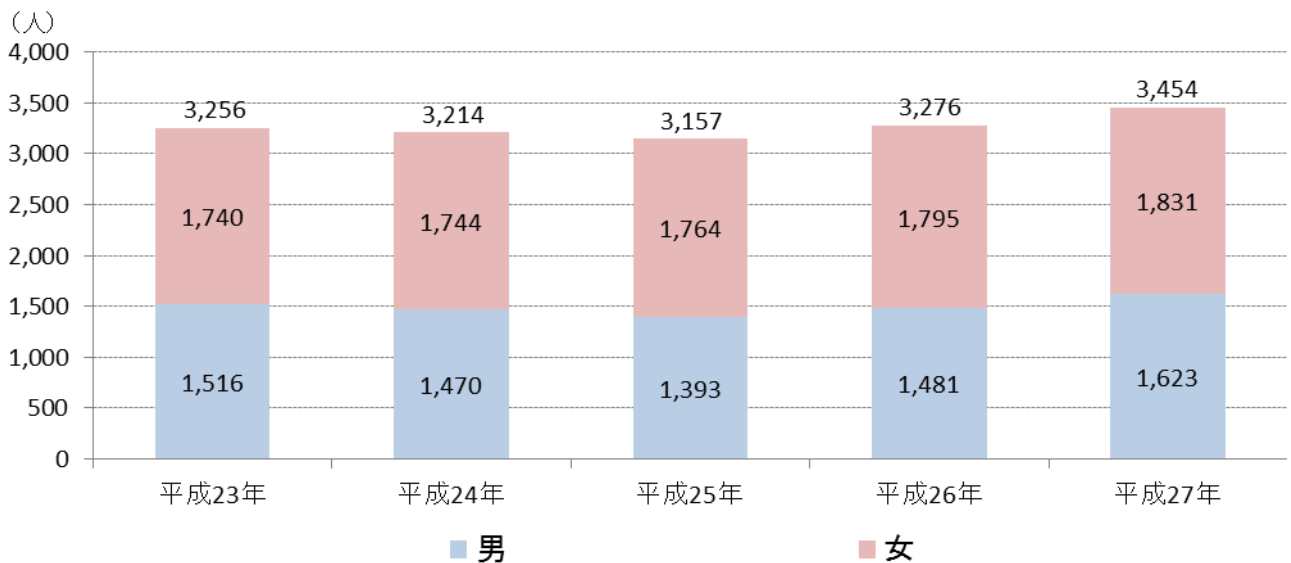


資料：情報政策課

③ 外国人

外国人登録人口は平成 25 年までは減少していましたが、平成 26 年以降は増加に転じています。

【外国人登録人口の推移】

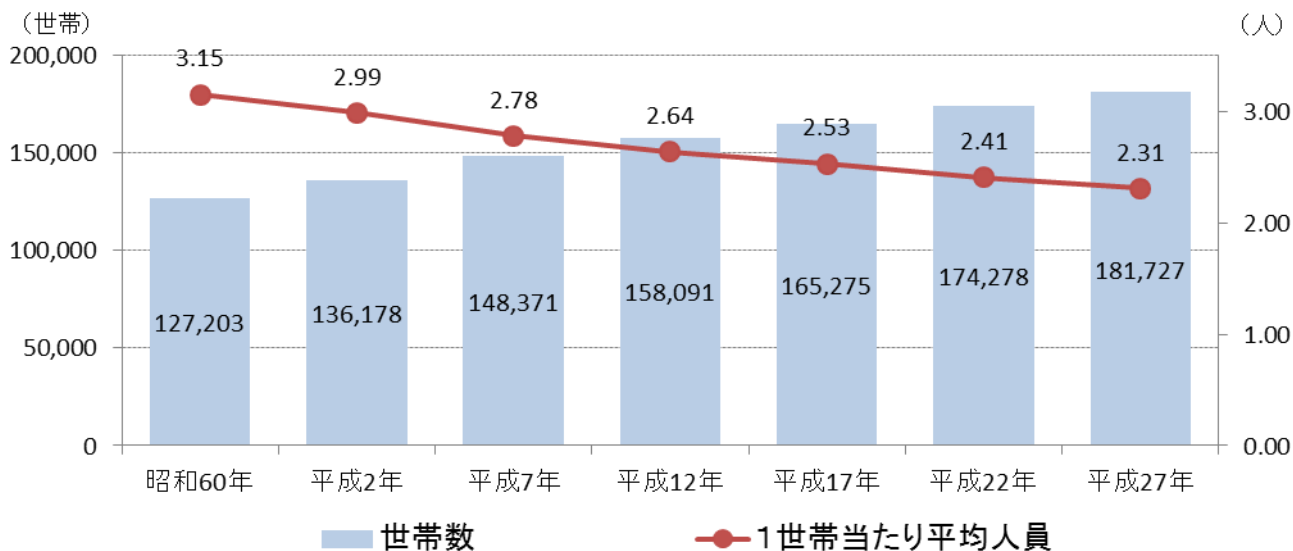


資料：市民課（4月1日現在）

(2) 世帯

世帯数は増加を続けていますが、1世帯当たり平均人員は減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

【世帯数及び1世帯当たり平均人員の推移】



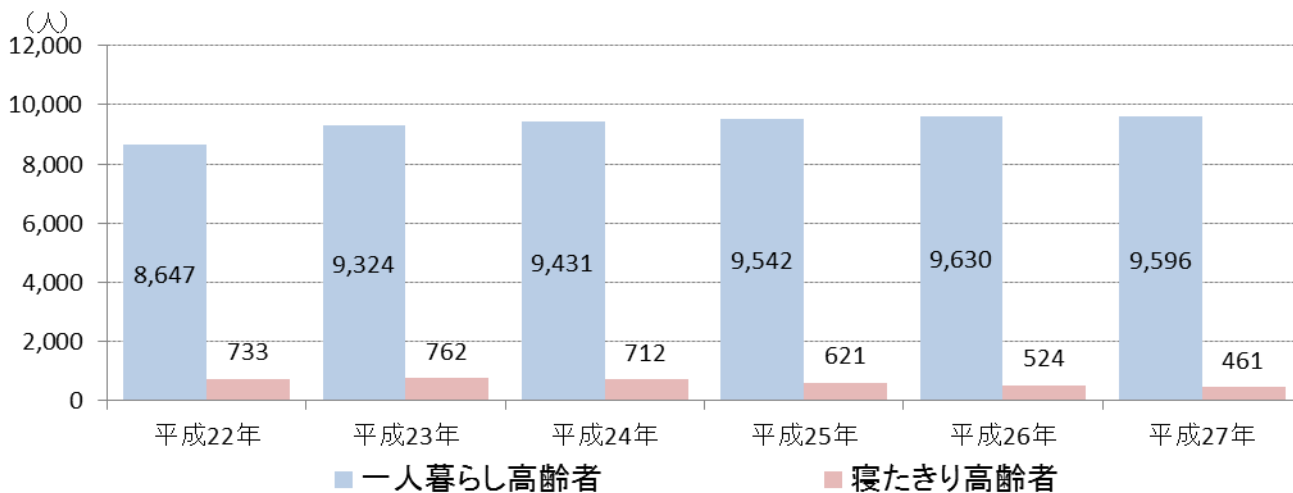
資料：国勢調査（昭和60年～平成22年）
推計人口（平成27年4月1日現在）

(3) 福祉関連の統計

① 一人暮らし高齢者及び寝たきり高齢者

要援護高齢者名簿登録情報では、平成27年の一人暮らし高齢者は9,596人、寝たきり高齢者は461人となっています。

【一人暮らし高齢者及び寝たきり高齢者数の推移】

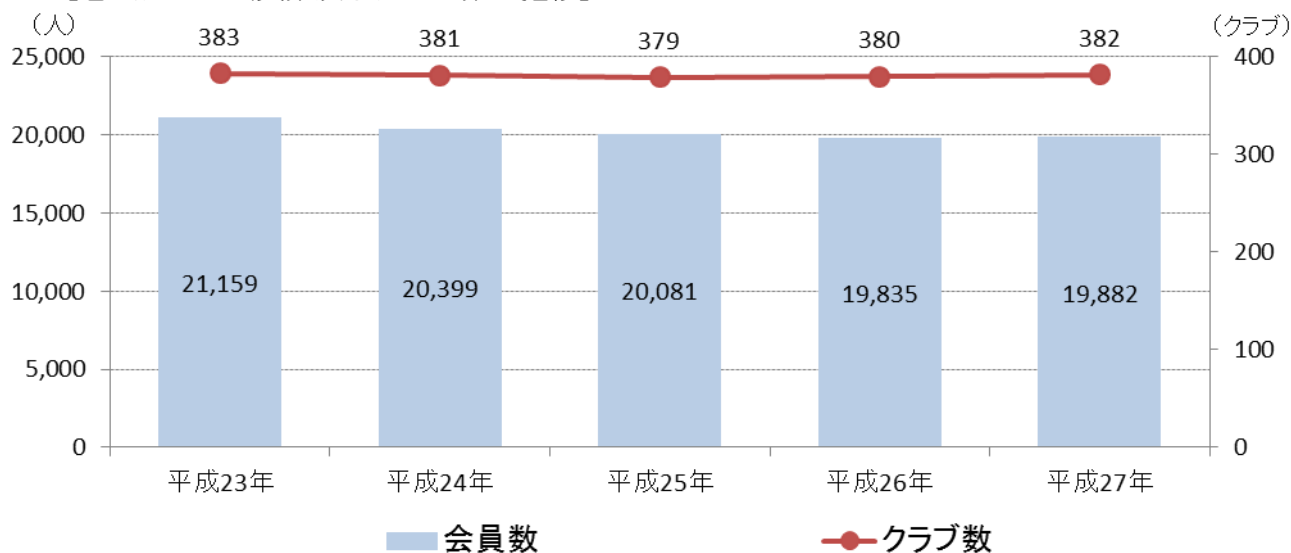


資料：長寿福祉課（9月1日現在）

② 老人クラブ

老人クラブ会員数は平成 26 年までは減少を続けていましたが、平成 27 年は増加に転じています。一方、クラブ数は平成 25 年までは減少を続けていましたが、平成 26 年以降は増加に転じています。

【老人クラブ会員数及びクラブ数の推移】

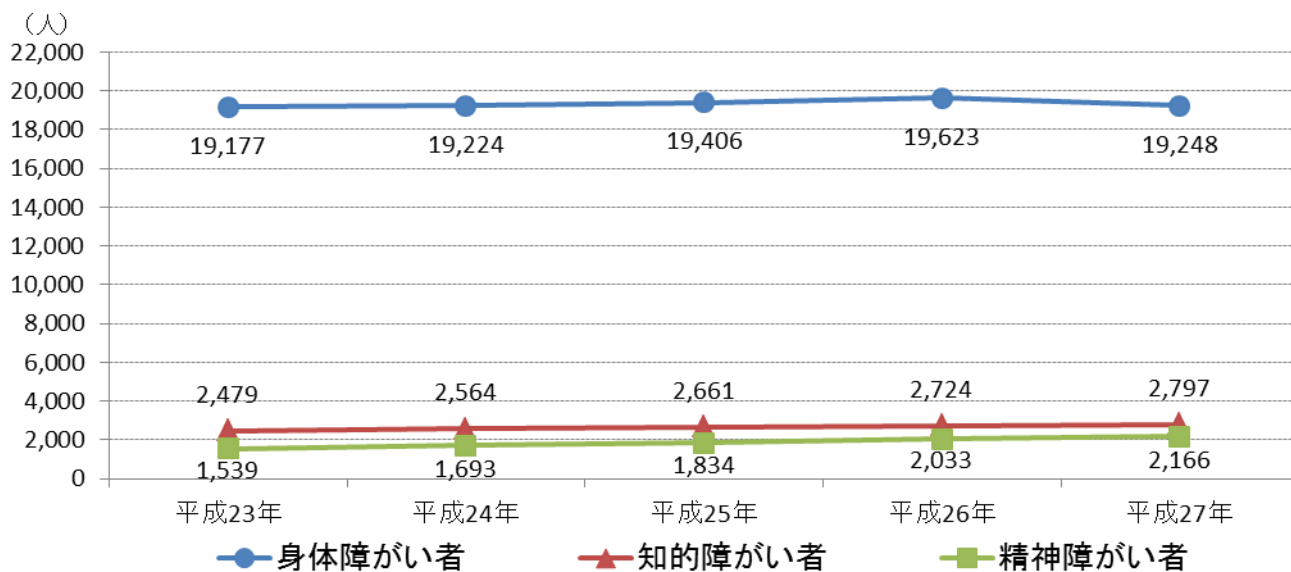


資料：長寿福祉課（4月1日現在）

③ 障がい者（児）

身体障がい者数は平成 26 年までは増加していましたが、平成 27 年に減少に転じています。一方、知的障がい者、精神障がい者数は増加を続けています。

【障がい者（児）数の推移】

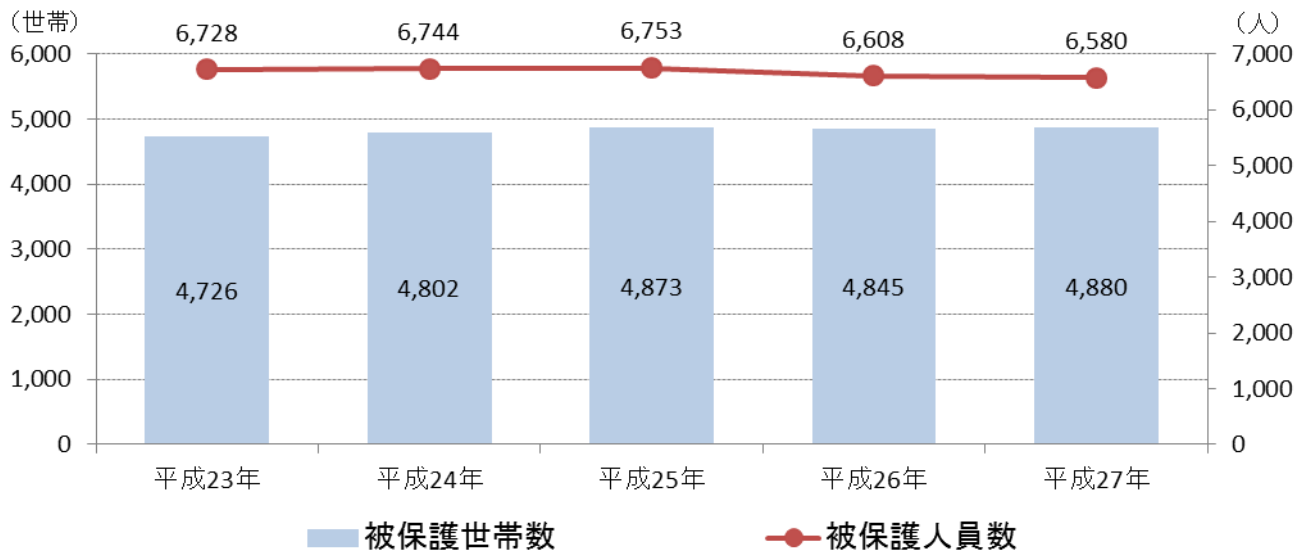


資料：障がい福祉課（4月1日現在）

④ 生活保護世帯・人員

生活保護の被保護世帯数は増加傾向にありますが、被保護人員数は平成26年以降は減少に転じています。

【生活保護世帯・人員数の推移】

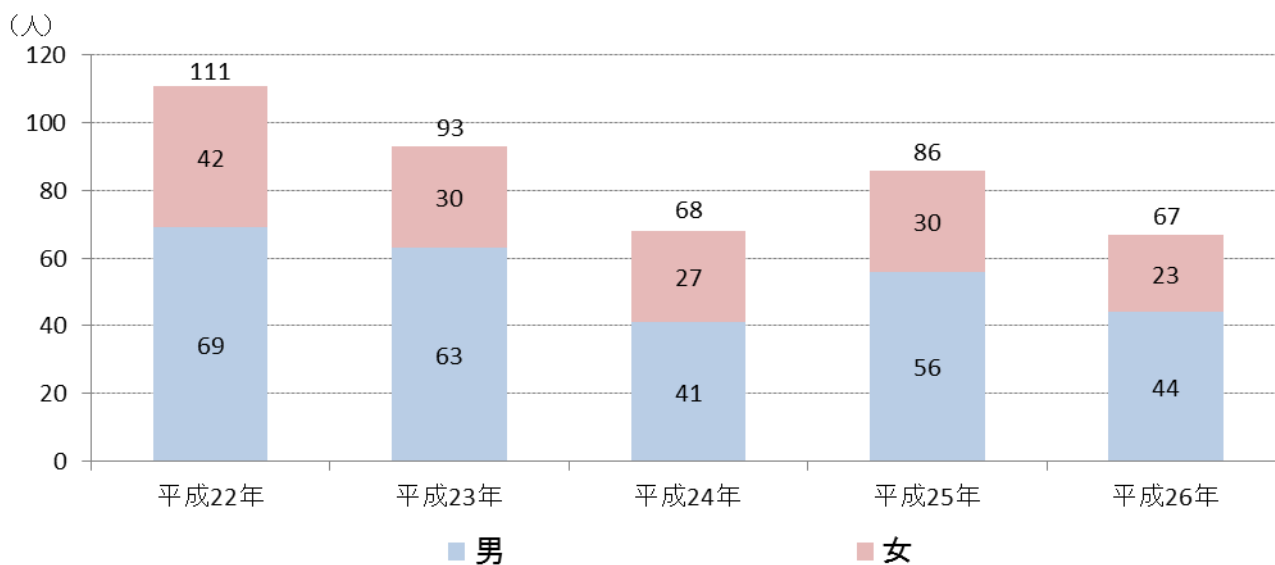


資料：生活福祉課（4月1日現在）

⑤ 自殺者

自殺者数は増減はあるものの、減少傾向となっており、男女別では、男性が6割以上を占めています。

【自殺者数の推移】



資料：保健センター

(4) 各種相談

地域包括支援センターにおける相談については、総合相談支援件数は年間 15,000 件、9,000 人前後で推移しています。高齢者虐待に関する相談件数は、平成 25 年度まで増加していましたが、平成 26 年度は減少しています。成年後見制度、日常生活自立支援事業といった権利擁護事業に関する相談件数は、減少傾向となっています。

子ども、女性に関する相談については、児童虐待などの児童家庭相談件数は、増加傾向にあります。

また、DV（ドメスティックバイオレンス）などの女性相談件数も、毎年増加しています。

【地域包括支援センターにおける相談件数の推移】

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総合相談支援	件数	14,016	14,519	13,855	16,125	15,801
	実人数	8,490	9,111	8,251	9,124	9,448
高齢者虐待	件数	498	634	688	733	671
	実人数	33	44	70	82	68
成年後見制度	件数	933	705	531	538	494
	実人数	226	212	185	164	205
日常生活自立支援事業	件数	251	324	162	205	93
	実人数	61	72	48	69	36

資料：長寿福祉課

【児童家庭相談件数の推移】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
件 数	3,455	4,378	3,977	5,446	5,803

資料：こども女性相談室

【女性相談件数の推移】

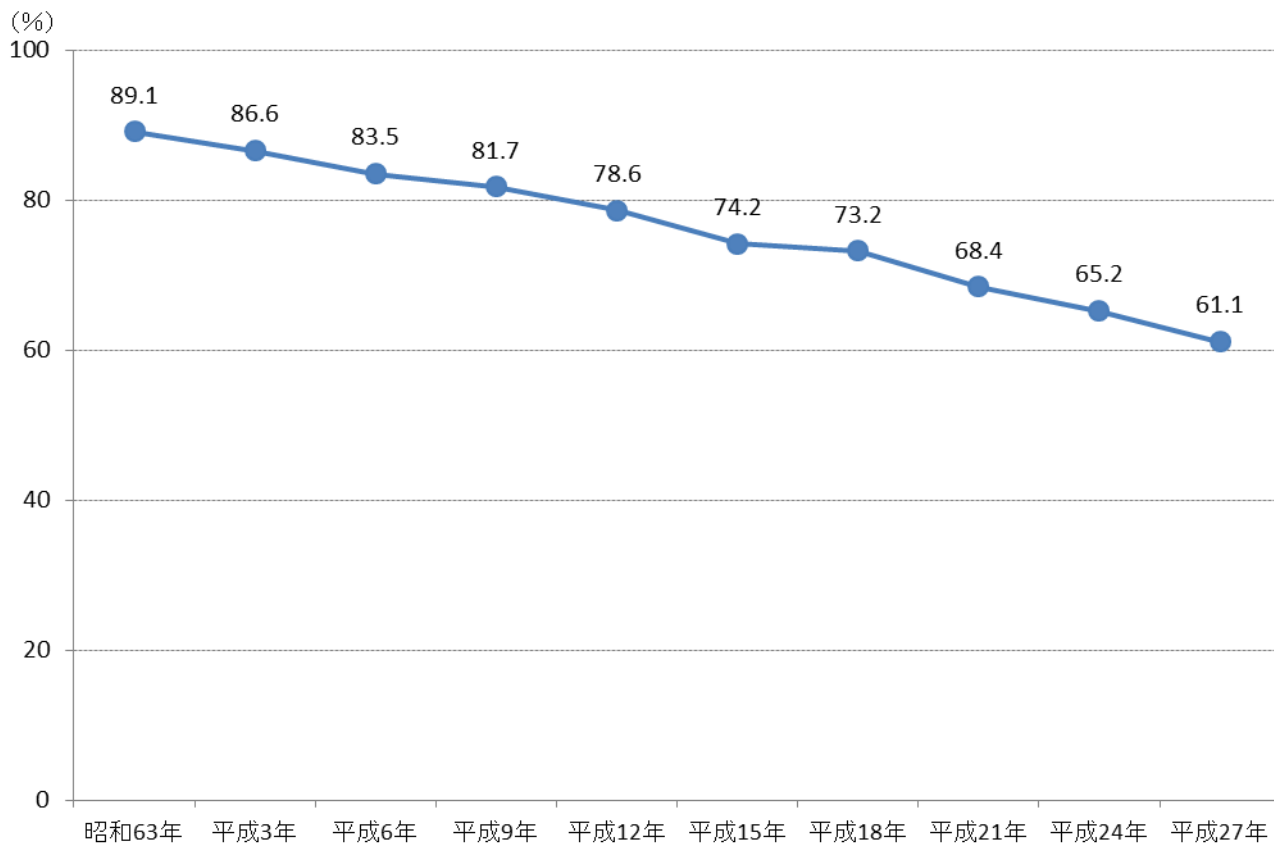
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
件 数	1,492	1,621	1,812	2,434	2,452

資料：こども女性相談室

(5) 自治会

自治会加入率は、近年の都市化や核家族化の進展などにより、地域における連帯感が薄れつつあり、減少の一途をたどっています。

【自治会加入率の推移】



資料：地域政策課（4月1日現在）



(6) 地域コミュニティ協議会

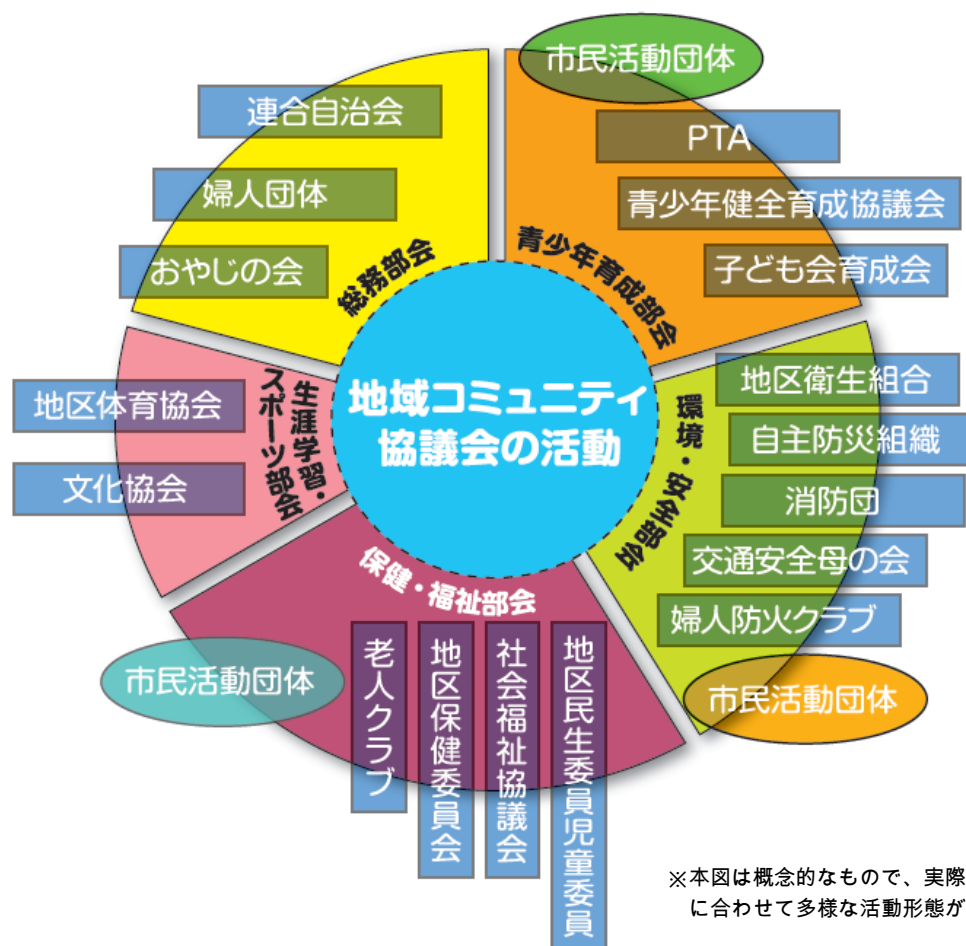
高松市自治基本条例では、市民が地域の個性を生かし、自主的、自立的に地域のまちづくりに取り組むため、その地域に住む人や団体などを構成員とし、1つの地域に1つに限り、市長が認定する民主的に運営される組織として、地域コミュニティ協議会を設置できると位置付けています。

本市では、市内全域の44地区（校区）において地域コミュニティ協議会が組織されており、各地域コミュニティ協議会では、福祉のみならず、防犯、防災、教育、環境など様々な分野において、地域の特性を生かしたまちづくりを行っています。

本市における地域コミュニティ協議会は、主に小学校区を基準として、その地域内に居住する個人及び所在する法人その他の団体を構成員とし、自らの活動に責任を持って、自主的かつ自立的に地域のまちづくりに取り組むものとしており、市では主体的に行うまちづくり活動に対する交付金や補助金、人材養成事業、市政出前ふれあいトークの活用など、活動に対する支援を行っています。

地域福祉の推進を図る上で、このような活動が更に推進されるとともに、地域独自の課題に対して共通認識を持ち、市民主体となって課題を解決していく仕組みづくりが期待されます。

【地域コミュニティ協議会の活動イメージ図】



※本図は概念的なもので、実際は地域の実情に合わせて多様な活動形態があります。

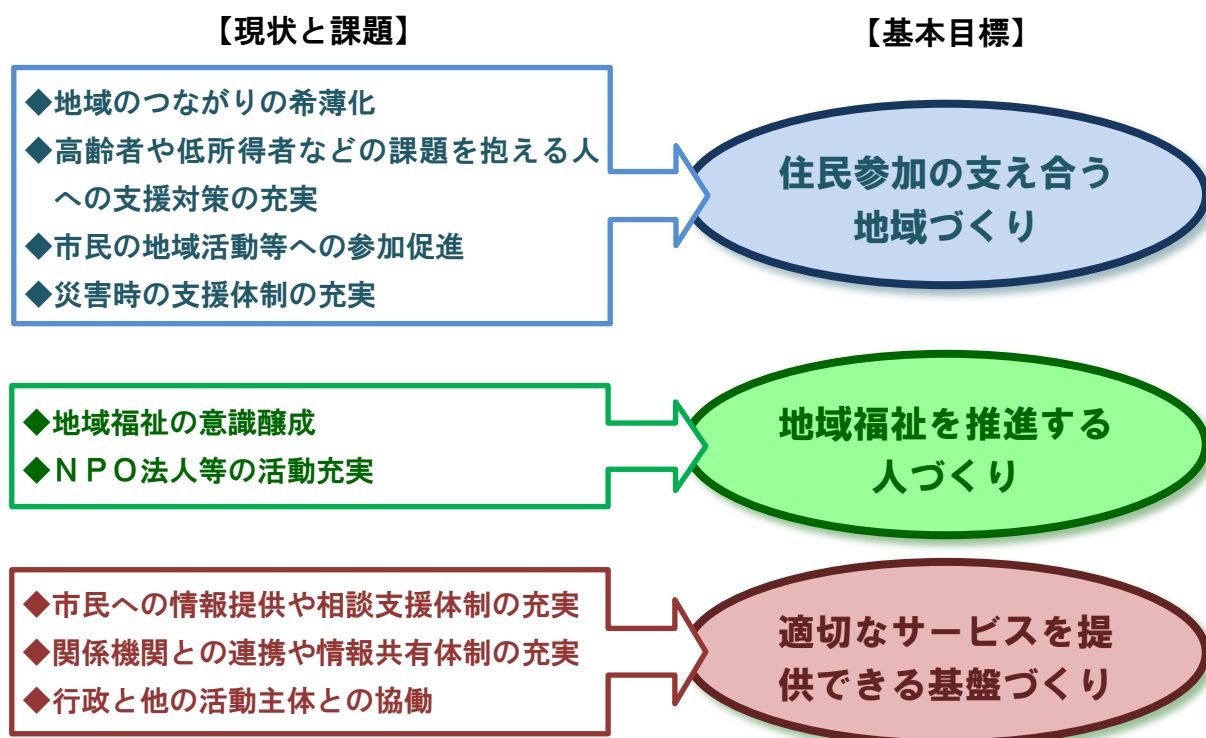
2 意識調査結果による課題

市民の福祉に対する意識や地域における生活課題を把握するため、市民意識調査のほか、社会福祉施設とNPO法人を対象として、平成 27 年6月にアンケート調査を実施しました。

なお、平成 21 年にも同様のアンケート調査を実施しており、今回の調査結果と比較することにより、その後の推移を把握しています。

調査種別	調査対象者	標本数	回収数	回収率
市民意識調査	平成 27 年 4 月 1 日現在で満 15 歳以上の高松市民（外国人登録者含む）から無作為抽出した人	2,000 人	865 人	43.3%
社会福祉施設アンケート	高松市が指導監査対象として所管している施設	85 施設	59 施設	69.4%
NPO法人アンケート	平成 27 年 4 月 1 日現在で特定非営利活動促進法に基づき法人登記を行った団体のうち、保健・医療又は福祉の増進を図る活動を目的としている団体	109 団体	55 団体	50.5%

アンケート調査の結果を踏まえながら、今後、地域福祉を推進するに当たっての課題や求められるものについて、以下のとおり整理しました。

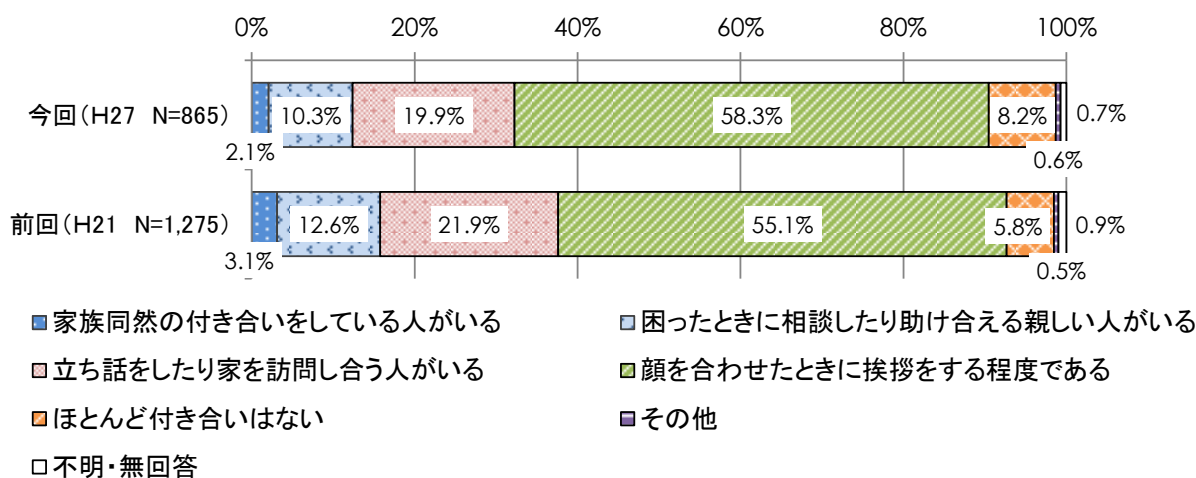


(1) 地域のつながりの希薄化

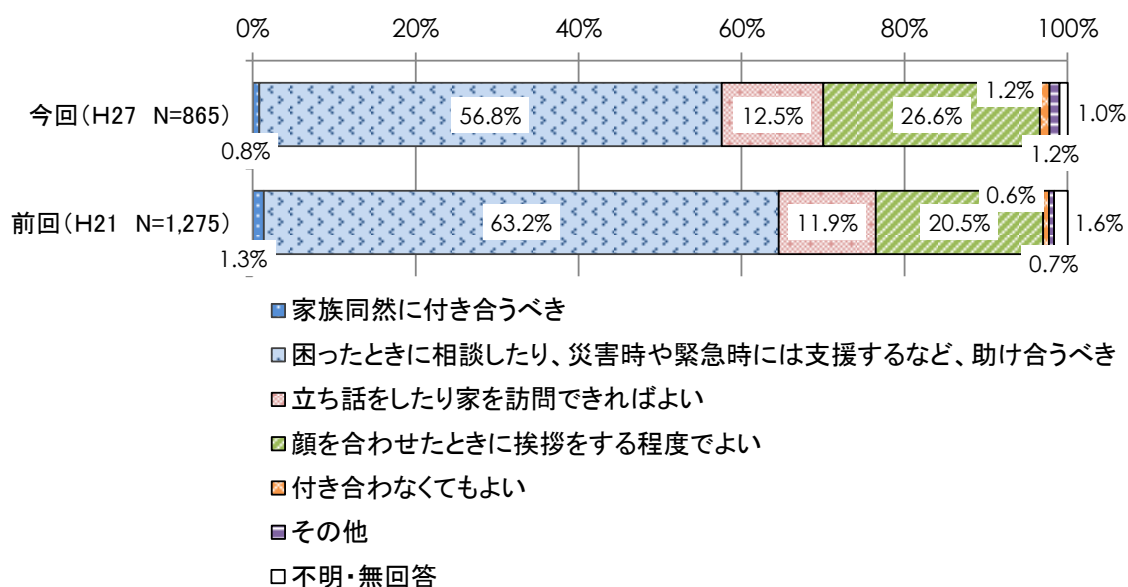
普段の近所との付き合いの程度については、「顔を合わせたときに挨拶をする程度である」が58.3%と最も高くなっていますが、理想とする近所との付き合いの程度については、「顔を合わせたときに挨拶をする程度でよい」は26.6%に減少し、「困ったときに相談したり、災害時や緊急時には支援するなど、助け合うべき」が56.8%と最も高くなっており、近所付き合いの現実と理想が浮き彫りとなっています。

【普段の近所付き合い（市民意識調査）】

N：回答数



【近所付き合いの在り方（市民意識調査）】

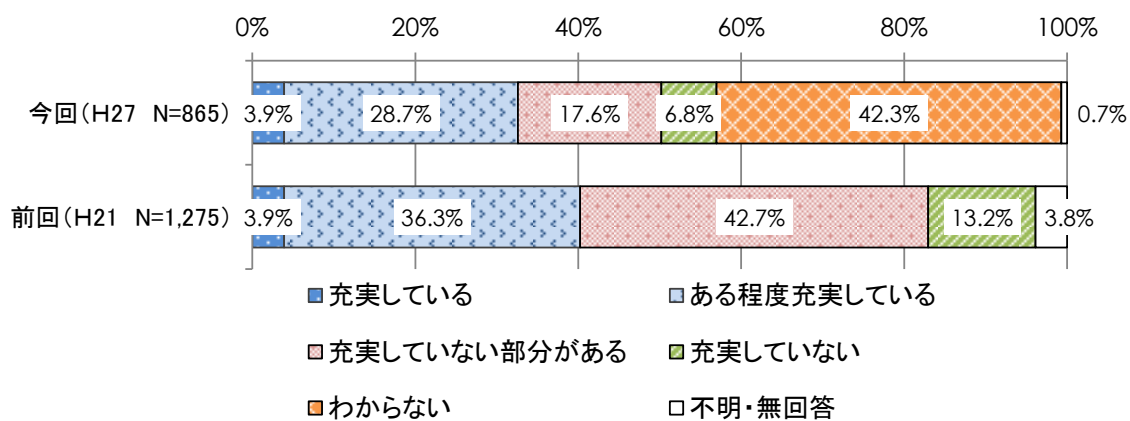


(2) 高齢者や低所得者などの課題を抱える人への支援対策の充実

現在の行政の福祉サービスについては、「充実している」「ある程度充実している」を合わせた割合が32.6%で、「充実していない部分がある」「充実していない」を合わせた割合(24.4%)を上回っています。

充実していない分野としては、サービス対象の最も多い「高齢者に対する福祉」が最も高くなっていますが、前回の調査と比較すると「低所得者に対する福祉」の割合が4.5ポイント高くなっており、貧困・低所得層への対策のニーズも高まっています。

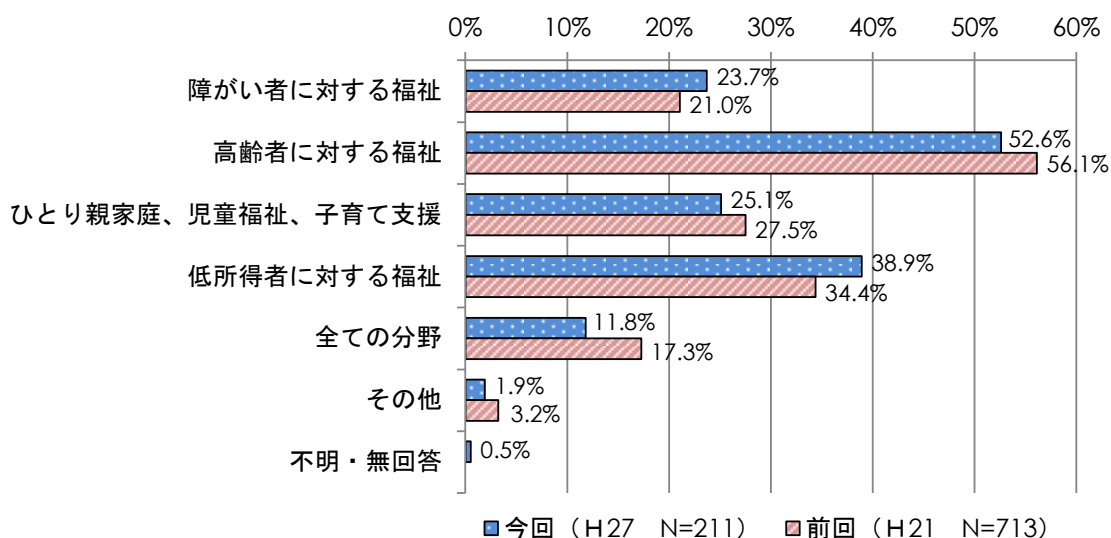
【福祉サービスの水準についての考え（市民意識調査）】



* 前回 (H21) では「わからない」の選択肢は無

【福祉サービスが充実していない分野（市民意識調査）】

◎福祉サービスが「充実していない部分がある」「充実していない」と回答した人



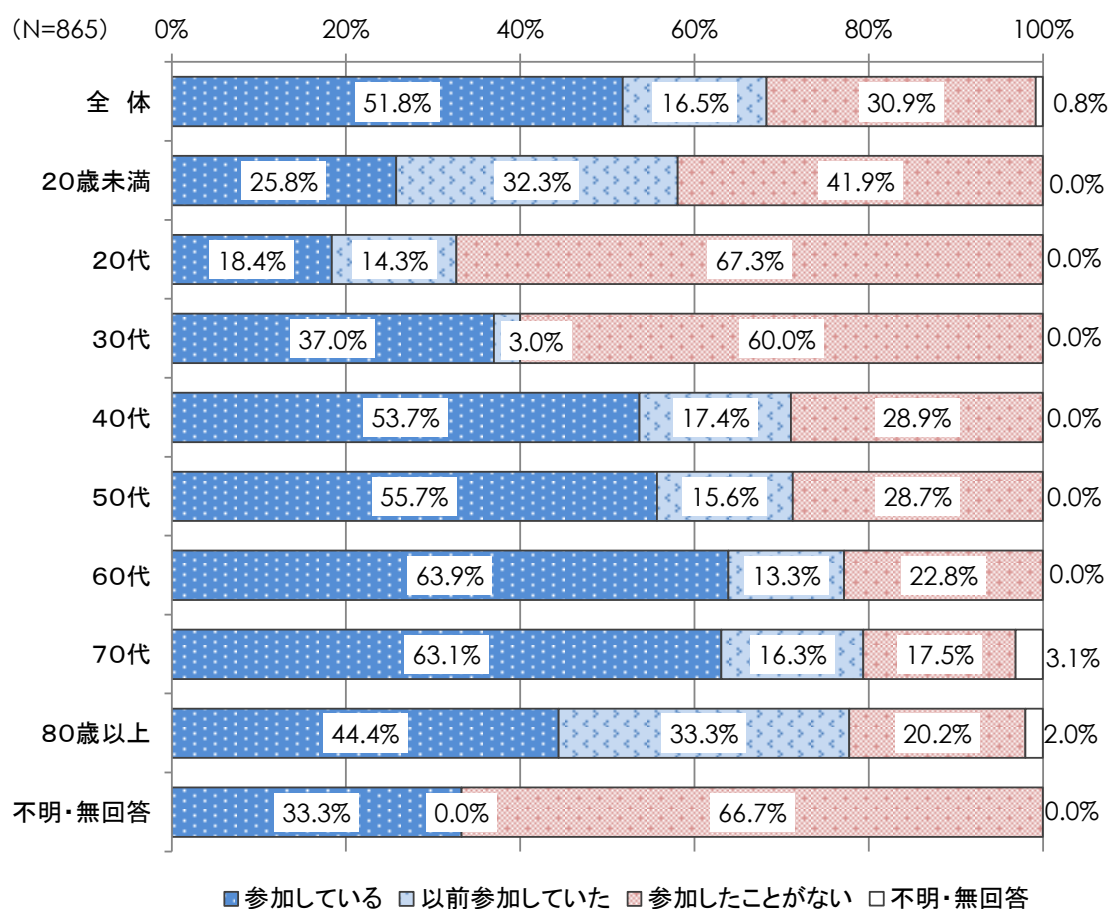
(3) 市民の地域活動等への参加促進

地域組織の活動への参加については、「参加している」が 51.8%となっており、年代が上がるほど参加率が高くなっています。

地域活動に参加しない理由は「仕事や家事に忙しく、時間がないから」(34.4%)、「自治会に加入していないから」(23.7%)、「参加する方法がわからないから」(14.6%)などがあがっています。

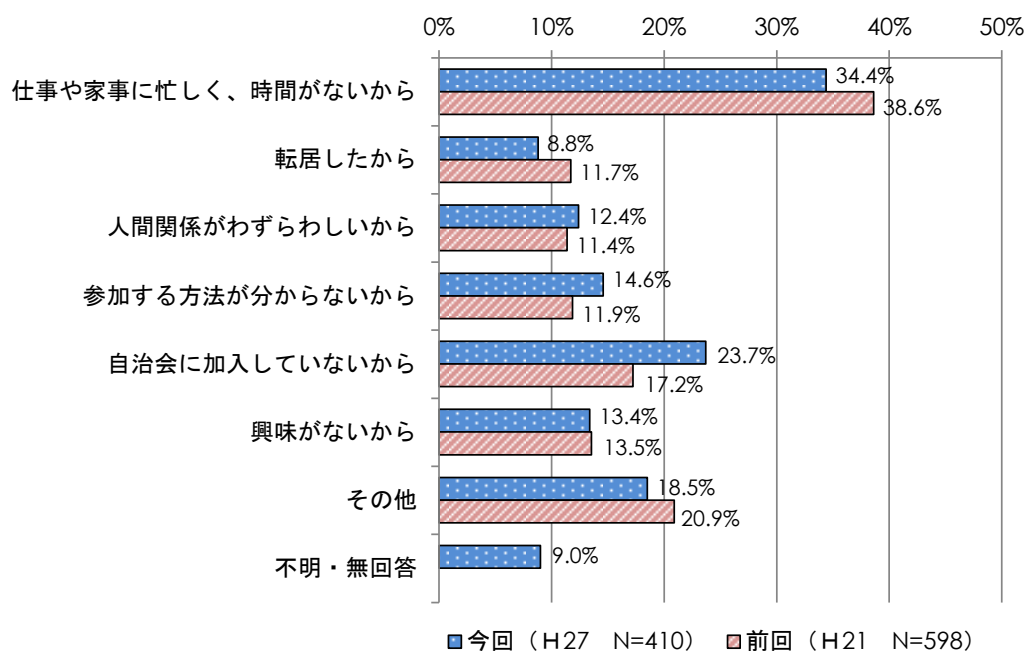
【地域活動への参加状況（市民意識調査）】

（年齢別）



【地域活動に参加しない理由（市民意識調査）】

◎地域活動に「以前参加していた」「参加したことがない」と回答した人

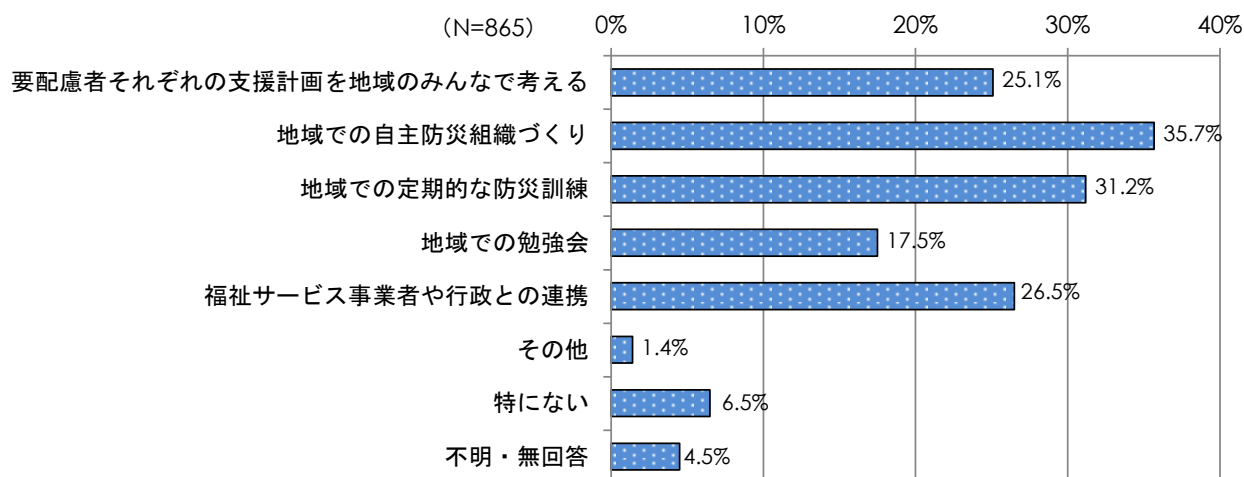


（４）災害時の支援体制の充実

災害時に住民同士が協力し合うために必要なことについては、「地域での自主防災組織づくり」「地域での定期的な防災訓練」「福祉サービス事業者や行政との連携」「要配慮者それぞれの支援計画を地域の人みんなで考える」といった回答が多くなっています。

自然災害等による被害が全国で頻発するなか、災害時に誰もが安全に避難できるよう、地域ぐるみで取り組むことの必要性への関心が高まっていると考えられることから、地域福祉の視点からの災害時支援の取り組みを重点的な課題のひとつとして推進していく必要があります。

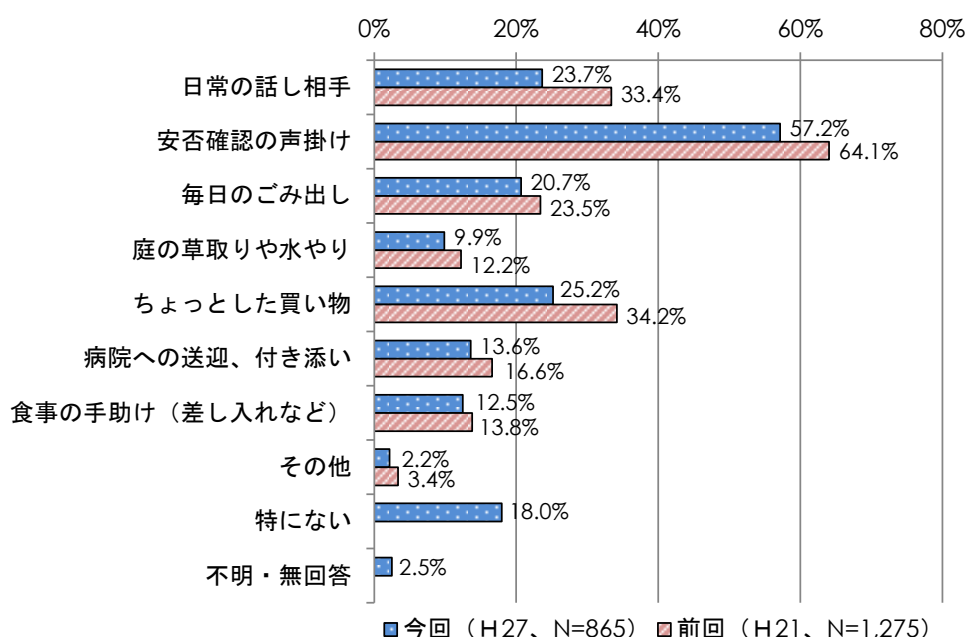
【災害時に住民同士が協力し合うために必要なこと（市民意識調査）】



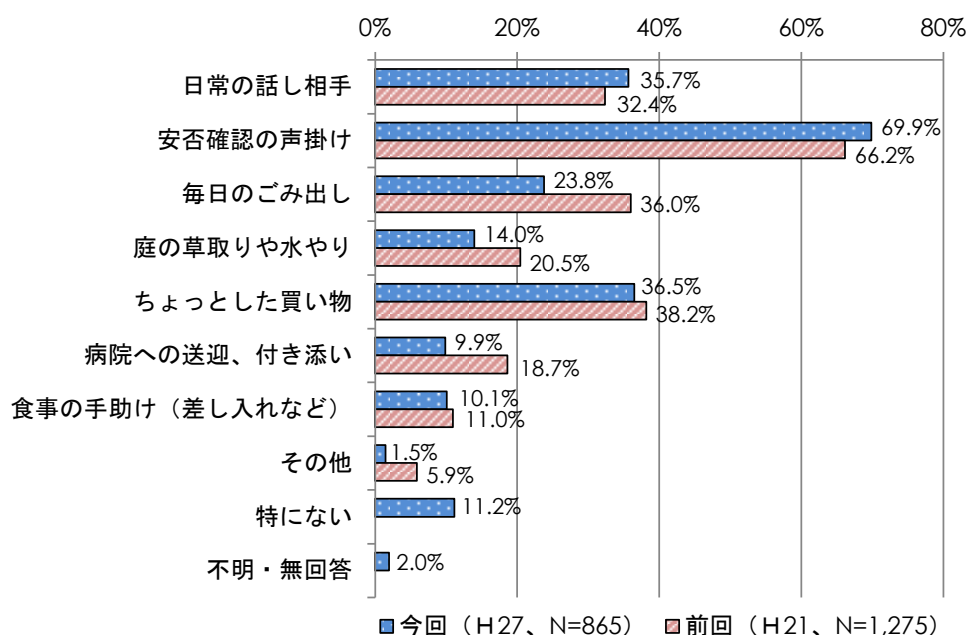
(5) 地域福祉の意識醸成

自分が日常生活で不自由になったとき、手伝ってほしいことについては、「安否確認の声掛け」「ちょっとした買い物」「日常の話し相手」「毎日のごみ出し」などの割合が高く、逆に近くに困っている世帯があったとき、手伝うことができることについても、同様の項目の割合が高くなっています。こうした生活課題やニーズを的確に把握し、市民の地域福祉活動への参加意識とつなぐ仕組みをつくっていくことで、お互いのニーズを満たしていく必要があります。

【日常生活で不自由になったとき、近所の人に手伝ってほしいこと（市民意識調査）】



【近所の人困っているとき、手伝うことができること（市民意識調査）】

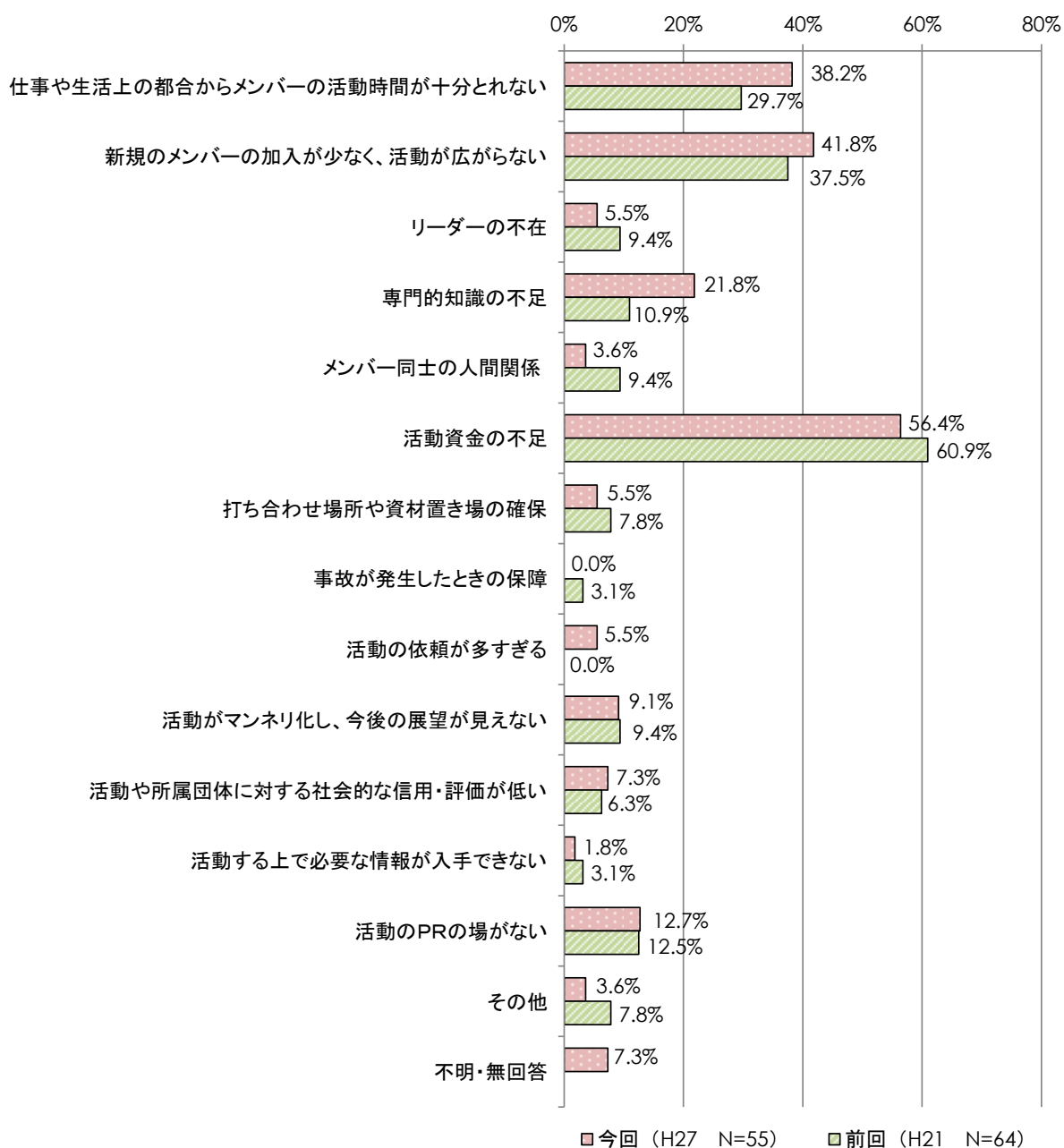


(6) NPO法人等の活動充実

NPO法人の活動上の問題については「活動資金の不足」「新規のメンバーの加入が少なく、活動が広がらない」「仕事や生活上の都合からメンバーの活動時間が十分とれない」などがあがっています。

今後、市民活動やボランティア活動を促進するためには、自分のライフスタイルに合わせて活動の時間帯が選べるようにしたり、身近なところや便利なところに活動の場を設けるなどの支援が必要となっています。また、市民にどこでどのような活動が行われているのか知らせるなど、市民が活動に参加していくためのきっかけづくりも求められています。

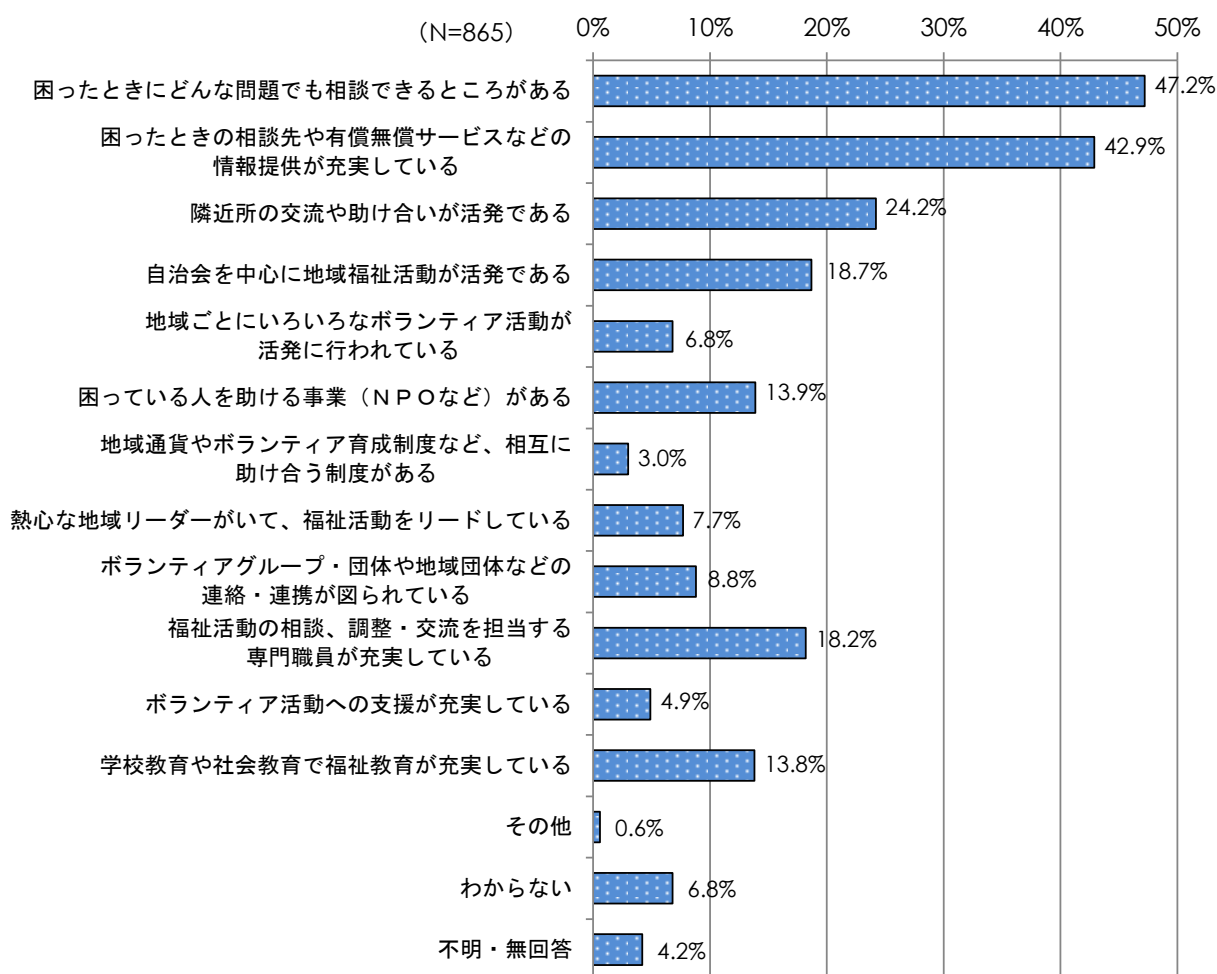
【活動する上で問題に感じていること（NPO法人アンケート）】



(7) 市民への情報提供や相談支援体制の充実

助け合えるまちについての考えは、「困ったときにどんな問題でも相談できるところがある」(47.2%)、「困ったときの相談先や有償無償サービスなどの情報提供が充実している」(42.9%)の割合が高くなっており、相談やサービスの情報提供を充実したうえで、専門的な相談機能や、地域での身近な相談活動が専門機関等に的確につながることを期待されていると考えられます。

【困ったときに助け合えるまちについての考え（市民意識調査）】

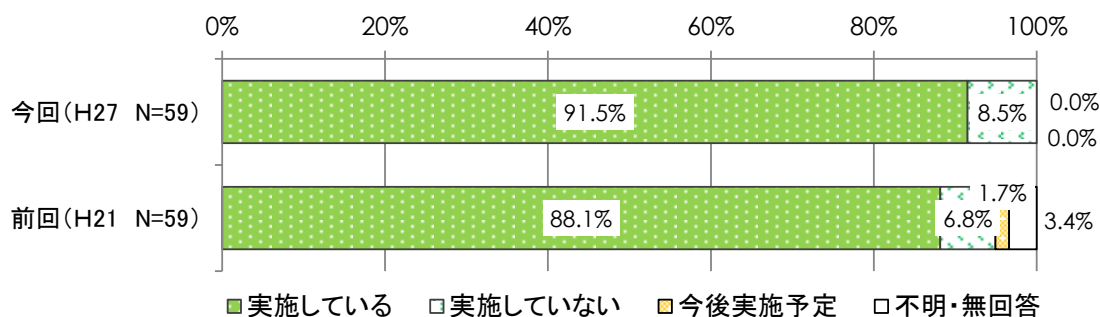


(8) 関係機関との連携や情報共有体制の充実

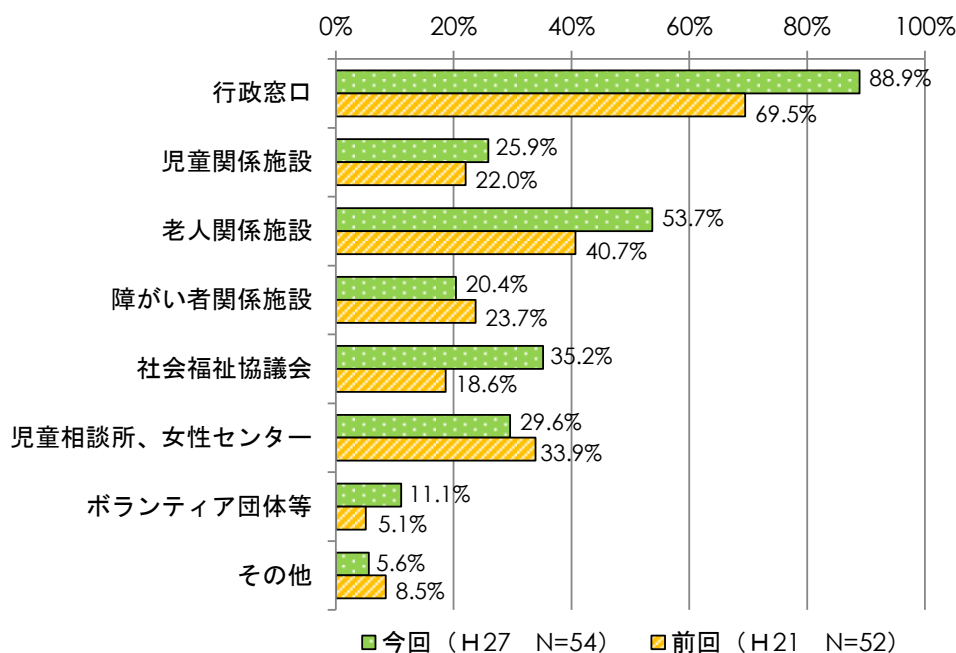
社会福祉施設が福祉に関する相談や利用申し込みを受けた際に、施設では対応が困難であった場合、他の施設・団体や行政の窓口への紹介を91.5%の施設が実施しており、前回の調査と比べると「行政窓口」「老人関係施設」「社会福祉協議会」への紹介が増えています。

対応困難な問題を抱えている人の事例は、「認知症」「身寄りがいない」「経済的困窮」「ネグレクト」など多岐にわたっており、行政を含めた他機関との情報共有・連携や地域単位の見守り体制の強化がますます重要となっています。

【他の社会福祉施設や行政等の窓口への紹介（社会福祉施設アンケート）】



【紹介先の施設・団体等の種類（社会福祉施設アンケート）】



【対応困難な問題を抱えている人に直面した事例（社会福祉施設アンケート）】

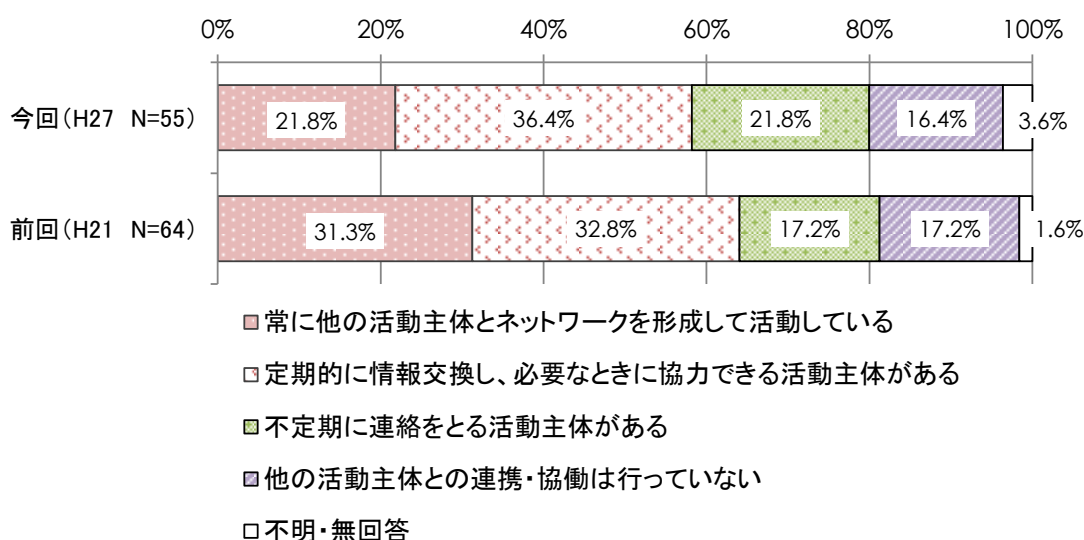
事例の内容	
高齢者、障がい者、生活困窮に関すること	
生活困難な独居老人のサービス計画（金銭も含めて）について苦慮している。	
要介護の認知症の方について、放浪ぐせがあり、制止すると暴れたり、大声を出したりするので、家族の方に了承は得ているが、現状そのままの状態である。 放浪のたび帰宅できず、発見するのが大変で交通事故等が心配である。	
認知症があり、片付けの必要性に対する理解が難しく、ごみが片付けられない人がいる。	
経済的理由で特別養護老人ホーム以外への入所ができないが、どこの施設も待機者が多い。	
身寄りのない利用者の緊急入院時の保証人について、問題となる。	
身寄りのない人、家族がいても関係が悪く、契約や入院時の金銭管理に問題がある。	
入居者の経済的困窮が理由で、料金の支払いが困難となり、今後の生活の維持の見通しが立たない。	
金銭的な面が背景にあったのかも知れないが、社会福祉制度を利用したくない家族（本人）への対応で困ったことがある。	
主介護者が要介護状態となったり、介護者不在の状況になった場合、支援の介入が遅れたり、支払いを拒否されたりして深刻な状態となった。	
年金収入はあるが、借金等で生活が送れない方の対応に困る。	
子どもに関すること	
両親共に障がい者で、0歳児を入園させたい相談があった。車の運転ができないので迎えに来てほしいということで、対応に困った。	
職員の確保ができず入園できない（待機している。）。職員の人数が足りない。	
両親の離婚により生活が困難になっている乳幼児の対応に困る。	
保育所において母親の精神的不安定によるネグレクトの対応に苦慮した。	
行政の縦・横割りにより対応されなかった事例（いわゆるタライ回し）がある。 また、法的措置に至らない障がい者（子ども）の対応も困る。	
一時預かり保育利用者の方が、希望通りに利用できない。	

(9) 行政と他の活動主体との協働

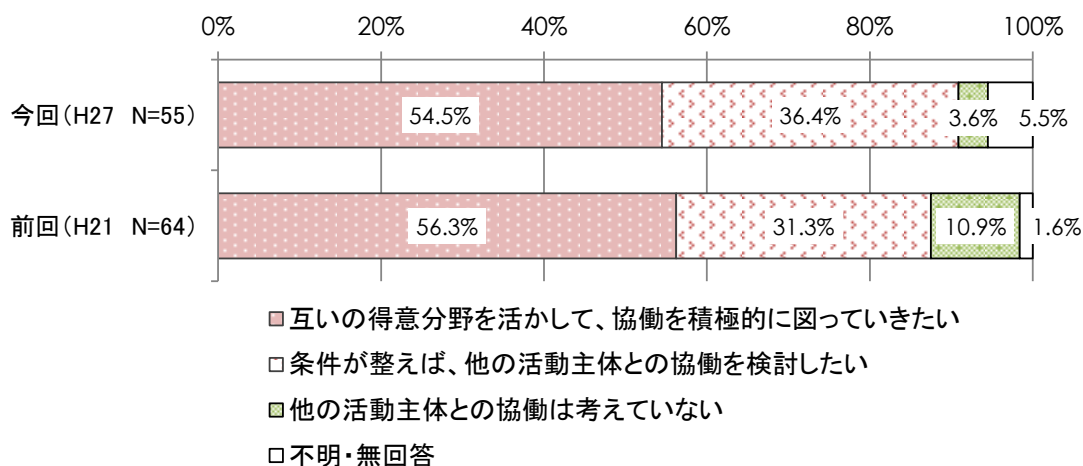
NPO法人の他の活動主体との協働の状況については、「定期的に情報交換し、必要なときに協力できる活動主体がある」が36.4%と最も高く、平成21年の調査と比べると、「常に他の活動主体とネットワークを形成して活動している」が1割程度減少しています。今後の意向については、「互いの得意分野を活かして、協働を積極的に図っていききたい」(54.5%)、「条件が整えば、他の活動主体との協働を検討したい」(36.4%)で大多数を占めており、他の活動主体との連携の意向は高いものがあります。

このため、関係機関や行政が日頃からコミュニケーションを取り、信頼関係を構築するとともに、活動主体側が制度や分野の壁を越えて連携を図るためのネットワークを強化することが必要です。

【他の活動主体（行政、社会福祉法人等）との協働（NPO法人アンケート）】 （現在の状況）



（今後の意向）





第3章 基本理念と基本目標

- 1 基本理念
 - 2 基本目標
 - 3 市民・地域・行政の基本的役割
 - 4 施策体系
-

(合紙裏)

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

誰もが住み慣れた地域で いきいきと共に暮らせるまちへ

地域福祉を推進する上で、全ての人が尊重され、障がいの有無や年齢に関わらず、住み慣れた地域で、安心して日常生活を送ることができるためには、住民相互のつながりや信頼関係を築き、共に助け合い、支え合うことが大切です。

本計画では第2次計画を踏襲し、地域住民一人一人がお互い家族のように思いやり、支え合う地域社会を築くため、日頃、住民が、声を掛け、見守り、助け合うことを地域福祉の基本ととらえ、また、第6次高松市総合計画の施策「地域福祉の推進」の目的を踏まえ、「誰もが住み慣れた地域でいきいきと共に暮らせるまちへ」を基本理念として定めました。

【参考】第6次高松市総合計画

地域福祉分野の位置付け

まちづくりの目標1：健やかにいきいきと暮らせるまち

保健・医療・福祉の連携の下、子どもの成長への支援など、子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築や障がい者の自立支援など、支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成に努めます。

また、健康づくりや医療体制の充実など、市民一人一人が健康で元気に暮らせる環境づくりを推進し、健やかにいきいきと暮らせるまちの実現を目指します。

施策名：地域福祉の推進

誰もが住み慣れた地域で、支え合い、認め合い、生きがいをもって、いきいきと共に暮らせる地域福祉を推進します。

2 基本目標

基本理念に向けて重点的に取り組む目標として、前章で整理した地域福祉を推進するに当たっての課題や求められるものを踏まえて、3つの基本目標とその施策を次のとおり設定しました。

基本目標1 住民参加の支え合う地域づくり

少子高齢化や核家族化の進展、個人の価値観の多様化など、現在、私たちが生活する地域社会や家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中で、複雑、多様化する生活課題や福祉ニーズに対応していくためには、地域社会を構成する住民一人一人が地域福祉の担い手であるという共通認識を持ち、思いやりをもって共に支え合い、助け合う活動（共助）が求められています。

そのため、共助を主体として、住民の自立した生活をサポートする地域による支え合いや緊急時における地域での支援体制を構築するために、公的な福祉サービスだけでなく、住民を始め、自治会、民生委員・児童委員、市民活動団体、社会福祉協議会等と行政が協働するという考え方の下、あらゆる関係機関が連携して、住民みんなで支え合う地域づくりを推進します。

また、災害緊急時に適切に対応できるよう、支援が必要な人の把握と地域での見守り体制を強化するとともに、ユニバーサルデザインの普及・啓発を図るなど、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に生活できるまちづくりを進めます。

基本目標2 地域福祉を推進する人づくり

複雑、多様化する福祉ニーズに応え、満足のいく福祉サービスを提供するには、地域におけるサービスの担い手となる、優れた知識技術をもった人材が必要になります。

そのため、地域の身近な支援者である民生委員・児童委員の資質向上や福祉教育の推進などにより市民の地域福祉意識の更なる醸成を図るほか、市民活動団体への支援を通じ、ボランティアや地域福祉を推進するリーダー等を養成するなど「地域福祉を推進する人づくり」を進めます。

基本目標3 適切なサービスを提供できる基盤づくり

誰もが家庭や地域の中で、障がいや年齢に関わらず、その人らしく、安心して自立した生活を送るには、支援を必要とする人が、必要なときに、利用者本位の適切なサービスを利用できる環境のほか、関係団体と行政とが連携・協働して地域福祉を支えていく基盤が必要になります。

そのため、適時適切な情報提供や相談体制の充実に努めるとともに、関係団体と連携・協働し、利用者が安心してサービスを利用できるよう、行政等による公的な福祉サービスの質の向上を図るとともに、民間事業者等による多様な形態の福祉サービスの提供を支援します。



3 市民・地域・行政の基本的役割

本計画に基づき地域福祉を着実に推進するためには、行政はもとより、市民や地域、サービス事業者等がそれぞれの役割に応じ、主体的、積極的に取り組むとともに、各主体との協働を進めていくことが重要です。

このようなことから、本計画では、市民一人一人が取り組むべき「自助」、地域社会が共同して取り組むべき「共助」、行政として取り組むべき「公助」の3つに区分し、地域福祉の推進に向けた基本的役割について定めます。

(1) 自助（市民の役割）

地域福祉推進の主役である市民には、自らが福祉サービスの受け手としてだけでなく、担い手であるという認識を持ち、地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、支え合う地域社会づくりを推進する役割が期待されています。

(2) 共助（地域の役割）

① 地域コミュニティ協議会の役割

地域の各種団体から構成される地域コミュニティ協議会は、地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを共通の目的としており、他の団体と連携・協力しながら地域を基盤とした活動を行い、特色あるまちづくりを進める役割が期待されています。

特に、構成団体の一つである地区社会福祉協議会は、地域の福祉・保健分野において、敬老会事業や高齢者と地域の交流事業などを行っており、地域福祉活動の推進が期待されています。

② 社会福祉協議会の役割

地域における住民組織と社会福祉事業関係者等で構成される社会福祉協議会については、「地域福祉活動計画」に基づき、住民の地域福祉活動への参加促進を図るなど、地域福祉活動の中心的な推進役の役割が期待されています。

③ 民生委員・児童委員の役割

支援を必要とする人の発見、援助に努め、地域住民にとって最も身近な福祉に関する相談相手であるとともに、地域福祉の推進者として、行政や社会福祉協議会等と連携した活動が期待されています。

④ サービス事業者の役割

福祉サービスの専門家として、更なるサービスの質的向上を目指すとともに、苦情解決制度の整備、利用者の権利擁護など、福祉サービスが利用しやすい環境の整備にも取り組む必要があります。

また、専門的な知識を持つ職員や施設などを生かし、市民や行政と協働により、地域福祉活動の活性化に資することが求められています。

⑤ 市民活動団体の役割

関係団体や行政と連携・協働する中で、地域福祉活動の実践及びその活動を通じて、市民の福祉を向上させることが期待されています。

(3) 公助（行政の役割）

本計画の推進には、福祉分野のみならず、保健・医療・環境・教育など他の生活関連分野との連携が重要であることから、関係部局との緊密な連携の下、各事業に取り組みます。

また、地域福祉の考え方は、地域における人と人とのつながりを構築し、住民同士が他人を思いやり、互いに支え合い、助け合って生活する共助型の地域社会を築く「地域コミュニティづくり」と同じ考え方に立つものであることから、地域福祉を地域コミュニティの一分野として位置付け、効率的な計画推進を図るものです。



4 施策体系

基本目標 1 住民参加の支え合う地域づくり

	1-1	地域での支え合い体制の充実	施策の方向 ① 地域コミュニティ活動の推進 ② 地域交流の推進 ③ 地域活動やボランティア活動の参加促進 ④ 地域包括ケアシステムの構築 ⑤ 地域の多様な生活課題への対応
	1-2	安全・安心のまちづくり	施策の方向 ① 災害緊急時の要配慮者支援 ② ユニバーサルデザインのまちづくり

基本目標 2 地域福祉を推進する人づくり

	2-1	地域福祉の意識醸成	施策の方向 ① 地域福祉の意識啓発 ② 福祉教育の推進
	2-2	地域福祉の担い手づくり	施策の方向 ① 地域福祉活動の担い手の確保・育成 ② 市民活動団体の育成 ③ 民生委員・児童委員の活動推進

基本目標 3 適切なサービスを提供できる基盤づくり

	3-1	福祉サービスの適切な利用環境づくり	施策の方向 ① 情報提供体制の充実 ② 住民ニーズに対応できる相談支援体制の充実 ③ 福祉サービスの評価制度の普及促進 ④ 社会福祉施設等の適正な運営 ⑤ 福祉サービス利用者の権利擁護
	3-2	支え合いの基盤づくり	施策の方向 ① 各種団体と行政との協働推進 ② 高松市社会福祉協議会との連携

第4章 施策の展開

基本目標1 住民参加の支え合う地域づくり

1-1 地域での支え合い体制の充実

1-2 安全・安心のまちづくり

基本目標2 地域福祉を推進する人づくり

2-1 地域福祉の意識醸成

2-2 地域福祉の担い手づくり

基本目標3 適切なサービスを提供できる基盤づくり

3-1 福祉サービスの適切な利用環境づくり

3-2 支え合いの基盤づくり

(合紙裏)

第4章 施策の展開

基本目標 1 住民参加の支え合う地域づくり

1-1 地域での支え合い体制の充実

現状と課題

一人暮らし高齢者、要介護等認定者、障害者手帳所持者など、日常生活の中で支援を必要とする人が更に増加していたり、地域の中での孤立が懸念されるなど、身近な地域における支え合い体制の充実が今後一層求められています。

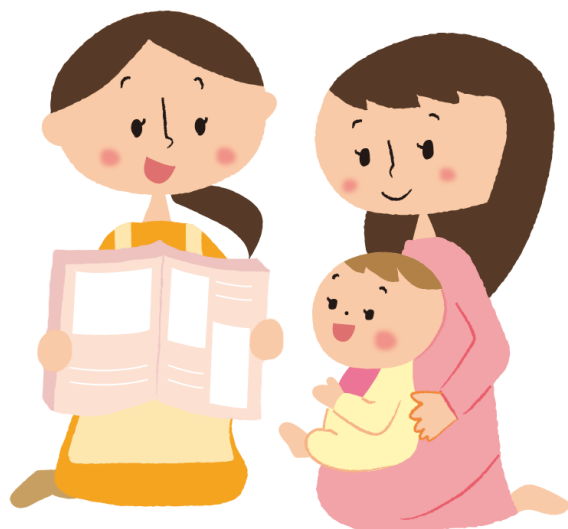
一方で、本市の自治会への加入率は減少の一途を辿り、地域における連帯感の希薄化とともに、伝統的な相互扶助機能も弱体化しています。また、市民意識調査結果でも、普段の近所との付き合いの程度については、「顔を合わせたときに挨拶をする程度である」が最も高くなっていますが、理想とする近所との付き合いの程度については、「困ったときに相談したり、災害時や緊急時には支援するなど、助け合うべき」が最も高くなっており、近所付き合いの現実と理想が浮き彫りとなっています。

本市では、多様化する地域課題を地域の人たちが自らの問題としてとらえ、解決に向けて積極的に取り組む“地域自らのまちづくり”を行うため、おおむね小学校単位で、連合自治会を始め、地域の各種団体、NPO法人などにより、全ての地域に「地域コミュニティ協議会」が組織されており、地域コミュニティ協議会の各種活動を中心に、地域のニーズに即した住民参加による地域の支え合いが求められています。

また、生活困窮、自殺、虐待、DV、孤立死、消費者被害など、近年の社会環境の変化に伴い顕在化してきた多様な生活課題への対応のほか、重度な要介護状態や認知症となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

市民の声（市民意識調査より）

- ▶自治会を中心とした地域社会の連携がうまく機能すればいいが、目的意識には個人差があり押し付け的な運営になりがちである。
- ▶お年寄りの一人暮らしが多くいるので、その人達を訪問し、助けてあげてほしい。
- ▶個人的には自助＞共助＞公助の考えを持つべきだと思うが、行政からこの考えを押しつけられると反感を買う。行政と個人との間に何か（学校、地域）ワンクッションあるといいと思う。
- ▶運動ができる設備があり、地域住民が気軽に集まれる場がほしい。
- ▶市内の中心部で、マンション住まいの人が多い地域は自治会活動に参加する人が少なく、地域との結びつきが希薄になり、福祉サービスの情報が得にくくなっている。
- ▶近所の付き合いが難しく、話し合いがしづらくて困っている。
- ▶自治会の会長になって納得できないことが結構ある。自治会加入のために会費の支払いが発生する。そもそも自治会加入のメリットがよく分からない。災害時のためにだけ自治会に加入しているようにしか思えないのが残念に感じる。
- ▶生活保護家庭よりも低収入の家庭がかなり多いと聞くと、医療・福祉などの面で負担増にならないよう、行政と民生委員の努力、配慮がほしい。
- ▶一人なので孤独死を心配している。
- ▶近隣で老人介護の問題で大変苦労されている方が多いと感じる。明日は我が身と感じている。



施策の方向

① 地域コミュニティ活動の推進

地域には、それぞれの特性があり、また抱える課題や福祉ニーズも多種多様ですが、自分たちの地域特性を踏まえ、地域独自の課題に対する共通認識を持った住民主体の活動は、地域からの支持を受け、地域に根づいていくことから、このような活動への取組は大変重要です。

地域コミュニティ協議会は、地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として組織され、地域福祉を推進する基盤となる団体です。住民一人一人が自分の住んでいる地域を知り、地域の生活課題を発見し、解決につなげていく活動が積極的に展開されるよう支援するとともに、連携・協働によるまちづくりを推進します。

区 分	取り組み内容
自助 (市民)	・隣近所と関わり、地域や生活課題に関心を持ちます。 ・地域で支援が必要な人がいる場合は、民生委員・児童委員や行政等へつなぎます。 ・自治会活動など地域コミュニティ活動への理解を深め、積極的に参加します。
共助 (地域)	・自治会は、地域の情報を住民へ積極的に発信します。 ・誰もが地域活動に参加しやすい雰囲気づくりに努めます。 ・各種団体間の連携を密にし、協力してまちづくりに取り組みます。 ・高齢者や障がい者、妊婦・乳幼児がいる家庭への訪問、情報や事例の情報共有により、地域の見守り活動を推進します。 ・地域コミュニティ協議会の中心となる自治会への加入を進め、自治会活動の強化に取り組みます。 ・地域活動の拠点として、コミュニティセンターの管理・運営を行い、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。
公助 (行政)	・地域コミュニティ協議会への支援を通じて、地域福祉活動の活性化を図ります。 ・自治会への加入促進を支援します。 ・協働について職員の意識改革を図るとともに、協働推進員を活用して、協働を円滑に進めます。

区 分	取り組み内容
公助 (行政)	・ 地域活動の拠点となるコミュニティセンターの維持修繕を図ります。 ・ 地域まちづくり交付金事業など、市民と行政との協働による地域自らのまちづくりの推進を支援します。



② 地域交流の推進

住民同士が支え合う地域にしていくためには、近所付き合いを始めとした地域の中での交流が活発であることや、住民同士が互いに理解を深め、生活課題をみつけ、解決に向けた取組を話し合っていく場・機会が必要となります。

また、本市では空家が増加しており、生活環境や景観の悪化などが懸念されている一方で、空家は地域資源としてとらえ、活用方策の検討が求められています。

住民一人一人が地域社会とのつながりや信頼関係を育み、地域で支え合い、協力し合うことのできる関係づくりを進めるため、子どもから高齢者まで、地域に住民が集まることができる活動スペースや、主体的に交流できる機会づくりを推進します。

区 分	取り組み内容
自助 (市民)	・ 地域の一員として、積極的に地域活動に参加します。 ・ 日頃からの挨拶や要配慮者への声掛け、見守り活動を心掛けます。 ・ 市内の施設の情報を把握して、積極的に活用します。
共助	(地域) ・ 様々な地域行事を通じて、顔見知りの関係などのつながりができるような地域活動を展開します。 ・ 世代間の交流を活性化し、年代の輪を広げます。 ・ 誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努めます。 ・ 高齢者や障がい者、外国人を含め、幅広く住民に地域活動への参加を呼びかけます。
	(事業者) ・ 地域交流事業に積極的に参加します。 ・ ボランティアの受け入れなど、地域や学校等との交流を推進します。 ・ 社会福祉施設の持つ専門的知識・ノウハウを生かし、地域活動への協力や施設の地域開放に努めます。
公助 (行政)	・ 子どもから高齢者まで幅広い年齢層や障がい者などが地域福祉活動に関われる地域交流事業を支援します。 ・ 交流活動や生きがい活動をするための拠点や、様々な立場の市民が気軽に集える場づくりを推進します。 ・ 空家について、地域の交流拠点としての活用も含めた幅広い活用の方策を検討します。

③ 地域活動やボランティア活動の参加促進

地域における多様な生活課題に的確に対応するとともに、新たな課題やニーズを発見する上で、住民団体による地域活動やボランティア活動が果たす役割は大きくなっています。

一方で、高齢化や長寿化の進展や、団塊の世代が退職し、仕事を中心とした生活から地域を中心とした生活を営む人が急増することも予想されます。

このような人たちによる、地域社会をより住みやすいものにしていこうという意識の高まりを生かし、地域の生活課題への対応とともに住民の自己実現意欲も満たすことができるよう、地域活動やボランティア活動への参加を促進します。

区 分	取り組み内容
自助 (市民)	・自らが、福祉サービスの受け手であるとともに、担い手であることを認識し、空き時間や能力を積極的に地域活動やボランティア活動に生かすよう努めます。 ・生きがいを持ち、社会参加に努めます。
共助	(地域) ・住民の地域福祉意識の醸成を図るため、地域活動への参加を呼び掛けます。 ・団塊の世代を始め、住民が地域活動に参加しやすいよう情報提供や雰囲気づくりに努めます。
	(社会福祉協議会) ・ボランティア団体への支援・助成を通じて、ボランティアの育成に努めます。 ・ボランティア活動保険の普及を図り、活動しやすい環境づくりに努めます。
公助 (行政)	・ボランティア・市民活動センターへの支援を通じて、市民のボランティア意識の醸成を図り、人材の発掘、養成に努めます。 ・様々な地域活動を周知し、市民が参加できるよう情報の提供と共有化に努めます。 ・認知症サポーターの養成等により、地域で活躍できる福祉人材の育成に努めます。

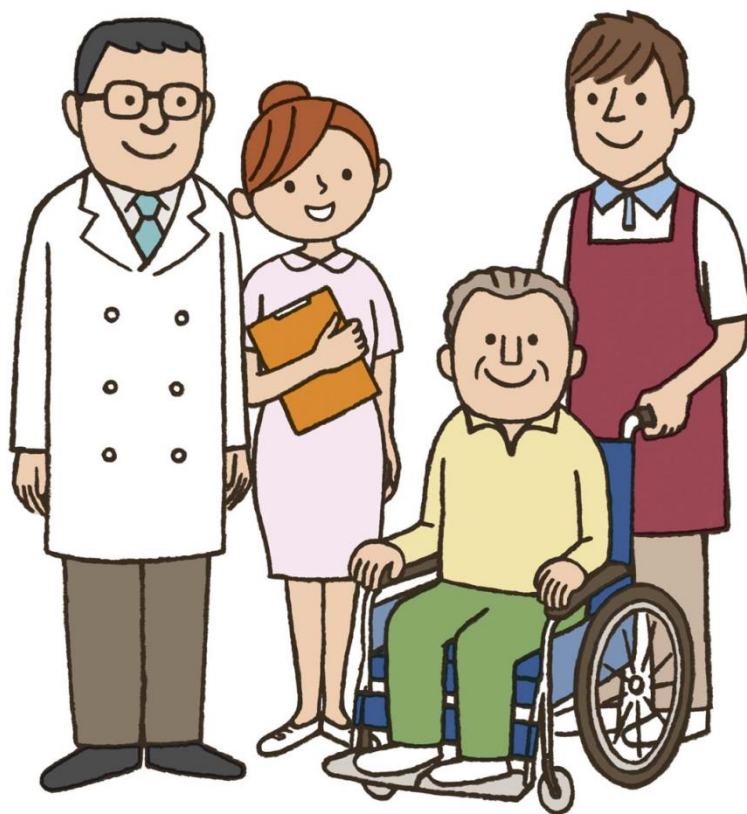
④ 地域包括ケアシステムの構築

要支援・要介護状態となる恐れのある高齢者を早期に把握し、要介護状態の軽減や悪化の防止だけではなく、高齢者が住み慣れた地域社会で、自分らしい人生を最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいなどが一体的に切れ目なく提供される状態である、地域包括ケアシステムを構築します。

また、地域の共助や、民間事業者のサービスとの役割分担を踏まえながら、元気な高齢者と要介護者等を分け隔てることなく、支え合いや、世代間を通じて、通いの場が拡大していくような地域づくりを推進します。

区 分	取り組み内容
自助 (市民)	・地域で支援が必要な人がいる場合は、民生委員・児童委員や行政等へつなぎます。 ・一人暮らし高齢者等に声掛けをしたり、話し相手、相談相手になるよう努めます。
共助	(地域) ・各種団体間の連携を密にし、高齢者や障がい者、妊婦・乳幼児がいる家庭への訪問、情報や事例の情報共有により、地域の見守り活動を推進します。
	(事業者) ・介護保険サービスの量の確保及び質の向上を図ります。 ・医師会・介護サービス事業者・地域代表等で構成する「地域ケア会議」を開催し、高齢者支援に関する施策・体制づくりにつなげます。 ・認知症のおそれがある人が地域で自立した生活を送れるよう、医療・福祉関係者等の多職種による支援チームが連携して、包括的・集中的な支援を行います。
公助 (行政)	・在宅医療と介護サービスを一体的に提供できるよう、意見交換、多職種間のネットワーク構築など、情報の共有と連携強化を図ります。 ・介護予防・日常生活支援総合事業を実施する中で、市民一人一人の状況や地域の実情に応じた介護予防事業を展開するとともに、地域ぐるみで取り組む介護予防の体制づくりを支援します。 ・高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、社会参加、生活支援、見守り及び居場所づくりの拡充を図ります。

区 分	取り組み内容
公助 (行政)	高齢者のライフスタイルや介護ニーズ等に見合った住まいの充実を図ります。



⑤ 地域の多様な生活課題への対応

地域で見守り、支え合うという観点から、様々な要因による自殺、虐待、DV、孤立死、消費者被害などの生活課題に対し、地域の多様なネットワーク機能を連携・充実させ、地域において未然防止や早期発見に努めるとともに、公的なサービスでは対応できない日常の生活課題への支援を推進します。

また、平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者を早期に把握するとともに、困窮状態から脱却できるよう、適切に生活困窮者の支援を進めます。

区 分	取り組み内容
自助 (市民)	・自分の身は自分で守るという意識を持ちます。 ・生活課題に関する研修会等に積極的に参加します。 ・日頃から近所の人間関係を深め、生活に関する危険サインをキャッチするとともに、自らも発信します。 ・地域で支援が必要な人がいる場合は、民生委員・児童委員や行政等へつなぎます。 ・生活困窮者自立支援制度の仕組みを理解し、困ったときは早めに相談します。
共助 (地域)	・生活課題に関する情報収集と提供に努めます。 ・地域の生活課題を把握し、解決に努めます。 ・隣近所における日常の生活課題について積極的に支援します。 ・地域のあらゆる関係団体で情報交換を行い、課題解決に向けて連携します。
公助 (行政)	・各種相談窓口が連携し、課題の早期発見・解決に努めます。 ・生活課題に関する情報収集と提供を行い、市民への啓発や問題の未然防止に努めます。 ・消費生活相談窓口として消費生活センターの充実を図り、相談員による申出者の苦情相談の解決・助言を行います。 ・生活困窮者を発見し、相談窓口につなげるためのネットワークを構築します。 ・生活困窮者自立支援制度により、包括的・継続的な相談支援を行います。

区 分	取り組み内容
公助 (行政)	生活困窮者自立支援制度により、就職、住居、子どもの学習等の個々の状況に応じた支援を推進するとともに、既存サービスの有効な活用に努めます。



1-2 安全・安心のまちづくり

現状と課題

近年、地震や台風など大規模な自然災害が数多く発生し、改めて地域での支え合いの重要性が再認識され、日常的なつながりや災害緊急時における要配慮者への支援体制の強化が求められています。特に東日本大震災では、高齢者や障がい者に多くの犠牲者が出たことが大きな問題となりました。災害発生時には、「自分の命は自分で守る」という自助の意識が求められていますが、要介護者や重度の障がいを持つ人などの要配慮者が自ら避難することは困難であるため、地域全体で「自分達の地域は自分達で守る」という共助の意識を持つことが重要です。

また、地域社会における安全・安心の確立が求められていることから、地域住民、民生委員・児童委員等の福祉関係者、ボランティア団体などがお互いに連携しながら、地域全体で課題を共有し、未然に防いだり、適切かつ速やかに対応できる地域づくりが必要です。

さらに、障がいの有無や年齢、国籍等に関わらず、全ての人が住み慣れた地域で、安全かつ安心して生活ができ、あらゆる分野の活動に参加できる地域社会を築くために、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりに配慮することが大切です。

市民の声（市民意識調査より）

- ▶自治会によって防災意識の差があると思う。行政がもっとリーダーシップをとってほしい。
- ▶自治会に入っていないので、災害が起こった時に声掛けをしてもらえないのではないかと不安である（マンション、社宅などは自治会に入りにくい）。
- ▶いつも気になるのが、タイルを敷き詰めた歩道である。タイルがはがれ、歩いていてつまずくような浮き方になっている。見た目はきれいでも危険だと思う。歩行器を利用している方にも安全なようにバリアフリーにしてもらいたい。



施策の方向

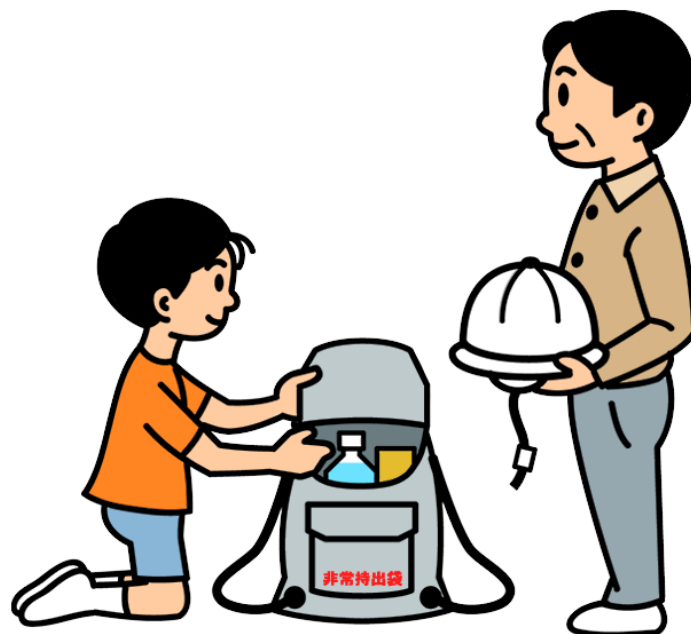
① 災害緊急時の要配慮者支援

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの要配慮者に対して、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く安全に行われる体制を構築するため、自主防災組織の育成強化を図るとともに、「災害時要援護者台帳」を作成し、要配慮者情報の把握と共有を図ります。

また、平常時から要配慮者に対する見守りや声掛けを行い、地域における要配慮者の支援に努めます。

区 分	取り組み内容
自助 (市民)	(要配慮者) ・日頃から自治会や自主防災組織等近隣住民との積極的な交流を図り、避難支援を受けやすい環境づくりに努めます。 ・日頃から災害に関心を持ち、過去の災害状況や危険箇所を把握したり、非常持ち出し品や家庭内備蓄品を備えたりします。 ・自分たちの命を守るため、住宅の耐震化や家具類の転倒・落下防止対策を進めます。
	(支援者) ・要配慮者との信頼関係を構築するとともに、普段から見守りや声掛けを行います。
共助 (地域)	・地域における各種行事や事業を通じて要配慮者との交流を図り、普段からの見守りや声掛けを行います。 ・近隣住民で要配慮者がいたら、「災害時要援護者台帳」に支援者として積極的に登録をします。 ・「災害時要援護者台帳」の管理・更新を行うとともに、地域の実情に合わせた災害時の情報伝達体制や避難計画を作成します。 ・要配慮者参加型の防災訓練や避難訓練を実施し、住民の防災意識啓発に努めます。 ・自主防災組織の育成を推進します。
公助 (行政)	・要配慮者の手助けが地域の中で素早く行われるよう、「安全・安心のまちづくり」の中核となる施設として、災害発生時の情報拠点や指揮命令拠点の機能や常設の災害対応機能を備えた「高松市危機管理センター（仮称）等」の整備を進めます。

区 分	取り組み内容
公助 (行政)	・「災害時要援護者台帳」を作成し、地域と情報を共有するとともに、その管理・更新を行います。 ・障がい者や病気の人等に配慮した避難所・避難路の点検・確保に努めます。 ・地域の情報伝達体制や避難計画の作成などを盛り込んだ地域コミュニティ継続計画の作成を支援します。 ・地域の要配慮者支援活動を継続的・専門的に担う人材を育成するため、地域防災リーダー育成セミナー等の研修を実施します。 ・防災訓練の実施や地域住民による防災訓練への支援を通じて、市民の防災意識の向上に努めます。 ・コミュニティセンター等において地域住民とともに災害対応を行う職員を指定することにより、地域における災害応急対策を迅速に行う体制を整備し、災害による被害を最小限に抑えます。 ・災害時緊急物資備蓄体制の強化を進めます。



② ユニバーサルデザインのまちづくり

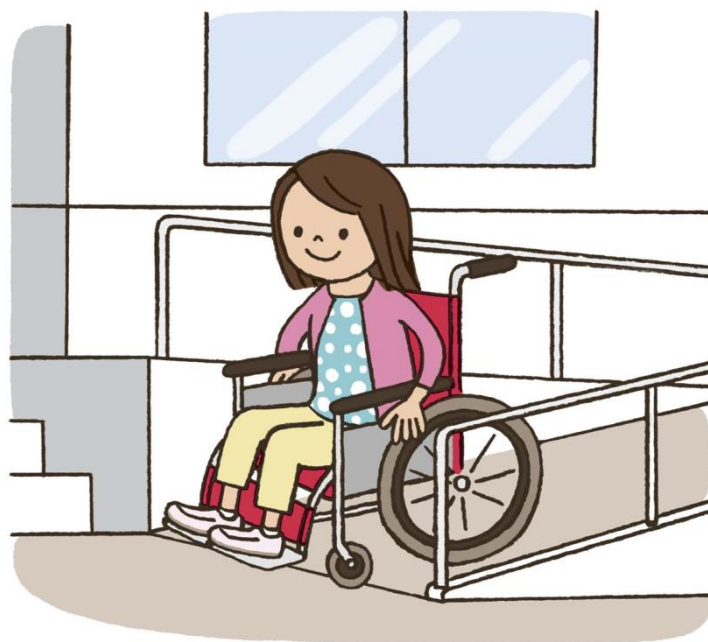
高松市ユニバーサルデザイン基本指針に基づき、年齢や性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、全ての人が安心して住み慣れた地域社会の中で暮らしていけるよう、公共施設等の整備を進めるとともに、市民・サービス事業者等への意識啓発を推進します。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、障がい者が日常生活等を営む上で社会的障壁を除去するため、施設や設備の改善・整備を推進するほか、差別解消への啓発活動に取り組みます。

そして、誰もが、地域社会を構成する一員として尊重される社会を実現するため、人権意識の啓発や教育を推進し、社会的に不利な立場に置かれている人に対する理解を深めるとともに、多様な情報通信サービスを容易に利用でき、情報格差が生じないように、情報を入手する上で障害となる様々な条件に対応できる情報提供体制の充実を図ります。

区 分	取り組み内容
自助 (市民)	・ユニバーサルデザインやバリアフリーについて理解を深めます。 ・優先駐車スペースや多機能トイレ等の優先施設を尊重するなど思いやりの心をもって行動します。 ・人権教育・啓発に関する研修に参加し、理解に努めます。
共助	(地域) ・見守り活動を通して、要配慮者の地域生活を支援するとともに、介護者の負担軽減に協力します。 ・問題を抱える人やサービスの利用に結びついていない人を、市や関係機関につなげる役割を果たします。
	(事業者) ・障がい者・団体などの意見等を踏まえ、建築物のユニバーサルデザイン化に努めます。 ・できる限りユニバーサルデザイン対応製品の使用に努めます。 ・福祉サービスの利用者の特性に合わせて、適切に情報提供を行います。
公助 (行政)	・高齢者・障がい者が自宅で暮らしやすいよう、住宅改造を支援します。 ・不特定多数の人が利用する公共施設や、公共交通機関等のユニバーサルデザイン化を推進します。

区 分	取り組み内容
公助 (行政)	・ユニバーサルデザインやバリアフリーについて、意識啓発に努めます。 ・人権教育・啓発に関する研修を推進します。 ・点字広報の発行や手話奉仕員の派遣など情報の受け手の特性に合わせて、適切に情報提供を行います。 ・外国人住民への生活支援体制の充実に努めます。 ・高齢者や障がい者等が積極的に社会参加できるよう、外出支援サービスの充実に努めます。



基本目標 2 地域福祉を推進する人づくり

2-1 地域福祉の意識醸成

現状と課題

福祉は、住民一人一人が年齢や性別、障がいの有無に関わらず、人間としての尊厳を持って、地域の中で当たり前に暮らすことを支援しようとするものです。誰もが地域の中で共に生き、共に支え合いながら、人としての幸せを実感することができる心豊かな福祉の文化・意識が地域に育まれていることにより、本計画が進める共助の仕組みが成り立つと考えられます。

そのため、地域福祉の理念についての学びや参加、体験の機会を充実し、市民・社会福祉協議会・行政が協働して、住民の地域福祉意識の醸成を図る必要があります。

また、住民が地域福祉の担い手として、様々な活動に積極的に参加し、生きがいを持って、地域の中で暮らすことにより、地域福祉は充実していくものと考えられますが、そのためには、学校や地域での体験学習や生涯学習などの機会を通じて、福祉の文化を身近な存在であることと認識し、広めていく必要があります。

市民の声（市民意識調査より）

- ▶ 小学生からの学校教育、地域の子ども会での啓発活動（地域での助け合い）をするといいいのではないかと思う。
- ▶ 福祉と一言で言っても広範囲であるが、考え様によると一人一人の心構えが基本だと思う。市民一人一人ができる、他人に対する優しさを常に育むことが大切だと思う。（NPO法人）



施策の方向

① 地域福祉の意識啓発

住民一人一人の福祉への理解と関心を高めるとともに、地域福祉の主体としての自覚を促すため、住民全体の意識啓発や地域福祉の理念の普及・啓発に取り組みます。

区 分	取り組み内容
自助 (市民)	・地域や行政が開催する福祉イベント等に積極的に参加します。 ・子どもたちが地域の福祉活動や自治会活動に参加する機会を設けます。 ・高齢者や障がい者等に電車やバスの席を譲ったり、道路の横断や階段などで手助けするなど、気配りのある行動を心掛けます。
共助	(地域) ・住民に対して地域福祉活動の情報を発信し、参加を促します。
	(事業者) ・福祉施設の地域開放、地域交流を推進し、地域との連携を図ります。
	(社会福祉協議会) ・住民へ福祉に関する情報提供を行うとともに、福祉関係のイベント等を通じて、住民の地域福祉に対する意識啓発に努めます。
公助 (行政)	・多様な媒体や機会を通じて、福祉に関する情報提供を行います。 ・市政出前ふれあいトークの充実を図り、地域福祉の理念を普及・啓発するとともに、市民の自主的な活動を支援します。



② 福祉教育の推進

児童・生徒の福祉への理解と関心を高めるために、家庭・地域・学校における福祉教育、学習活動の推進を図ります。また、生涯学習の観点からも、福祉に関する情報提供に努め、あらゆる世代を対象とした住民の地域福祉意識の醸成に努めます。

区 分	取り組み内容
自助 (市民)	・家庭内の福祉教育に取り組みます。 ・生涯を通じた福祉への関心・理解を深め、自分のニーズに合った生涯学習・講座等に積極的に参加します。 ・地域福祉を進めるために、自分の持つ知識、経験、技術を活用します。
共助	(地域) ・地域の人材・施設等を生かした福祉教育、学習活動に努めます。 ・児童・生徒が福祉活動に参加する機会を設けます。
	(事業者) ・児童・生徒のボランティアや体験学習の受け入れに協力します。
公助 (行政)	・教育と福祉が連携し、地域全体で児童・生徒の健全育成を図るため、社会奉仕活動や体験活動等の機会を設けます。 ・人と人との交流や生きがいのある暮らしの実現のため、生涯学習活動の推進を図ります。 ・「福祉のつどい」や「高松ふれあいの店」などの交流事業を積極的に周知し、市民の参加を呼び掛けるとともに、地域福祉意識の醸成に努めます。 ・障がいや認知症への理解を深め、差別や虐待を防止するため、広く市民へ向けて啓発を行います。



2-2 地域福祉の担い手づくり

現状と課題

地域福祉を推進していくためには、誰もが支援を必要とする立場になる可能性があることを認識し、「お互いさま」という視点で、地域において助け合うことが必要です。

このため、住民一人一人が、福祉サービスの受け手だけでなく、担い手としての意識を持つとともに、積極的に地域福祉を推進する人材を確保・育成する必要があります。

市民の声（市民意識調査より）

- ▶ 行政を応援できる市民でありたい。何もかも行政に甘えるのではなく、自分達のできる事を見つけ教えてもらい、地域リーダーを育てられれば地域福祉は良くなるのではと思う。
- ▶ 福祉について色々進めるのは結構ですが、携わる人が少なく高齢化しているのではないかな。行きすぎて負担になる人が多くては考えもので、強制的なボランティアに不安を感じる。
- ▶ 健康で楽しんでボランティアに参加したい。
- ▶ 市の周辺の場所（香川町、香南町、塩江町、西植田、東植田）は高齢化が進んで、福祉サービスの地域の担い手が減っているので、今後新たな担い手を育成する必要があると考える。
- ▶ 「高齢者の増加は財政面などで国の負担になっている」というような社会風潮があるが、元気な高齢者も多く、それらの方は地域のためのボランティアの参加意欲も高いものがある。他県、市では、行政において弁護士ボランティア制度を導入して、支え合いのまちづくりを進めている。高松市においても、高齢化をマイナスと捉えるのではなく、支える人材が増えていと考え、その力を活用されたい。（社会福祉法人）
- ▶ リーダー養成、場づくり、研修会等を望むと、すぐに施設等へ丸投げ（費用、人材）されてしまうように思う。既存事業を行っているうえでの実施になると、専任の担当がいないので続かず、発展していく事業になりにくいのが実状である。行政のリーダーシップ（担当者もすぐに変わらない）を期待する。（社会福祉法人）
- ▶ 活動のための資金調達と人材の育成の2点において非常に困っているのも事実です。この2点が達成できれば多数の法人が更なる地域協働ができると信じている。（NPO法人）
- ▶ 現在は広域的なボランティア活動ができておらず、どのようなニーズがあるか、地域や子育て、障がい者への支援として何ができるのか模索している。活動の推進を、アドバイスして頂ける機関や相談できる所を知りたい。（NPO法人）

施策の方向

① 地域福祉活動の担い手の確保・育成

地域福祉活動の担い手を確保・育成するために、自治会役員や民生委員・児童委員のほか、生きがいづくり、社会参加・自己実現を求める団塊の世代や高齢者を担い手につなげるなど、地域福祉活動の中核となる人材をリーダーとして養成します。

区 分	取り組み内容
自助 (市民)	・自らが、福祉サービスの受け手だけでなく、地域福祉活動の担い手であることを認識します。 ・自治会活動や民生委員・児童委員活動に理解を深め、その活動に参加・協力します。
共助	(地域) ・地域における人材の発掘、活用に取り組みます。 ・団塊の世代を始め、住民が地域福祉活動に参加しやすいよう情報提供や雰囲気づくりに努めます。
	(民生委員・児童委員) ・研修等に積極的に参加し、自己研さんに努めます。
	(社会福祉協議会) ・地区社会福祉協議会の活動を支援します。
公助 (行政)	・民生委員・児童委員について、市民の理解が深まるように、広報紙などを通じて周知を行います。 ・民生委員・児童委員が地域の身近な相談役として主体的な活動が行えるような支援とともに、研修の充実による資質の向上に努めます。 ・寝たきり高齢者や一人暮らし高齢者等を訪問する友愛訪問活動などのボランティア活動や、各種活動を企画・指導する人材育成を促進します。 ・地域において自主的に健康づくり活動を行う「保健委員」、「食生活改善推進員」や介護予防のためのボランティアである「元気を広げる人」等を育成します。

区 分	取り組み内容
公助 (行政)	・ 認知症に対する正しい知識を身に付けるとともに、認知症高齢者等への声掛けや見守り、あるいは必要に応じて関係機関へつなぐ「認知症サポーター」を養成します。 ・ 地域コミュニティ人材養成事業を活用し、地域コミュニティ活動を推進するリーダー的人材の養成に努めます。 ・ 地域福祉活動の情報を提供し、市民の参加機会の拡充を図ります。



② 市民活動団体の育成

専門性、先駆性、迅速性などの特性を持つNPO法人やボランティア活動団体等の市民活動団体に対し、適切な支援を行います。

また、高松市市民活動センターにおける相談事業、各種講座、交流事業を充実させるなど、同センターの効果的な活用を図り、市民活動団体の活動を支援する中間支援組織として、また、協働によるまちづくりに資する拠点となるよう、市民活動センターの機能の拡充に取り組みます。

区 分	取り組み内容
自助 (市民)	・日常生活の中でボランティア活動に関心を持つよう努めます。 ・行政や地域が実施する行事、学習会等に積極的に参加します。
共助	(地域、事業者) ・市民活動団体との積極的な交流・協働に努めます。
	(社会福祉協議会) ・ボランティア活動保険の普及など、ボランティア活動に安心して取り組める環境づくりに努めます。 ・地域のニーズに合わせた各種ボランティア講座を実施し、ボランティア人材の育成に努めます。 ・地域活動に関心があってもきっかけや情報がなく活動していない高齢者の方や、長年培った豊富な知識や技能、経験を地域のために生かしたいと考えている高齢者の方に、ボランティア活動に関する情報提供を行います。
	(市民活動団体) ・高松市市民活動センターを積極的に活用します。 ・行政や他団体と積極的に交流・協働します。
公助 (行政)	・市民活動団体や協働に対する意識改革と人材養成を推進します。 ・高松市市民活動センターの中間支援機能を拡充するほか、市民活動団体の組織基盤強化のための研修事業や、情報提供等に努めます。 ・ボランティア活動に参加したい人と、支援を必要とする人との、コーディネート強化と情報提供に努めます。

③ 民生委員・児童委員の活動推進

民生委員・児童委員は、住民の立場に立った最も身近な相談相手として、一人暮らし高齢者の見守り活動や子どもの健全育成などの支援活動を行っています。

また、その活動を通じて、地域における新しい福祉ニーズの発見や、各種機関とのネットワークを生かした問題解決が図れる立場にあることから、「地域福祉の推進役」としての役割が期待されています。こうした期待に応えるため、より地域のニーズに合わせた主体的な活動が行えるよう支援するとともに、研修の充実を図り、資質の向上に努めます。

区 分	取り組み内容
自助 (市民)	- 民生委員・児童委員の活動について、住民の理解が深まるように、広報紙等を通じて周知を行います。 - 担当の民生委員・児童委員の把握に努め、身近な相談相手として活用します。
共助	(地域) - 回覧板や地域での各種集会の場などを利用し、民生委員・児童委員の活動に対する理解を促進することにより、活動が行われやすい環境づくりに努めます。 (民生委員・児童委員) - 研修会に積極的に参加し、自己研さんに努めます。 - 地域の身近な相談相手として、総合的な視点からアドバイスを行います。 - 地域住民のニーズを的確に把握し、行政や関係機関と連携し、課題解決に努めます。
公助 (行政)	- 民生委員・児童委員と関係機関との連携を推進します。 - 市民に対して民生委員・児童委員の活動実態を広く周知することにより、各地域において密着した活動のできる環境づくりに努めます。 - 各種研修会を実施し、民生委員・児童委員の資質の向上に努めます。

基本目標 3 適切なサービスを提供できる基盤づくり

3-1 福祉サービスの適切な利用環境づくり

現状と課題

東日本大震災以降、「絆」という言葉で、人・家族のつながり、地域の支え合いの重要性が再認識され、再生に向けた取り組みが様々な場面において展開されています。しかし、子育てや介護などの悩みを抱えた家族の中には、誰にも相談できず、また、各相談機関も相互の支援情報を持ちながらも十分に連携できずに、精神的、身体的、金銭的など複合化する課題などを解決できない人がいるという状況も浮き彫りになっています。

人間関係の希薄化が進展する中、地域との関係が薄れている家庭や様々な福祉課題を抱える家庭への理解を深める必要があります。特に、今後、高齢化が更に進み、認知症高齢者が増加することが予想されることから、認知症高齢者に対する理解や関連する福祉サービス、成年後見制度など様々な福祉制度等についての情報を共有することも必要となります。

また、平成 27 年 4 月から施行された生活困窮者自立支援法において、支援の対象となる人々の中には、従来からの対象者ごとに割り振られた福祉制度では対応できない、いわゆる制度の狭間にいる人も多く存在すると考えられます。

このような状況のもと、地域で様々な福祉課題を抱える家族に寄り添い、共に課題を解決していくために、様々な媒体・場・機会を活用して、幅広く住民に届く情報提供体制や、地域住民、関係団体、事業者、行政がそれぞれ課題を共有し、適切な相談窓口につなぎ、そして解決できる体制づくりが求められています。

市民の声（市民意識調査より）

- 福祉サービスについて、どういうサービスがあるかなど、気軽に聞ける窓口があればよい。行政のサービスや申請など、どこに相談したらよいかが分からないので、何でも相談できる窓口があればよい。
- 生活の中でとても小さな困りごと、どこに相談してよいのか分からないことがあるので、何でも気軽に相談できる窓口があると嬉しい。
- 情報化時代、いかに早く分かりやすく周知していくかが大切である。福祉関係の項目や内容等を上手に取りまとめ、場所、担当、方向など分かりやすく、時には図で示すことも必要である。
- 若者の関心を喚起すること。近所付き合いを促進する活動、LINE や Facebook のアカウントなどを利用して情報発信の活発化、活動内容の公開を進めてほしい。

施策の方向

① 情報提供体制の充実

誰が必要なときに必要とする情報を容易に入手できるよう、多様な方法による情報提供を行うとともに、高齢者や障がい者、子育て世帯、外国人はもとより、潜在的なサービス利用者にも配慮し、適切な情報提供に努めます。

また、一方向の情報提供だけでなく、幅広い市民に対して、地域の課題や意見、要望等を聞くことが重要であることから、facebook（フェイスブック）やTwitter（ツイッター）などのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した双方向の情報提供の充実を図ります。

区 分	取り組み内容
自助 (市民)	福祉に関心を持ち、広報紙やインターネットなどから積極的に情報収集を行うとともに、近隣での情報伝達、共有に努めます。
共助	(地域) - 回覧板や広報紙の配布など、地域内の情報伝達に協力します。 - 情報が届きにくい人への気配りに努めます。
	(事業者) 利用者の視点に立ち、事業運営に関する様々な情報や自己評価、第三者評価結果などを積極的に開示します。
公助 (行政)	- 広報やパンフレットなどはユニバーサルデザインに配慮し、分かりやすい内容・表現とし、適時適切な配布に努めます。 - SNSを含めたインターネットの活用や、市政出前ふれあいトークなど、多様な方法による情報提供に努めます。 - 地域における説明会やフォーラムなどの開催やパブリックコメントの活用により、市民参加の機会を設けます。 - 個人情報の保護に留意しながら、地域福祉の推進に必要な情報を整備・活用します。



② 住民ニーズに対応できる相談支援体制の充実

現在設置している各相談窓口の専門性の向上とともに、市民の「どこに相談してよいかわからない」という状況を解消するため、各窓口間の連携を図り、相談者の多様なニーズに適切に対応できる相談体制の充実を図ります。

また、地域包括支援センターや老人介護支援センター、障害者生活支援センターを始め、民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員などの活用により、生活課題の把握とともに、身近な場所で気軽に相談でき、地域の生活課題を総合的かつ継続的に把握し、適切なサービスが提供できる、一貫した相談支援体制の構築に努めます。

区 分	取り組み内容
自助 (市民)	・相談窓口を積極的に活用するほか、問題を抱えている人に紹介します。 ・困ったときに相談できる人間関係の構築に努めます。
共助	(地域・事業者) ・各種支援センターや民生委員・児童委員と連携し、福祉サービス利用の手助けをします。 ・問題を抱えている人やサービスの利用に結びついていない人を行政や関係機関につなげる役割を果たします。
	(事業者) ・専門の知識や技術を生かした相談・支援活動を行います。
公助 (行政)	・誰もが気軽に相談できる体制づくりに努めます。 ・相談員の資質と専門性の向上に努め、相談体制を強化します。 ・多様化・複雑化する相談を受けられる人材を育成・確保します。 ・相談窓口や業務内容を広く市民に周知します。 ・各種相談機関や窓口と情報の交換や共有化を図り、地域の課題が支援に結びつくよう連携体制の強化に努めます。 ・支援を必要とする市民一人一人が地域での生活を維持できるよう、個々の状態に最も適した保健・医療・福祉のサービスの組み合わせやサービス量等を総合的に調整するとともに、必要に応じてインフォーマルサービスを組み込むケアマネジメント体制の充実を図ります。

区 分	取り組み内容
公助 (行政)	・相談を待つだけでなく、日頃から地域や関係団体との交流・連携を図り、アウトリーチ型活動を推進します。 ・地域包括支援センターを地域福祉活動の拠点の一つと位置付け、老人介護支援センターなどの関係機関とより密接な連携を図り、高齢者等に対する支援を行います。 ・地域包括支援センター及び保健センターの出先機関を統廃合し、市民により近いところで、幅広い行政サービスを提供できる総合センター（仮称）への移転に合わせて、一層の相談支援体制の充実を図ります。

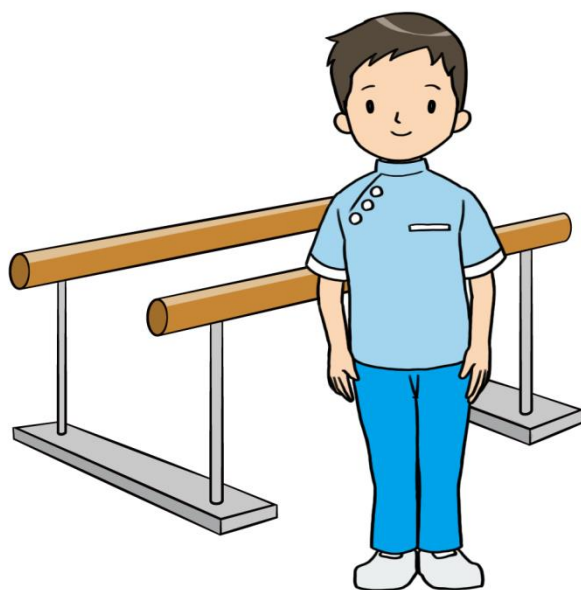


③ 福祉サービスの評価制度の普及促進

提供される福祉サービスについて、公正・中立な第三者機関により、客観的な評価を行い、その結果を公表することは、利用者がサービスを選択する上で非常に有益な情報となります。

そのため、福祉サービスの第三者評価事業により、保健・医療・福祉に携わる職員の資質の向上を促進するとともに、利用者の視点に立った評価を行い、福祉サービスの質の向上につなげます。

区 分	取り組み内容
自助 (市民)	- 福祉サービスを利用するときには、情報入手に努め、優良なサービス事業者の選択に努めます。 - サービス事業者を選択するときに、サービス評価を積極的に活用します。
共助 (事業者)	- 第三者評価の積極的な導入に努めます。 - 情報を必要としている人を考慮し、自主的に情報提供に努めます。 - サービス事業者各々の内部研修はもとより、職能団体における研修の充実に努めます。
公助 (行政)	- サービス事業者に第三者評価事業の導入を促進します。 - 第三者評価結果について、周知・情報提供に努めます。 - 関係機関と連携し、研修会を実施します。



④ 社会福祉施設等の適正な運営

質の高い安定した福祉サービスを提供するため、社会福祉法人や社会福祉施設に対し、相談や指導監督を行います。

また、地域にある社会福祉施設は、利用者へのサービス提供主体としてだけでなく、施設の持つ専門知識や技術、更には施設そのものを地域全体として活用できる大きな資源と考えられることから、「地域福祉の拠点」としての機能を十分発揮できる仕組みづくりを推進します。

区 分	取り組み内容
自助 (市民)	社会福祉施設の役割を理解し、施設が実施する交流事業やボランティア活動などに積極的に参加します。
共助	(地域) - 社会福祉施設と連携し、地域交流事業や福祉活動を実施するとともに、地域住民に広く周知し、参加を呼びかけます。 (事業者) - 地域交流事業に積極的に参加し、又は開催します。 - 施設を福祉教育やボランティア活動の場に提供し、地域や学校等との交流を推進します。 - 社会福祉施設の持つ専門的知識・ノウハウを生かし、生活訓練や相談支援などの地域生活支援を推進します。 - 災害時の避難誘導や福祉避難所の開設について、地域と連携・協力体制を構築します。
公助 (行政)	- 地域の幅広い市民が参加できる社会福祉施設の地域交流事業を支援します。 - 社会福祉施設を災害時における福祉避難所として活用できるよう協力を呼びかけます。 - 社会福祉施設の改修整備を進めるとともに、適正な配置を検討するなど、効率的な運営に努めます。

⑤ 福祉サービス利用者の権利擁護

福祉サービスの利用者が、サービス利用において問題が生じた場合に、事業者との関係で弱い立場に立つことのないよう、対等の立場で苦情・要望が言える環境整備と、公正な苦情解決への対応に努めます。

また、認知症高齢者など判断能力が十分でない人の、金銭管理や福祉サービスの利用援助を行うことを目的とした日常生活自立支援事業（高松市社会福祉協議会）や、成年後見制度の普及及び利用促進を図ります。

区 分	取り組み内容
自助 (市民)	- 福祉サービスの利用者が、事業者とは対等な立場での契約であるという認識を持ち、情報収集に努めます。 - 日常生活自立支援事業、成年後見制度について理解を深めます。 - 地域における権利擁護の担い手として、権利擁護の取り組みに参加・協力します。
共助 (地域・事業者・社会福祉協議会)	- 苦情相談窓口及び第三者委員を設置し、苦情の適正な解決に努めます。 - 福祉サービスの利用者に、苦情解決制度について周知します。 - 日常生活自立支援事業、成年後見制度について理解を深めるとともに、利用を促進します。 - 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
公助 (行政)	- 福祉サービスの利用者に苦情解決制度について周知します。 - 苦情・要望等への対応に差異が生じないように、情報の共有化を推進します。 - 苦情からサービスの改善につながる仕組みづくりに努めます。 - 日常生活自立支援事業、成年後見制度について周知を図り、利用を促進します。

3-2 支え合いの基盤づくり

現状と課題

地域における多様なニーズに対応し、地域福祉を推進するためには、行政がその支援を行うことはもとより、社会福祉協議会を始めとする社会福祉法人やNPO法人など様々な団体の機能が重要な資源になります。

そこで、地域福祉の担い手となるこれら各種団体と行政が連携・協働することにより、地域福祉活動が更に発展するよう、福祉を支える基盤づくりを図ります。

市民の声（市民意識調査より）

- 生活圏域レベルで医療介護の連携、また高齢者のみならず、全ての福祉に携わる方とのネットワークが必要だと思う。（NPO法人）
- 災害時に、地域と連携、協力体制をとっておくことは必要だと思う。行政が取りまとめた地域と施設（高齢者、障がい者、児童）の連携体制を作る橋渡しをしていただけたらと思う。
- 地域福祉の推進には社会福祉協議会は欠かせないが、高松市には高齢者福祉活動を先駆的に展開しているNPO法人もあり、協働は不可欠だと思う。（社会福祉施設）
- 地域にある他団体との連携を希望しているので、紹介、地域のマップ等があればいいと思う。（社会福祉施設）
- シングルマザーや貧困家庭の子どもの不登校、食事を満足にできない子どもなど、見えない部分をどう地域・行政が支えていくのか。NPO法人として関われる部分があれば教えてほしい。（NPO法人）

施策の方向

① 各種団体と行政との協働推進

市民の柔軟な発想を生かしながら地域における多様な生活課題に適切に対応するため、「高松市自治基本条例」及び「高松市自治と協働の基本指針」に基づき、各種団体と行政が、互いを理解した対等のパートナーとして、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取り組む、協働によるまちづくりを推進します。

区 分	取り組み内容
自助 (市民)	・ 行政との協働や地域での各種団体間の連携について理解し、積極的に参加・協力します。
共助 (地域・事業者・社会福祉協議会)	・ 行政との協働や各種団体間の連携による地域福祉活動に取り組み、住民へ情報を提供します。
公助 (行政)	・ 地域における様々な団体と連携・協働して、行政サービスでは対応できない多様なニーズに対して支援できる仕組みづくりを構築します。

② 高松市社会福祉協議会との連携

地域包括ケアシステムの構築を図る中で、地域福祉推進の中心的団体である高松市社会福祉協議会との連携をより強化するとともに、同協議会が策定している「地域福祉活動計画」と本計画との整合を図りながら、同計画に基づく事業を支援することにより、本市の地域福祉を着実に推進します。

区 分	取り組み内容
自助 (市民)	・ 社会福祉協議会への理解を深め、その活動に積極的に参加します。
共助 (地域・事業者・社会福祉協議会)	・ 地域福祉活動計画に基づく事業を推進するとともに、その活動資金として、財源の確保に努めます。
公助 (行政)	・ 地域福祉活動を推進するため、社会福祉協議会の事業を支援します。 ・ 本計画と地域福祉活動計画の連携強化を図ります。



参 考 資 料

- 1 計画の策定経過
 - 2 高松市社会福祉審議会条例
 - 3 高松市社会福祉審議会委員名簿
 - 4 地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果
 - 5 用語解説
-

(合紙裏)

参 考 資 料

1 計画の策定経過

平成27年 6月 1日～ 6月15日	アンケート調査 (市民、社会福祉施設、NPO法人)
平成27年 8月28日	庁内関係課との協議
平成27年10月 5日	政策会議
平成27年12月 2日	庁内関係課との協議
平成28年 1月12日	政策会議
平成28年 1月19日	高松市社会福祉審議会
平成28年 1月25日	高松市教育民生調査会
平成28年 2月 1日～ 2月29日	パブリックコメントの実施

2 高松市社会福祉審議会条例

平成 12 年 3 月 27 日条例第 9 号

改正

平成 12 年 7 月 11 日条例第 30 号

平成 23 年 12 月 20 日条例第 45 号

平成 26 年 3 月 28 日条例第 10 号

平成 26 年 4 月 1 日用字用語整備施行

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、高松市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 法第12条第 1 項の規定により、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

第 4 条 審議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務を代理する委員)

第 5 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第 7 条 審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

- 3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(高松市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)
- 2 高松市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（平成10年高松市条例第39号）は、廃止する。

附 則（平成12年7月11日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第45号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
附 則（平成26年3月28日条例第10号）
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

3 高松市社会福祉審議会委員名簿

No	氏 名	役 職	選出団体名等
1	山 下 隆 資	委員長	香川大学 名誉教授
2	神 内 仁	副委員長	高松市医師会
3	井 上 智 恵		高松市指定訪問介護事業者連絡協議会
4	大 山 高 子		高松市議会
5	岡 悦 子		香川県子ども女性相談センター
6	岡 静 子		高松市小学校長会
7	加 野 芳 正		香川大学 教授
8	川 原 譲 二		高松市社会福祉協議会
9	黒 川 正		高松市身体障害者協会
10	武 田 佳 子		高松ボランティア協会
11	樽 谷 佳 樹		高松市P T A連絡協議会
12	佃 三枝子		香川県母子寡婦福祉連合会高松支部
13	永 澤 陽 子		高松市私立幼稚園連合会
14	中 村 明 美		香川県看護協会
15	西 岡 敦 子		高松市医師会
16	藤 目 真 皓		高松市民生委員児童委員連盟
17	藤 原 正 雄		高松市議会
18	松 原 正 子		社会福祉法人 ポム・ド・パン
19	三 木 一 平		高松市認可保育園共励会
20	村 上 武 志		四国学院大学 教授
21	村 上 則 良		社会福祉法人 竜雲学園
22	森 岡 幸 彦		高松市老人福祉施設協議会
23	森 山 敏 子		高松市民生委員児童委員連盟
24	山 下 政 勝		高松市コミュニティ協議会連合会

(敬称略)

4 地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果

(1) 調査概要

- ① 調査方法 郵送配布一郵送回収
- ② 調査期間 平成 27 年 6 月 1 日～6 月 15 日
- ③ 調査対象・回収状況

調査種別	調査対象者	標本数	回収数	回収率
市民意識調査	平成 27 年 4 月 1 日現在で満 15 歳以上の高松市民（外国人登録者含む）から無作為抽出した人	2,000 人	865 人	43.3%
社会福祉施設アンケート	高松市が指導監査対象として所管している施設	85 施設	59 施設	69.4%
NPO法人アンケート	平成 27 年 4 月 1 日現在で特定非営利活動促進法に基づき法人登記を行った団体のうち、保健・医療又は福祉の増進を図る活動を目的としている団体	109 団体	55 団体	50.5%

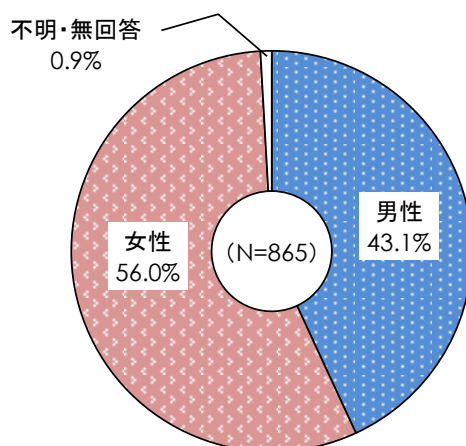
④ 集計結果の見方

- ア グラフ中の「N（Number of case の略）」はその質問の該当者数を表しており、回答率（％）は、そのNを基数として算出した。
- イ 集計結果は全て、小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の数値の合計が100.0%ちょうどにならない場合がある。
- ウ 複数回答の設問は、全ての比率を合計すると100.0%を超えることがある。

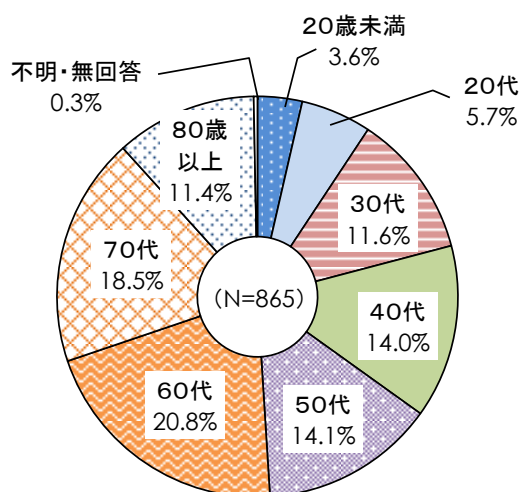
(2) 市民意識調査結果

《回答者の属性》

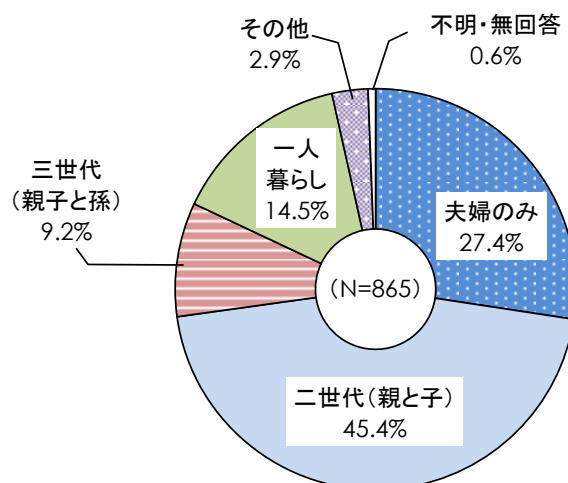
問 1 性別



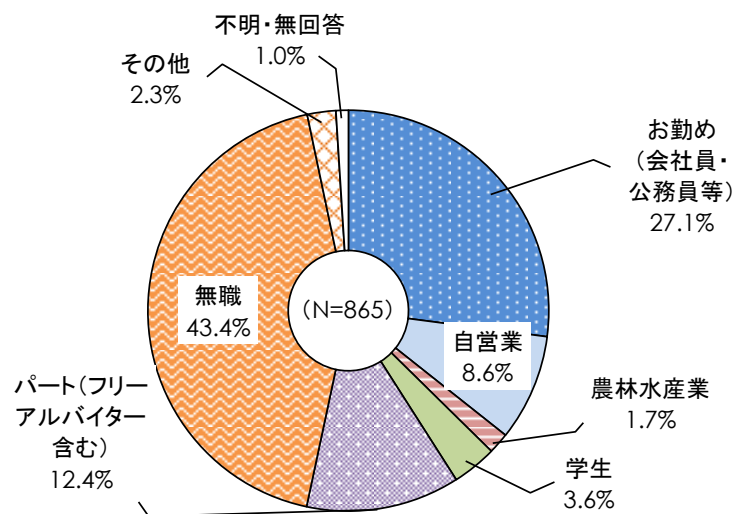
問 2 年齢 ※平成 27 年 4 月 1 日現在



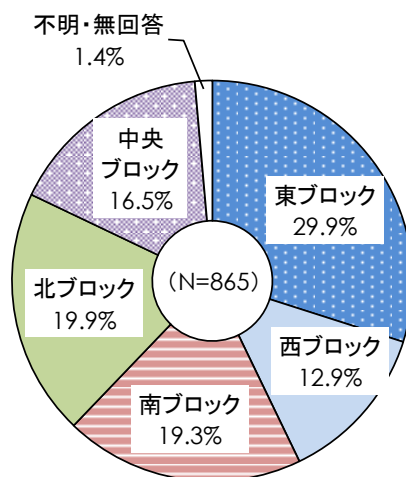
問 3 同居の家族構成



問4 職業



問5 居住地区 ※平成27年4月1日現在



東ブロック：木太、屋島、古高松、前田、川添、林、牟礼、庵治

西ブロック：弦打、鬼無、香西、下笠居、国分寺

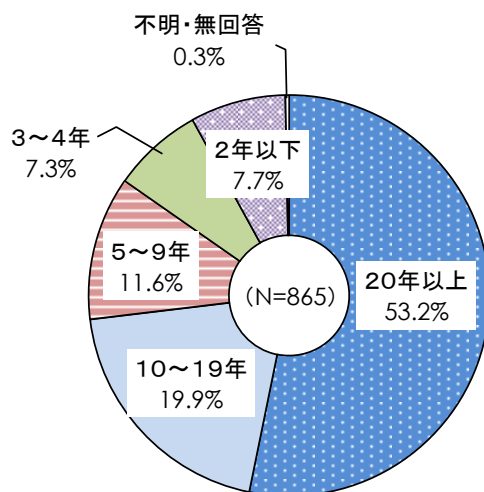
南ブロック：三谷、仏生山、多肥、川島、十河、東植田、西植田、塩江、香川、香南

北ブロック：松島、花園、築地、新塩屋町、四番丁、二番丁、日新、亀阜、栗林、女木、男木

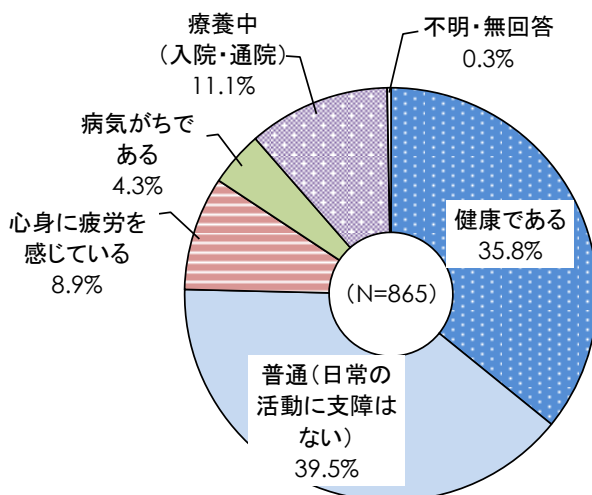
中央ブロック：鶴尾、太田、太田南、一宮、川岡、円座、檀紙

*上記の地域区分は「高松市コミュニティ協議会連合会規約」において、コミュニティ・ブロックとして区分されたものです。

問6 現在居住している地域での居住期間

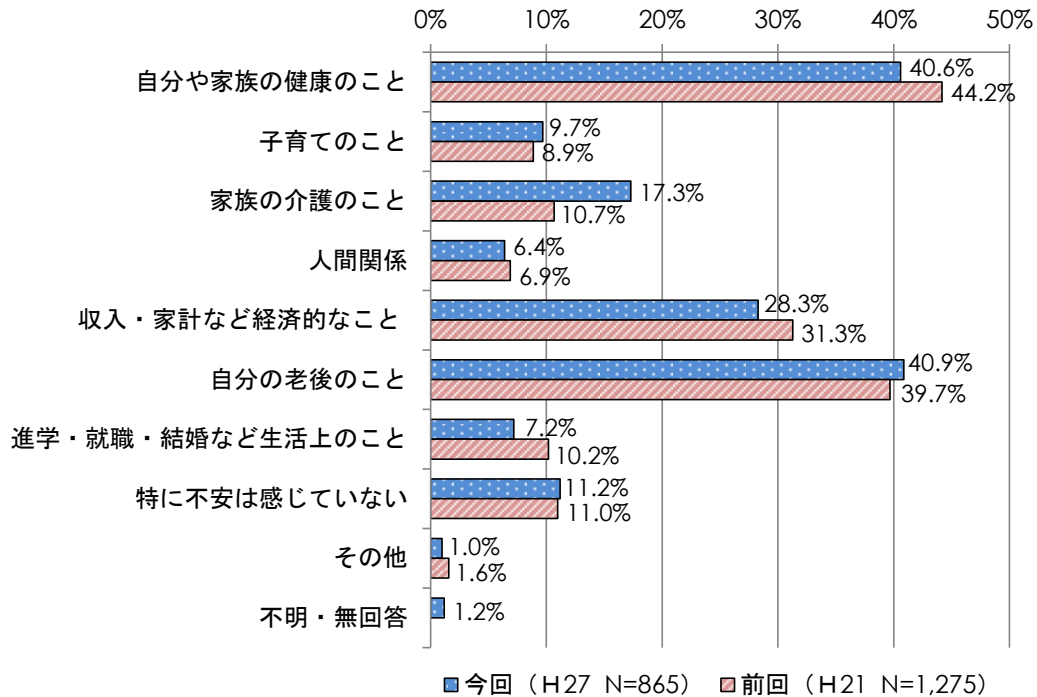


問7 健康状態

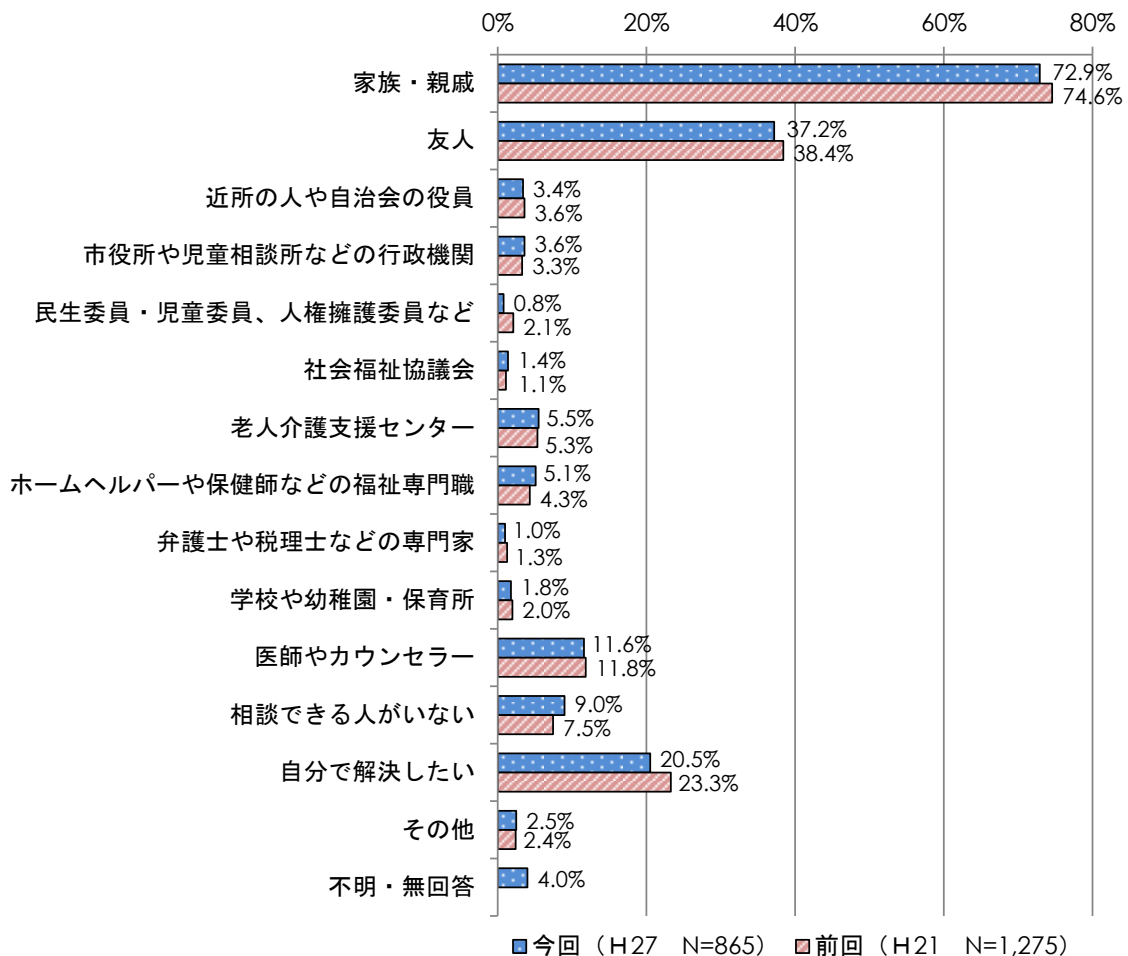


《日常生活の不安について》

問 8－1 日常生活で不安に感じていること（2つまで選択）

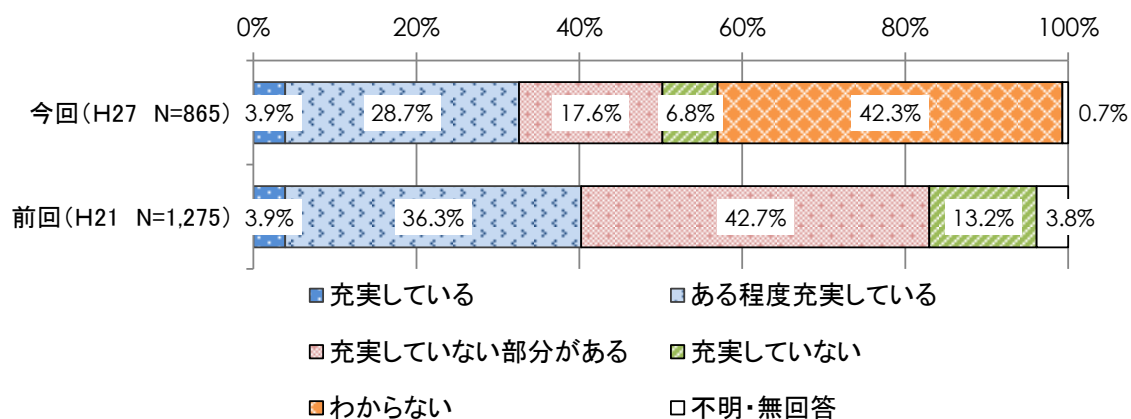


問 8－2 悩みや困りごとを相談する相手（3つまで選択）



《行政が行っている福祉サービスについて》

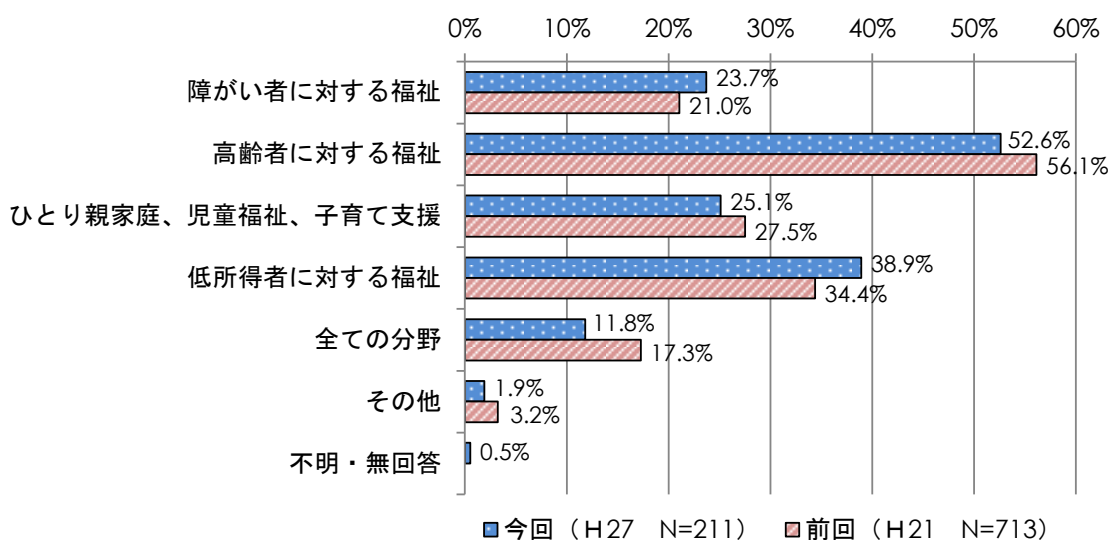
問 9-1 行政が行っている福祉サービスの水準



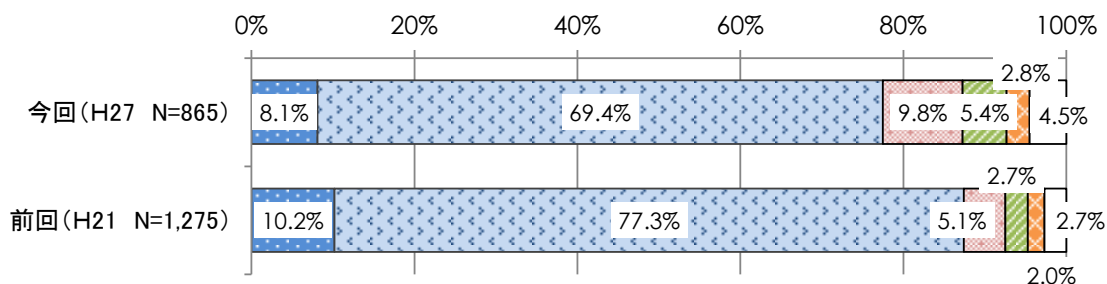
* 前回 (H21) では「わからない」の選択肢は無

【充実していない部分がある、充実していないと回答した人のみ】

問 9-2 充実していない福祉サービス（当てはまるもの全て選択）

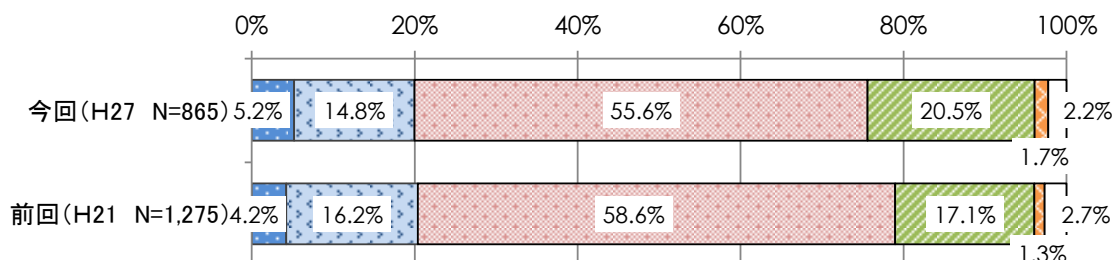


問9-3 今後、行政が行う福祉サービスの在り方



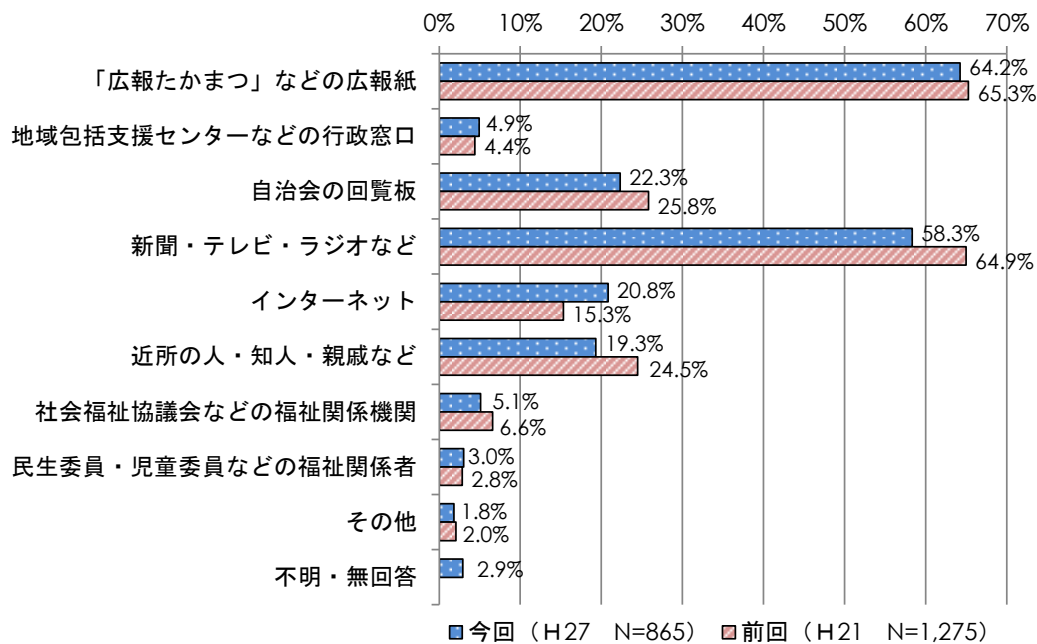
- 福祉サービスはますます必要であるので、税金等の個人負担が増えても内容を充実させるべきである
- 福祉サービスはますます必要であるが、個人負担が増えないよう国や自治体が他の分野で使っている財源を福祉に振り分けて充実させるべきである
- 福祉サービスの水準は現行のままでよい
- 福祉サービスの水準を下げて税金等の負担を減らすべきである
- その他
- 不明・無回答

問10 福祉サービスを充実させていく上での行政と市民の関係の在り方

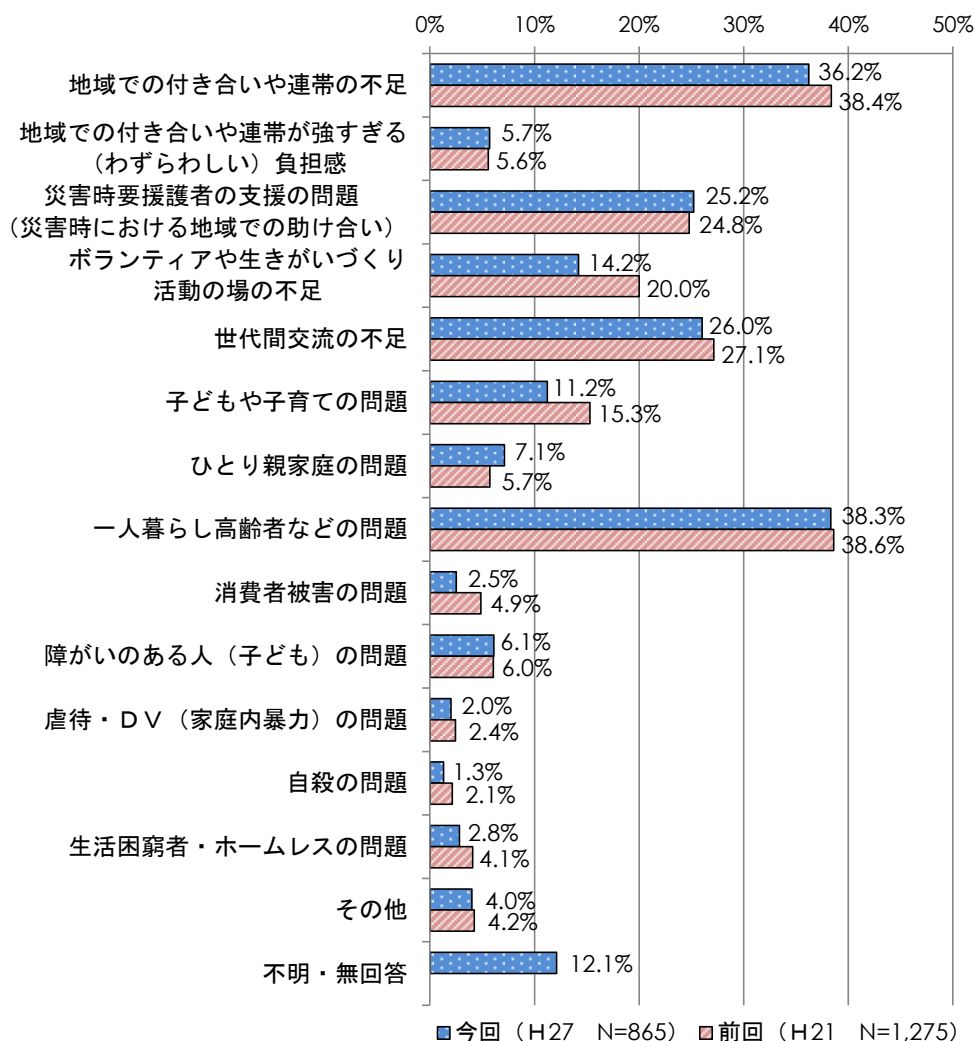


- 福祉サービスの提供は行政の責務であるため、市民が協力する必要はない
- 行政の福祉サービスが届かない部分については、市民が協力すべきである
- 行政と市民が協力し合って共に取り組むべきである
- 家族、地域の助け合いを基本としながら、足りない部分を行政が支援すべきである
- その他
- 不明・無回答

問 11 健康・福祉に関する情報の入手先（当てはまるもの全て選択）

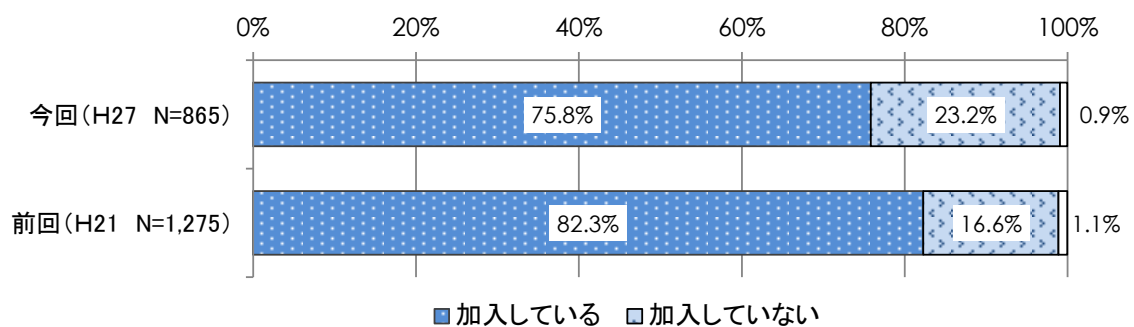


問 12 住んでいる地域での福祉の問題や課題（当てはまるもの全て選択）



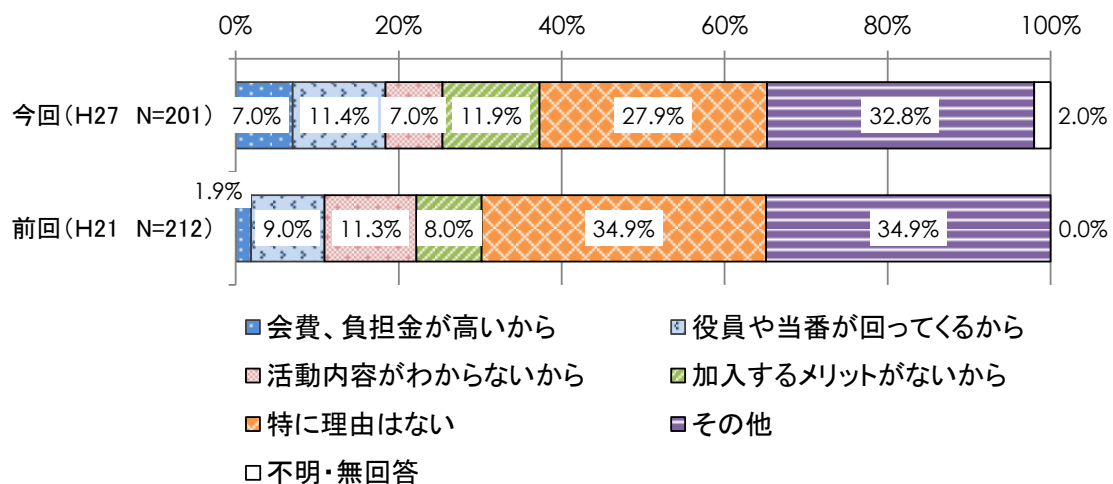
《自治会への加入について》

問 13－ 1 自治会の加入状況



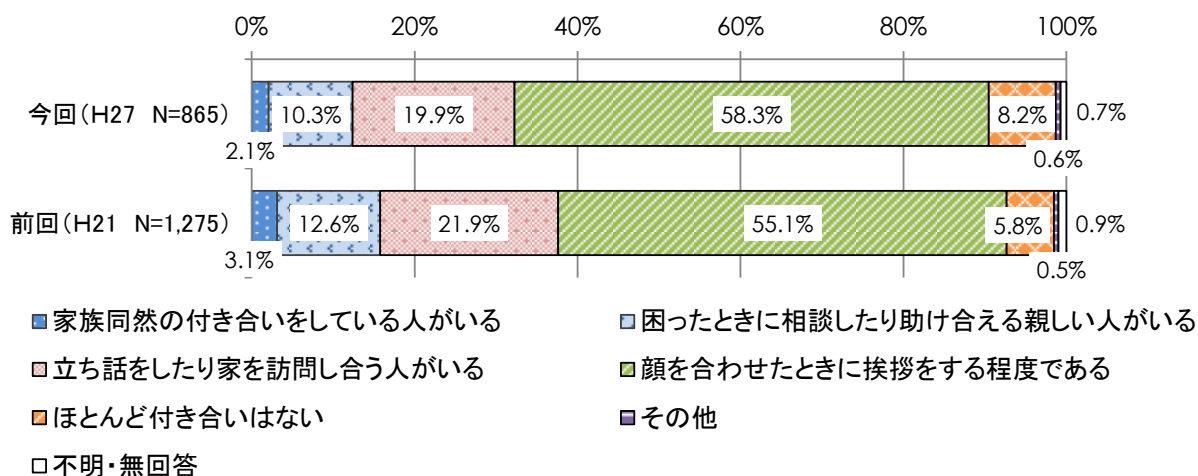
【加入していないと回答した人のみ】

問 13－ 2 自治会に加入していない最も大きな理由

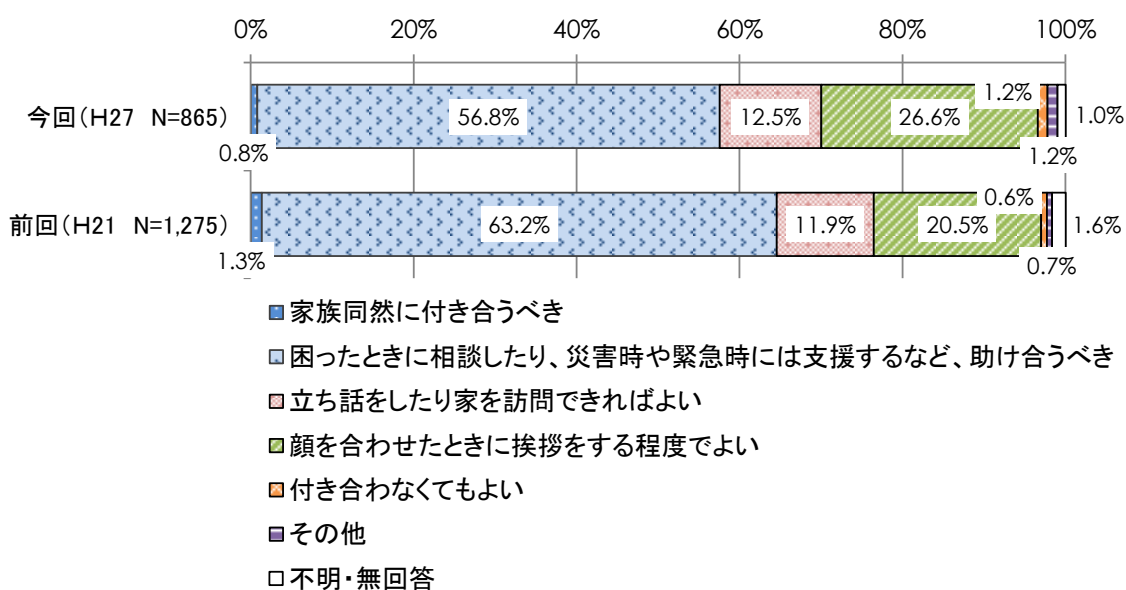


《近所付き合いについて》

問 14－ 1 普段の近所付き合いの程度

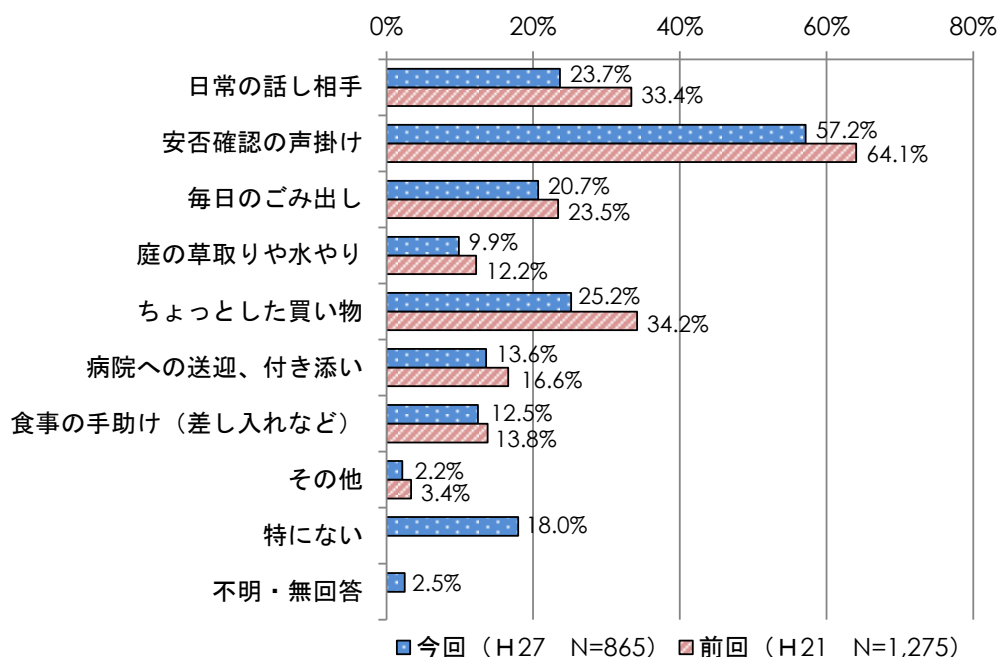


問 14－ 2 理想とする近所付き合いの程度



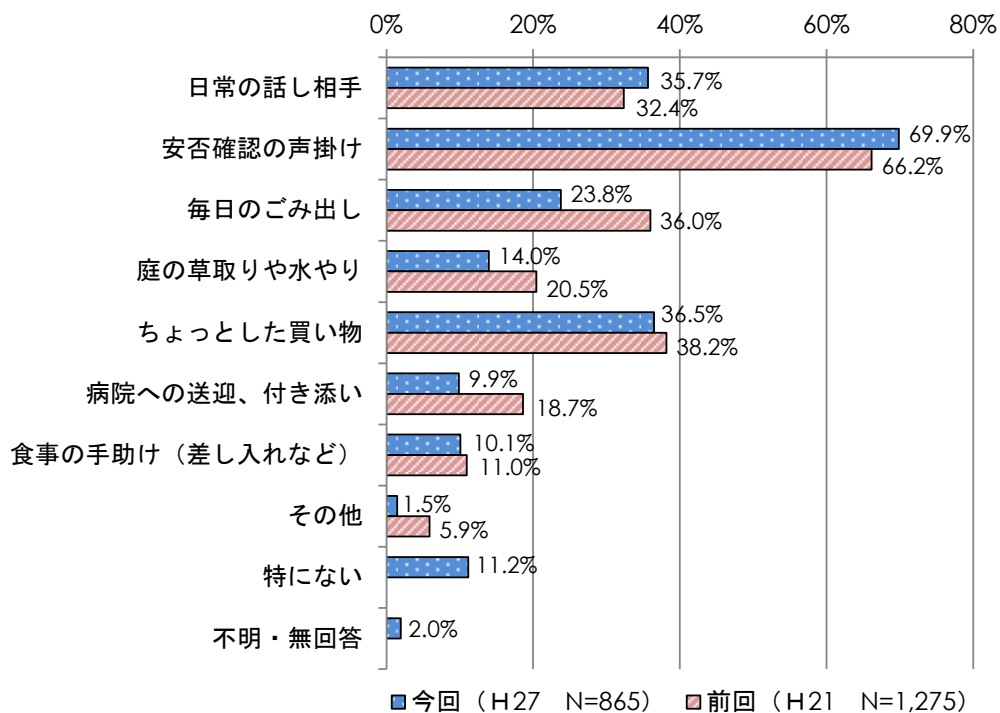
問 15 日常生活で不自由になったとき、近所の人に手伝ってほしいこと

(当てはまるもの全て選択)



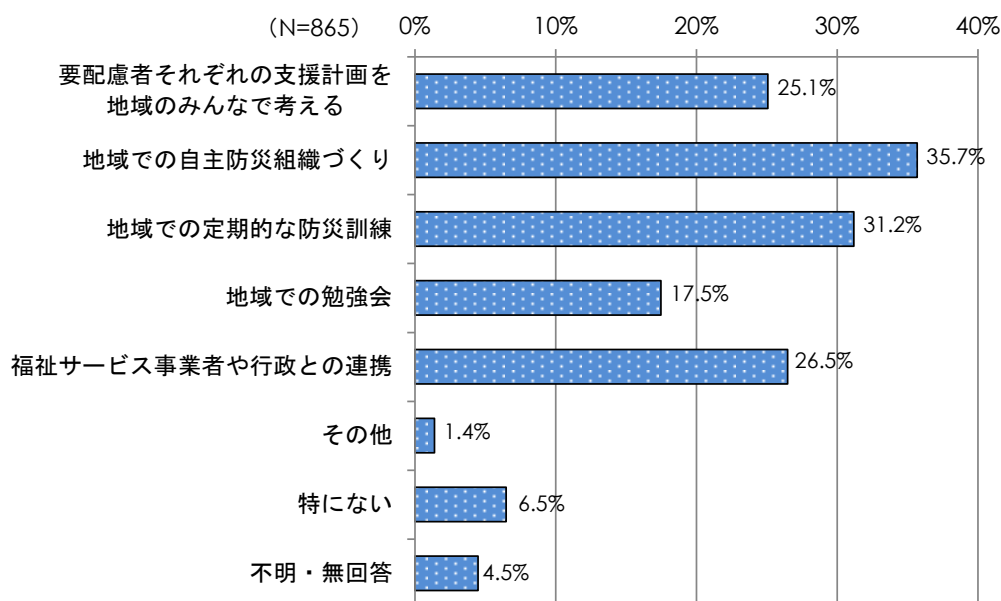
問 16 近所の人困っているとき、手伝うことができること

(当てはまるもの全て選択)

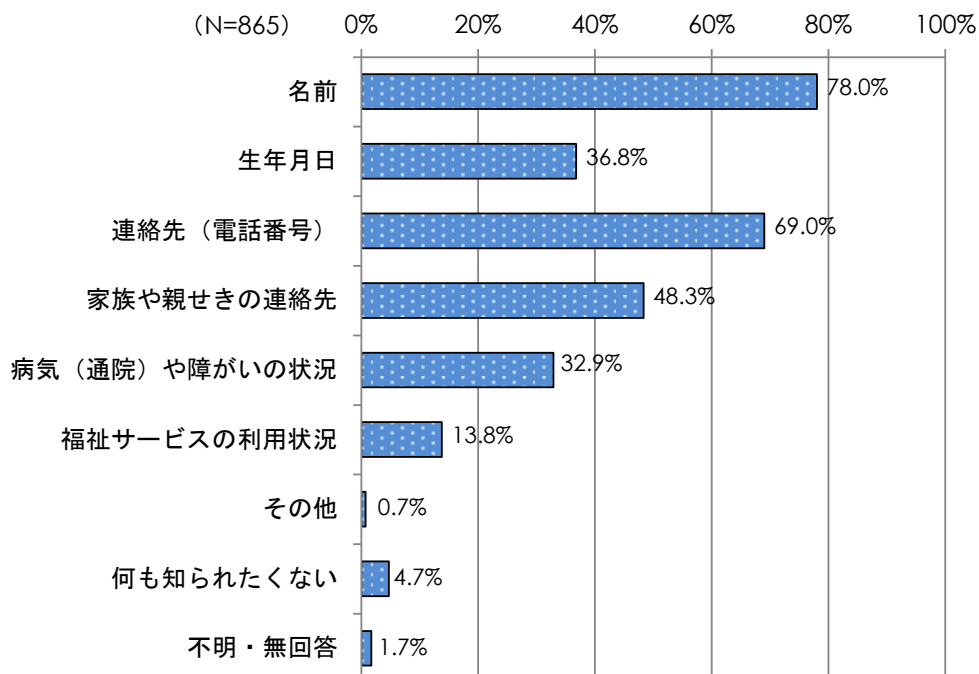


《災害時の対応について》

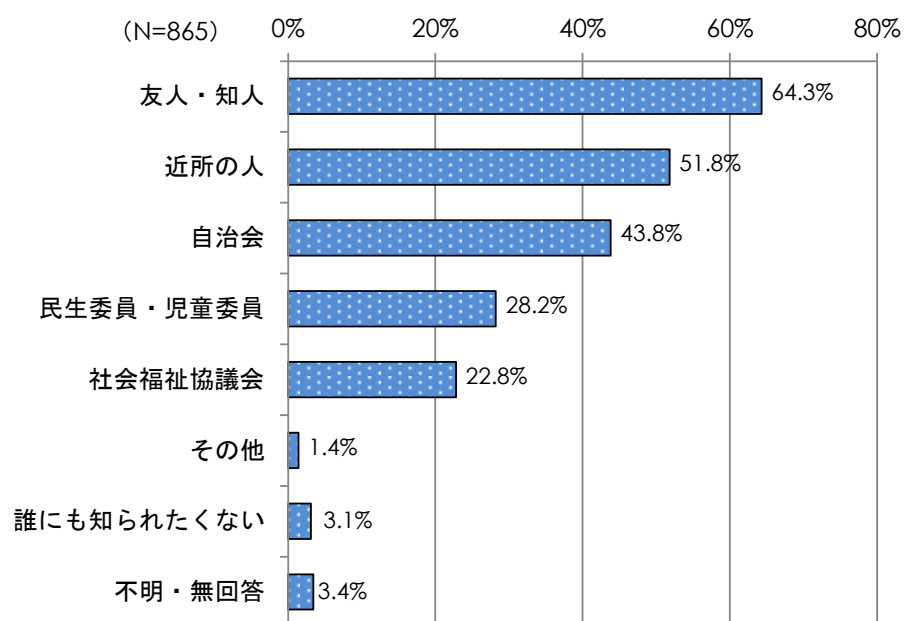
問 17-1 災害時に住民同士が協力し合うために必要なこと（2つまで選択）



問 17-2 災害時などに地域の人から手助けしてもらう場合に備えて、地域の人に知らせてもよい情報（当てはまるもの全て選択）

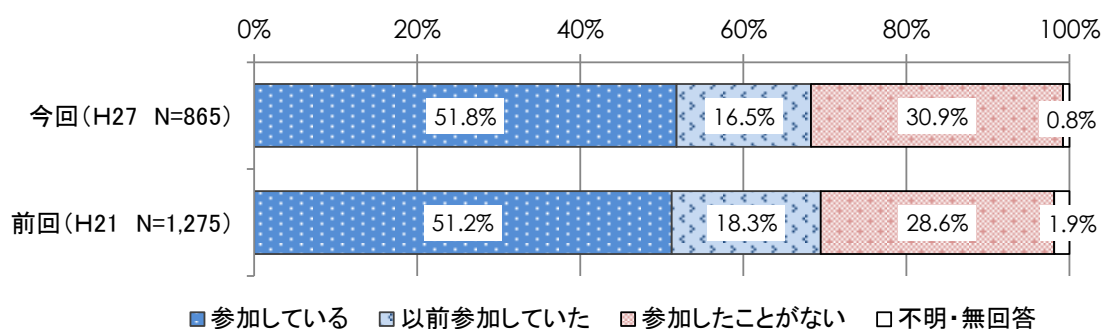


問 17－3 問 17－2 の情報を知らせてもよい範囲（当てはまるもの全て選択）



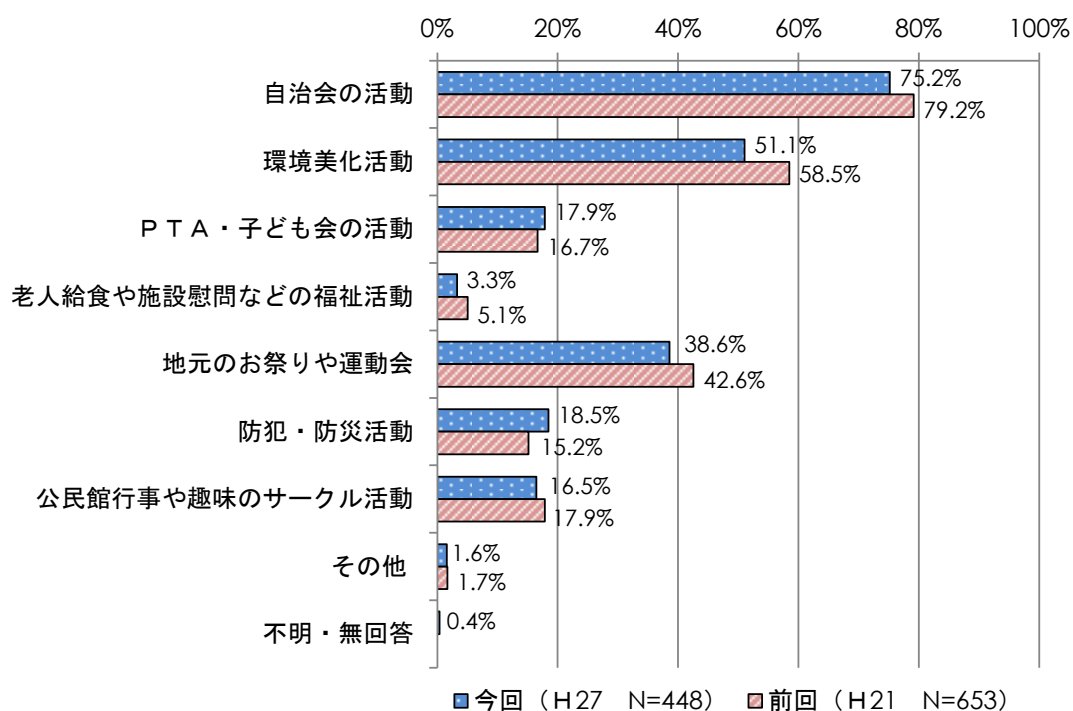
《地域活動について》

問 18－ 1 自治会など地域活動への参加状況

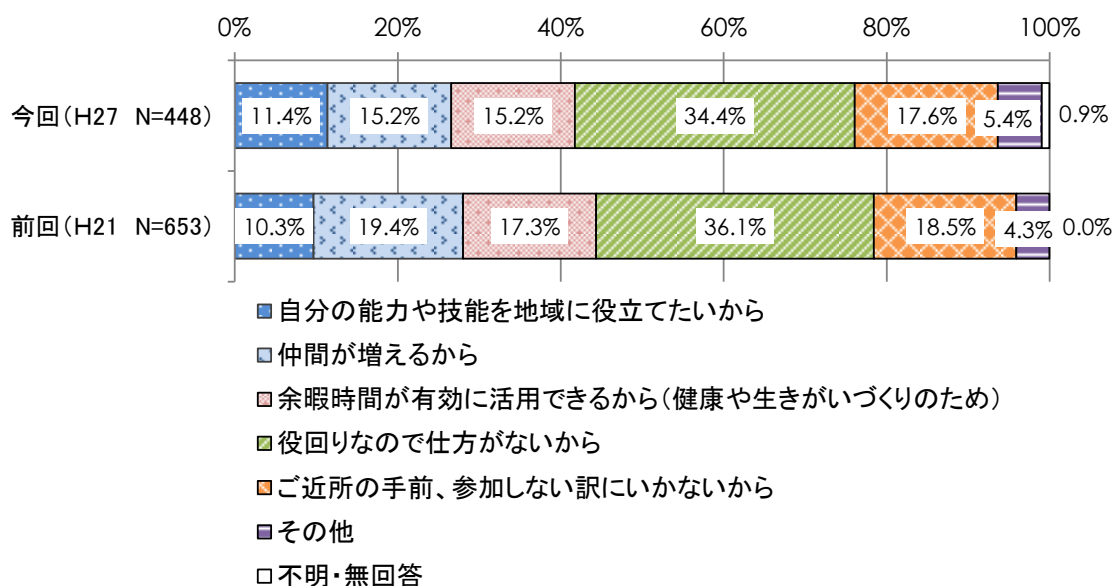


【参加していると回答した人のみ】

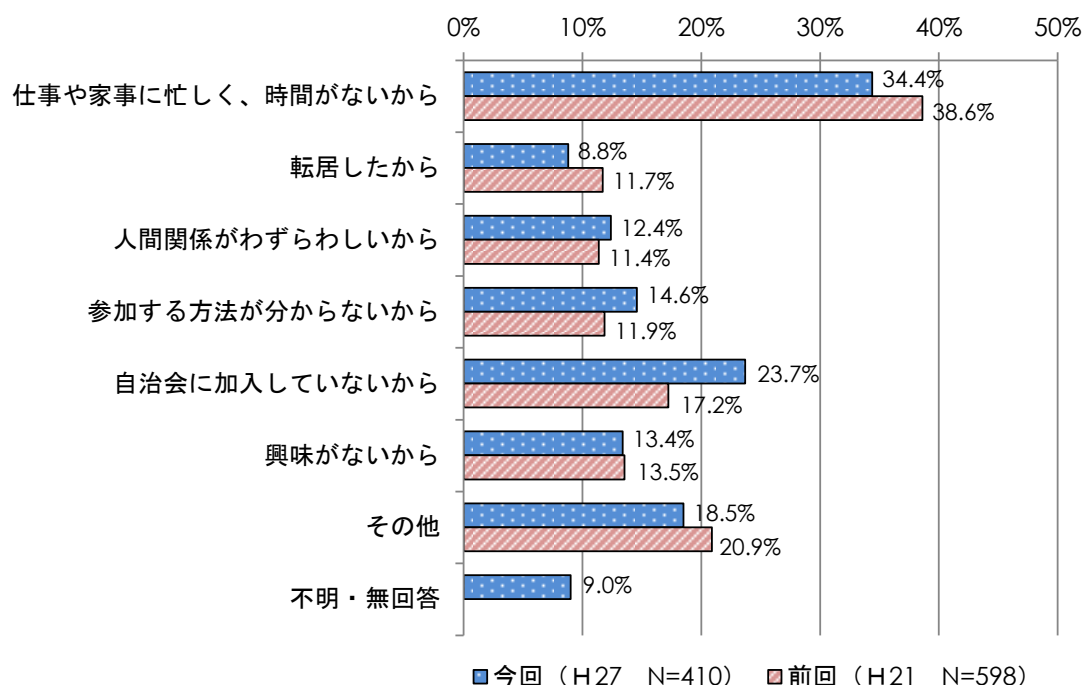
問 18－ 2 参加している地域活動分野（当てはまるもの全て選択）



【参加していると回答した人のみ】
問 18－ 3 地域活動への参加目的

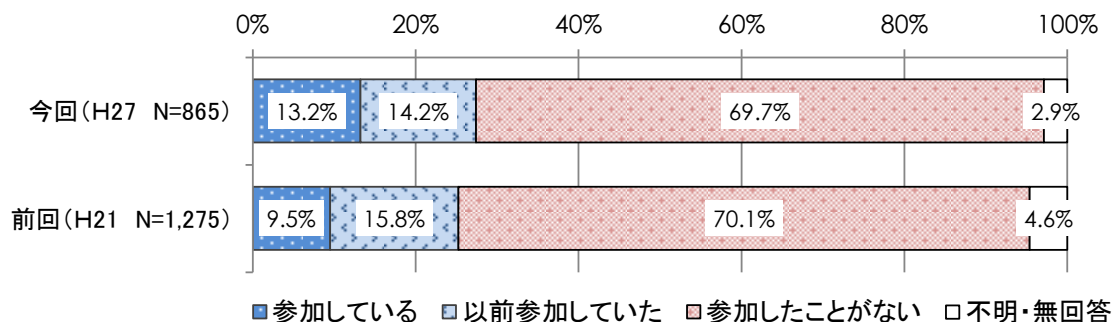


【以前参加していた、参加したことがないと回答した人のみ】
問 18－ 4 地域活動に参加していない理由、又は参加する上で支障となっていること
(当てはまるもの全て選択)



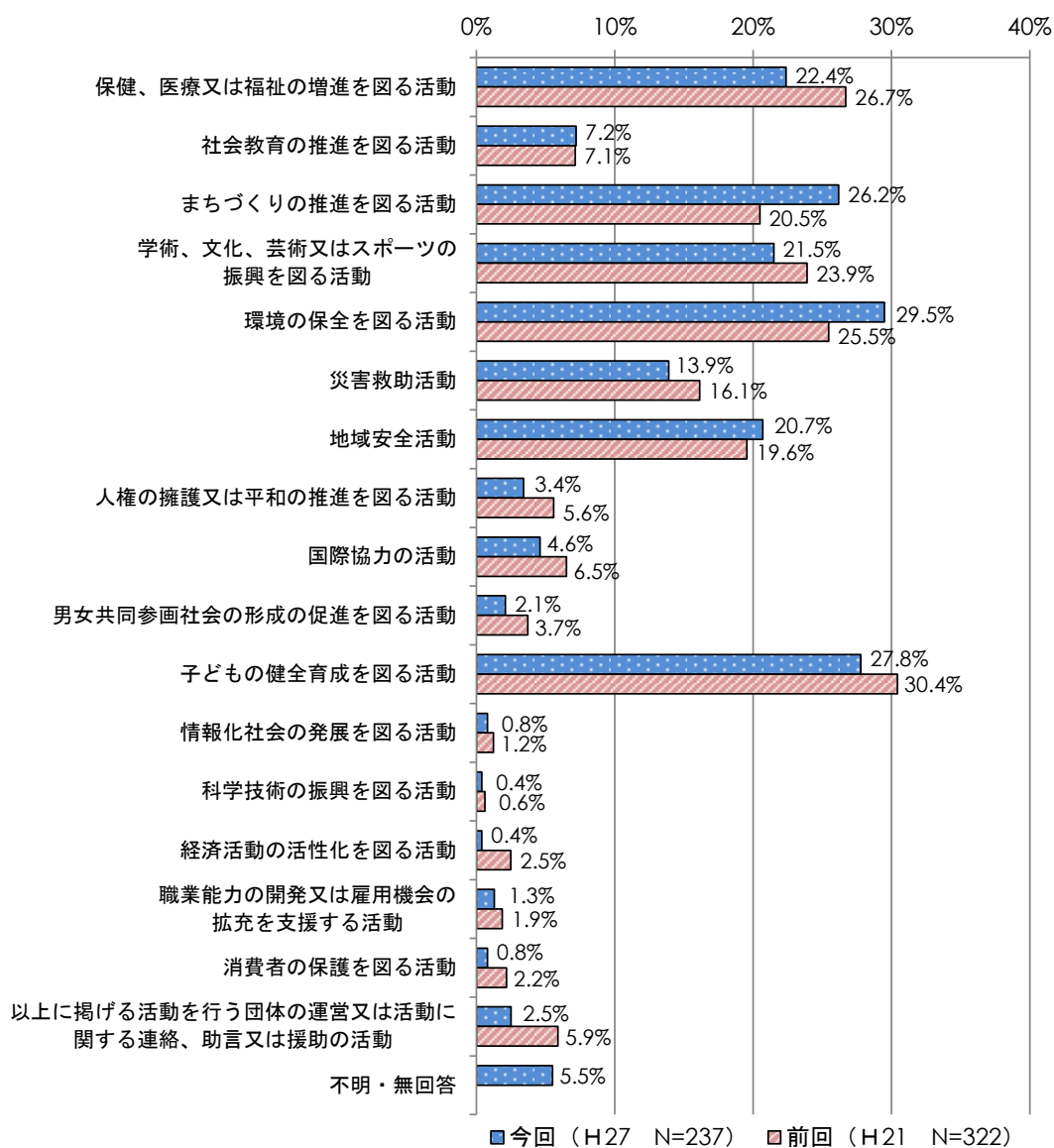
《ボランティア活動について》

問 19-1 ボランティア活動への参加状況



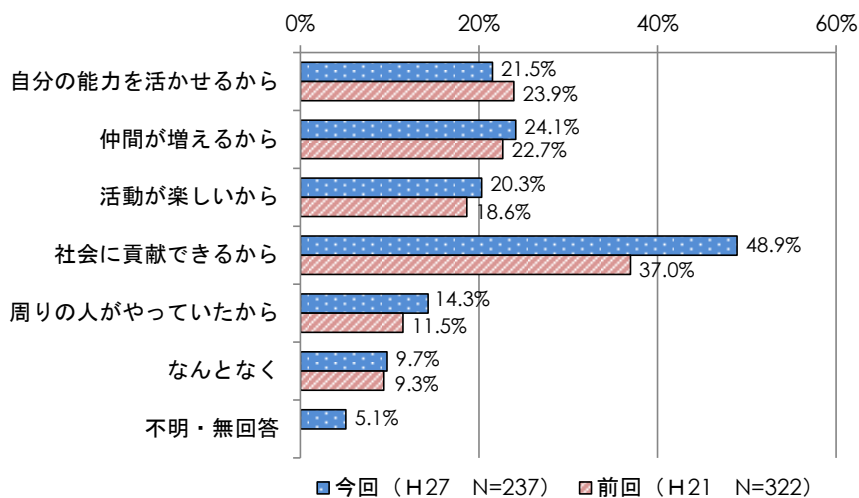
【参加している、以前参加していたと回答した人のみ】

問 19-2 経験したことがあるボランティア活動（当てはまるもの全て選択）



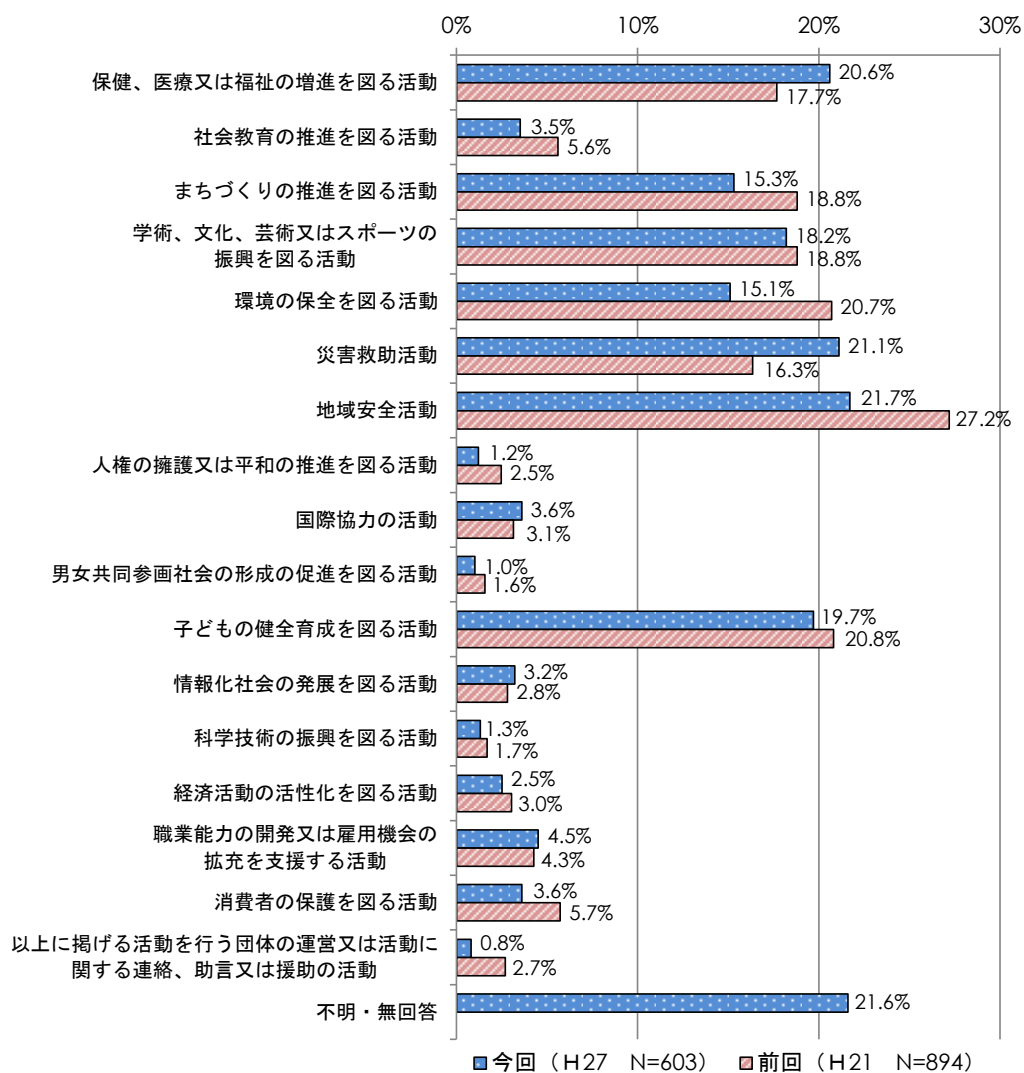
【参加している、以前参加していたと回答した人のみ】

問 19-3 ボランティア活動に参加した理由（2つまで選択）



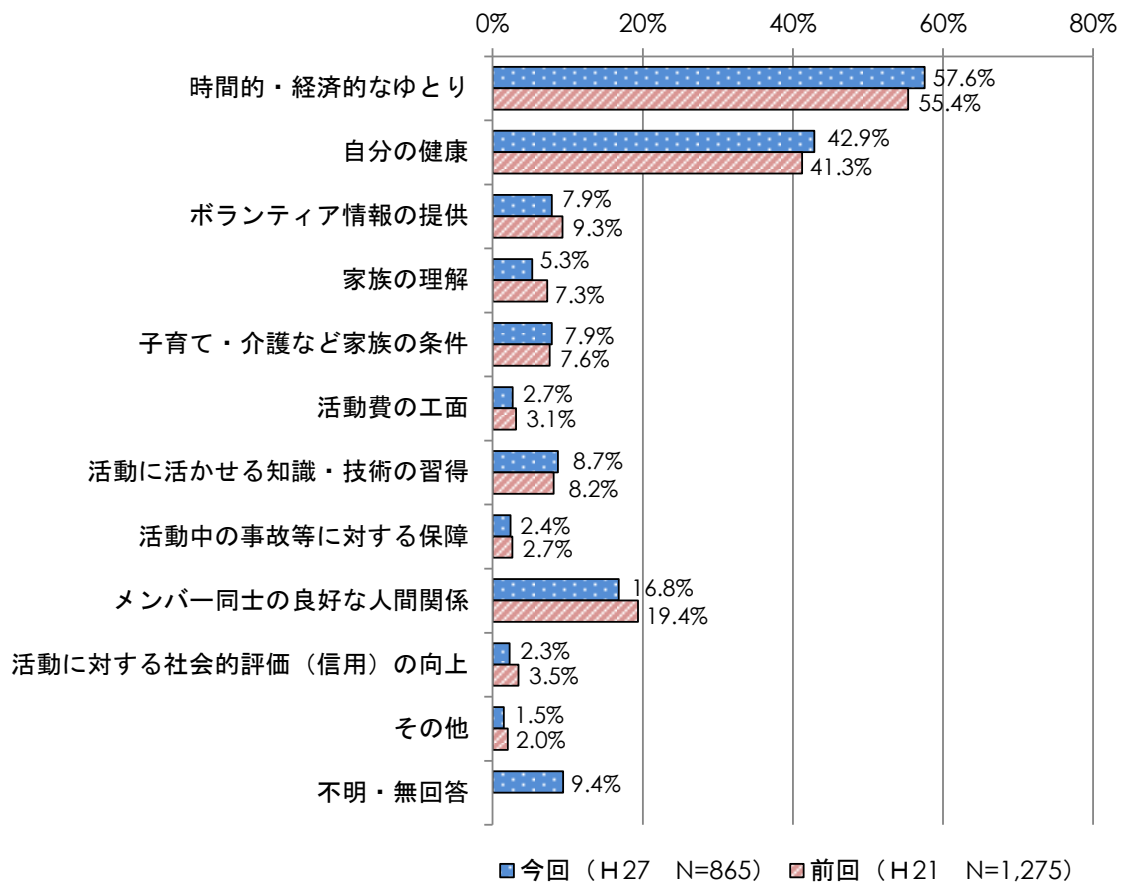
【参加したことがないと回答した人のみ】

問 19-4 機会があれば参加したいボランティア活動（3つまで選択）



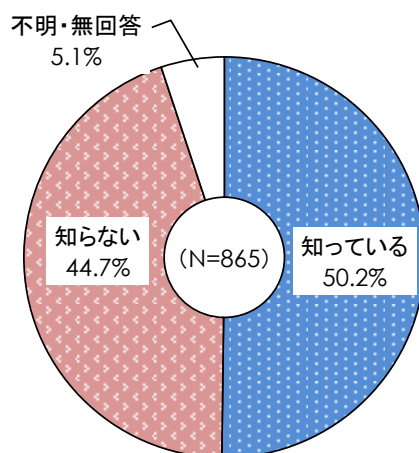
問 20 ボランティア活動が継続できる、又は今後参加できるための条件

(2つまで選択)

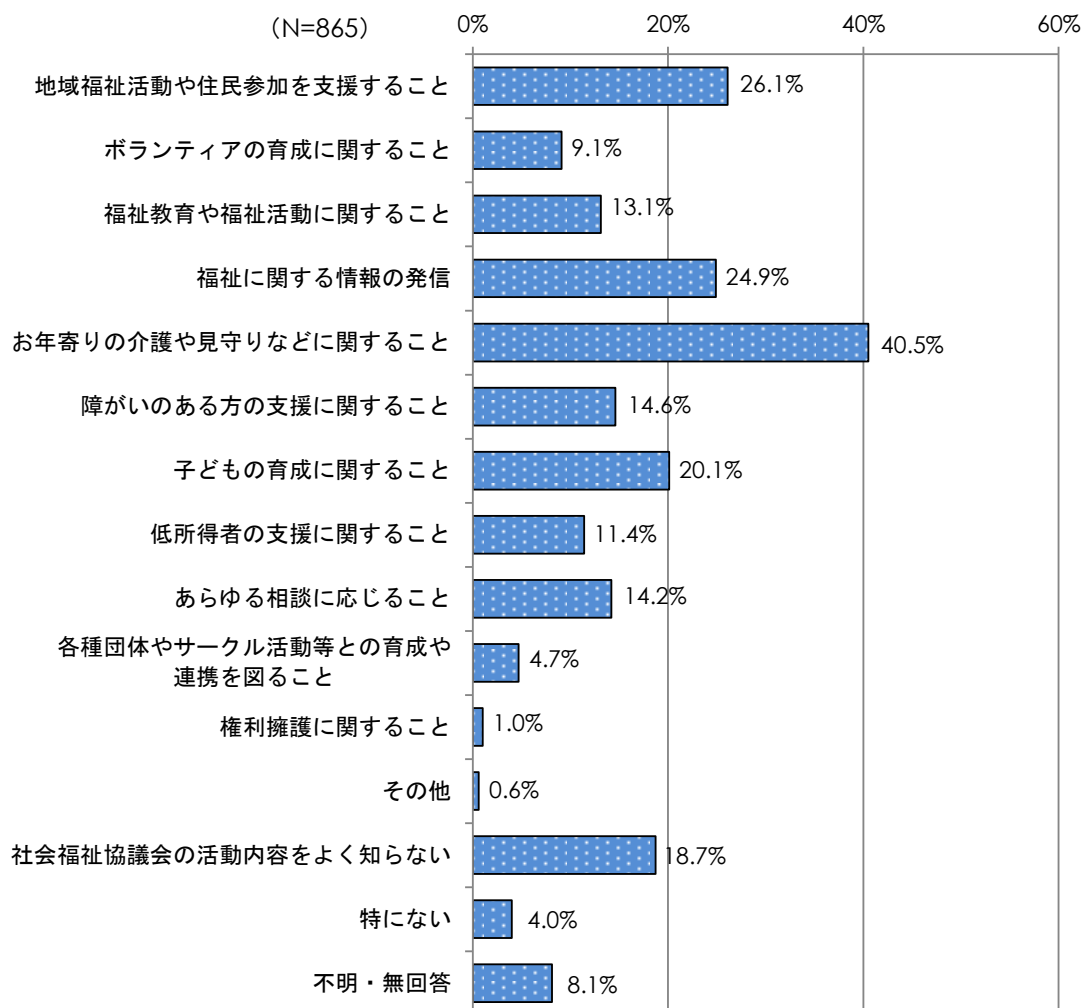


《社会福祉協議会などの活動について》

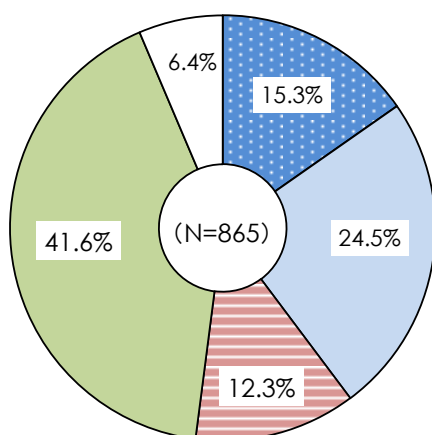
問 21-1 高松市社会福祉協議会の認知度



問 21－2 社会福祉協議会の活動で今後期待する役割（3つまで選択）



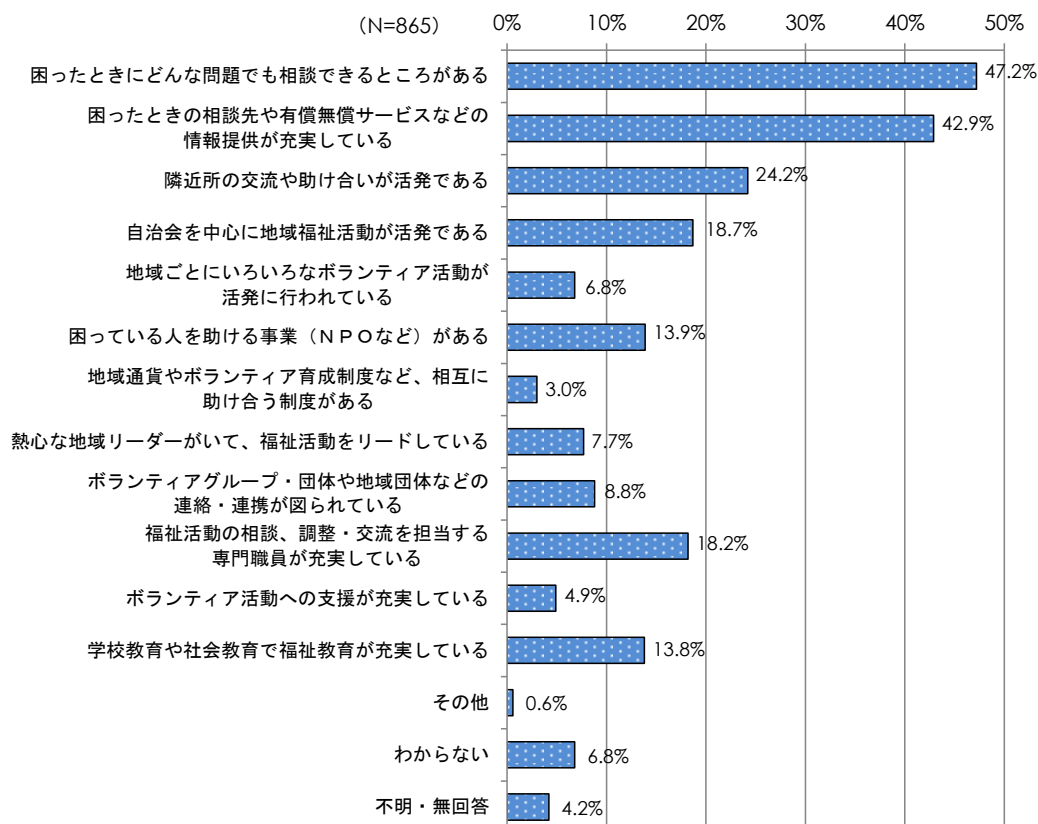
問 21－3 民生委員・児童委員の認知度



- 民生委員・児童委員がどのような活動を行っているか知っており、自分の地区の担当民生委員・児童委員も知っている
- 民生委員・児童委員がどのような活動を行っているか知っているが、自分の地区の担当民生委員・児童委員は知らない
- ▨ 民生委員・児童委員がどのような活動を行っているか分からないが、自分の地区の担当民生委員・児童委員は知っている
- 民生委員・児童委員がどのような活動を行っているか分からないし、自分の地区の担当民生委員・児童委員を知らない
- 不明・無回答

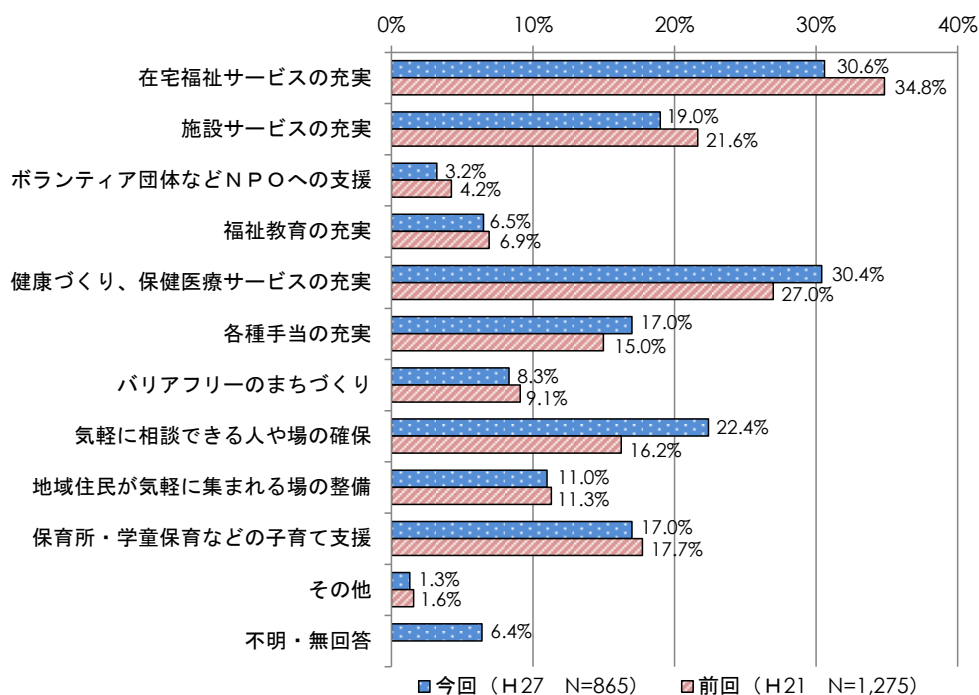
《今後の福祉の在り方について》

問 22-1 困ったときに助け合えるまちについて（3つまで選択）



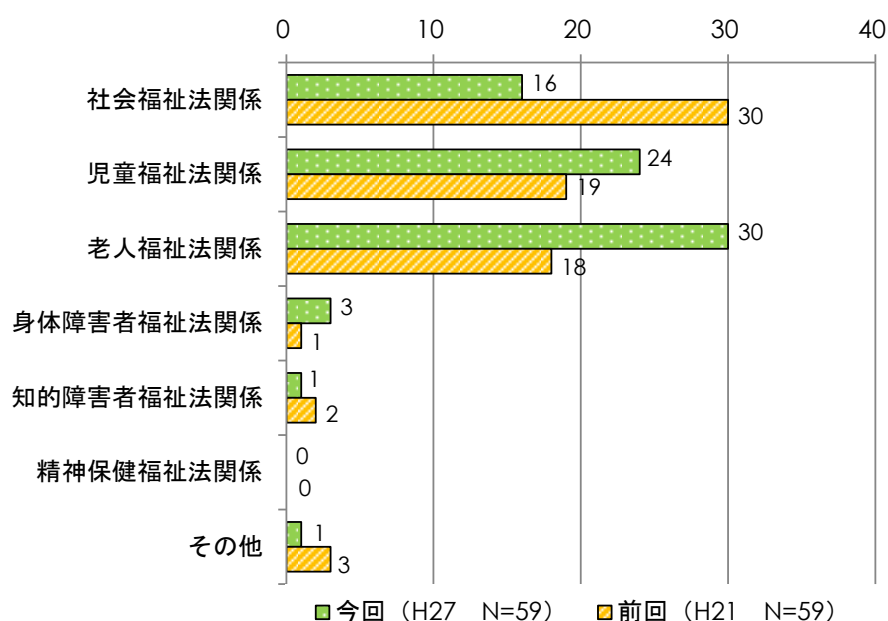
問 22-2 地域福祉を進める上で、今後、高松市が優先的に取り組むべき分野

（2つまで選択）

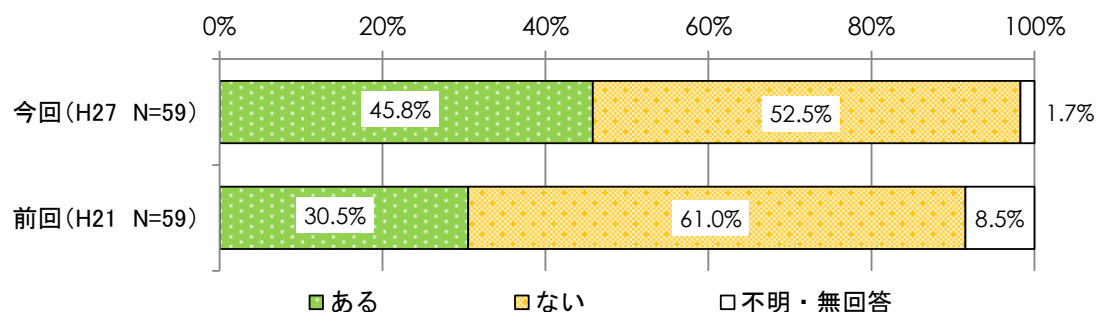


(3) 社会福祉施設アンケート

問1 施設が実施している社会福祉事業の根拠法



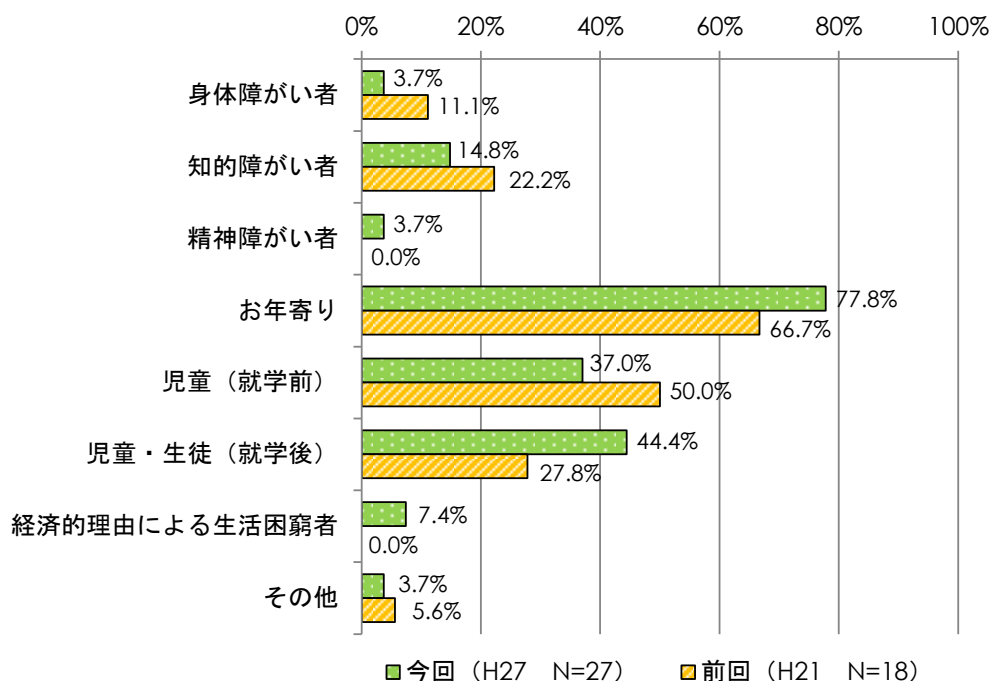
問2 社会福祉法等に定めがないが、社会福祉向上のために実施している事業の有無



【あると回答した施設のみ】

問 2-1 社会福祉向上のために実施している事業の対象者

(当てはまるもの全て選択)



【あると回答した施設のみ】

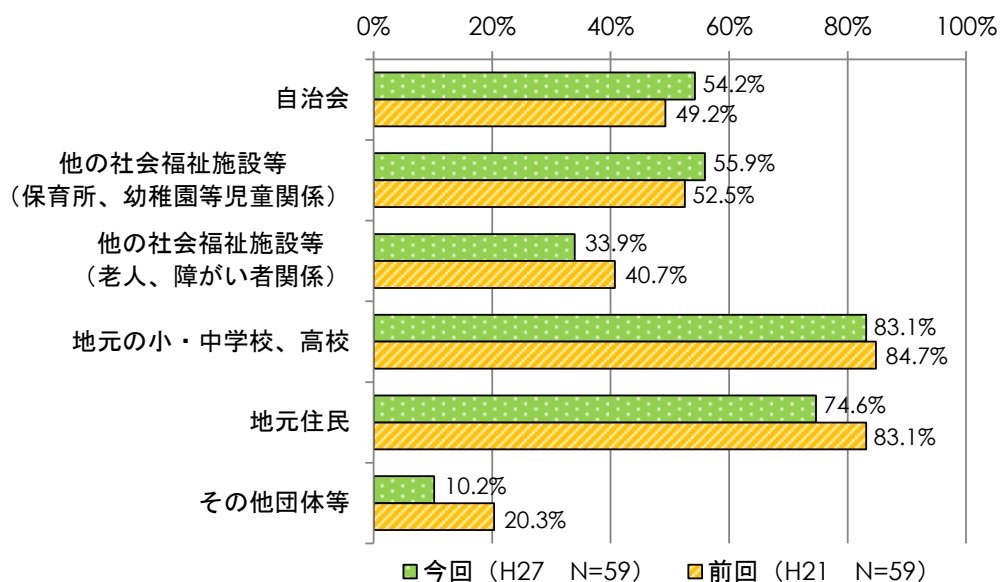
問 2-2 社会福祉向上のために実施している事業の主な内容

- ・配食、給食サービス (8 件)
- ・高齢者の生活支援、介護予防教室 (13 件)
- ・異年齢交流事業 (8 件)
- ・地域交流事業 (4 件)
- ・母子生活支援、学童保育、育児相談など (6 件)
- ・知的障がい者就労支援の協力
- ・障がい児教育の為、学校への講師派遣
- ・地域への巡回バス、買物バスの運行
- ・地域コミュニティセンターの運営支援
- ・認知症サポーター養成講座の実施

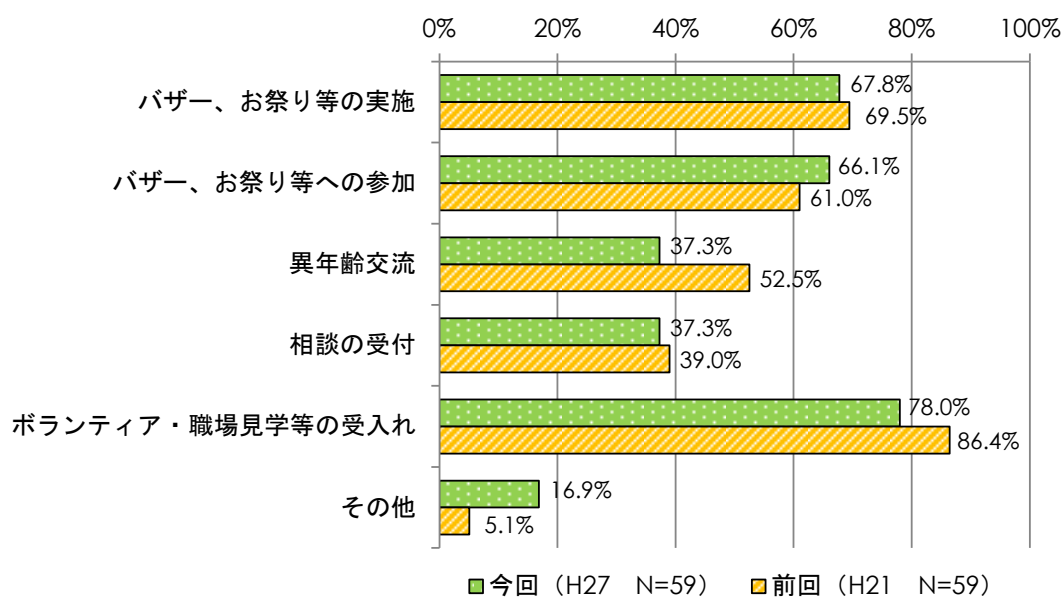
問3 他の社会福祉施設、学校、自治会等と実施している地域交流事業

(当てはまるもの全て選択)

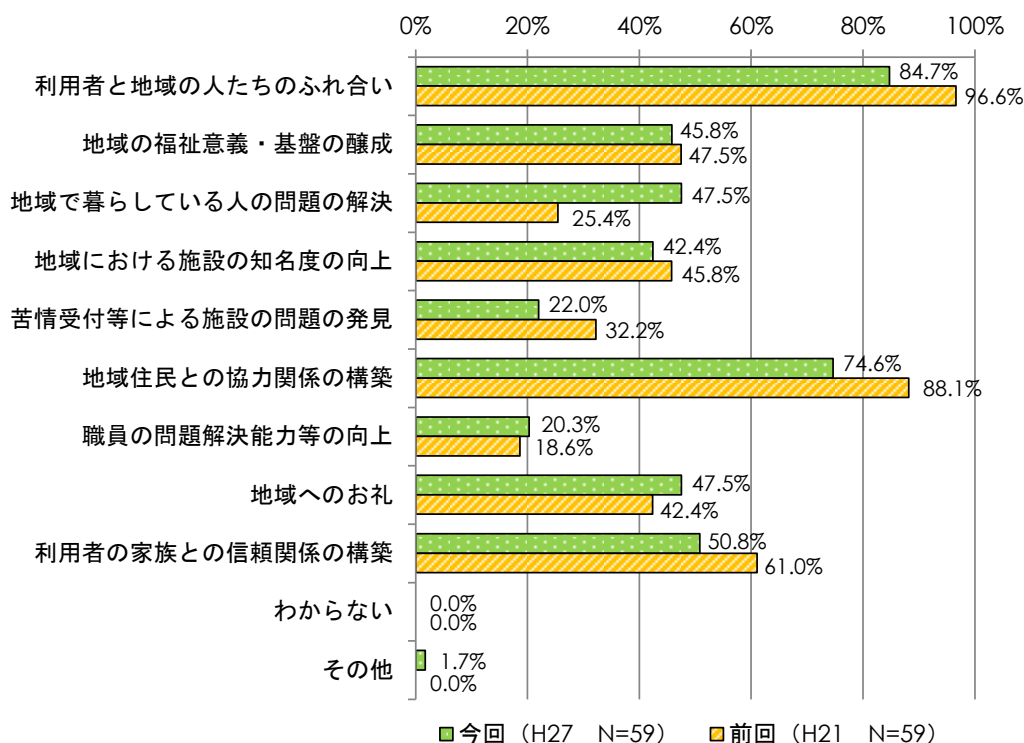
【地域交流事業の相手先】



【地域交流事業の内容】

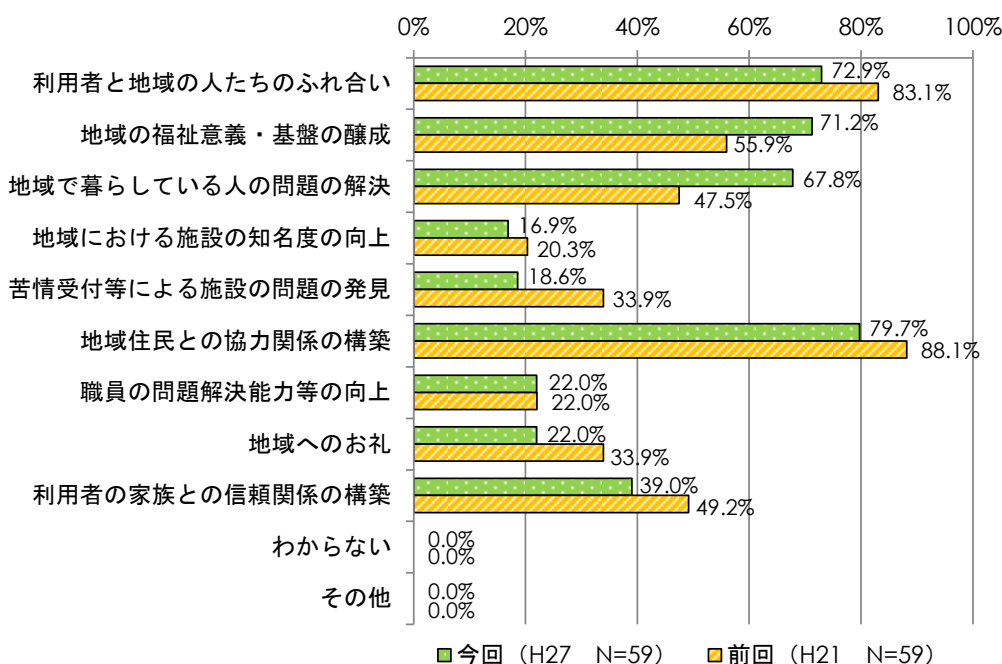


問4 地域交流事業を実施する際に重視していること（当てはまるもの全て選択）



問5 社会福祉施設に求められる地域交流について重視していくべきこと

（当てはまるもの全て選択）



問6 今後、取り組みたいと考えている地域交流事業

【交流の相手が児童・生徒関係であるもの】

- ・ デイサービス利用者と小学生との交流（ミニ運動会）
- ・ 高齢者との交流、体験学習、学校での福祉授業
- ・ 児童の福祉学習の場の提供、介護施設の職場の現場体験
- ・ 施設開放によるイベント、交流事業、認知症サポーター養成講座などの出前トーク
- ・ 地域の児童、生徒達についての一時預かり（学童保育）
- ・ 保育所での小学生と乳幼児の交流
- ・ 障がい児が入園しやすい保育園づくり

【交流の相手が老人関係であるもの】

- ・ 地域ニーズへの貢献活動
- ・ 敬老会への招待
- ・ 高齢者施設の行事への参加、施設訪問、困り事への相談、支援
- ・ 高齢者と乳幼児の交流、保育所でふれ合う
- ・ 地域の集まりに出向き、介護保険制度について説明する
- ・ 配食サービス
- ・ 介護予防への取り組みへの協力
- ・ ボランティア等の積極的な受け入れ

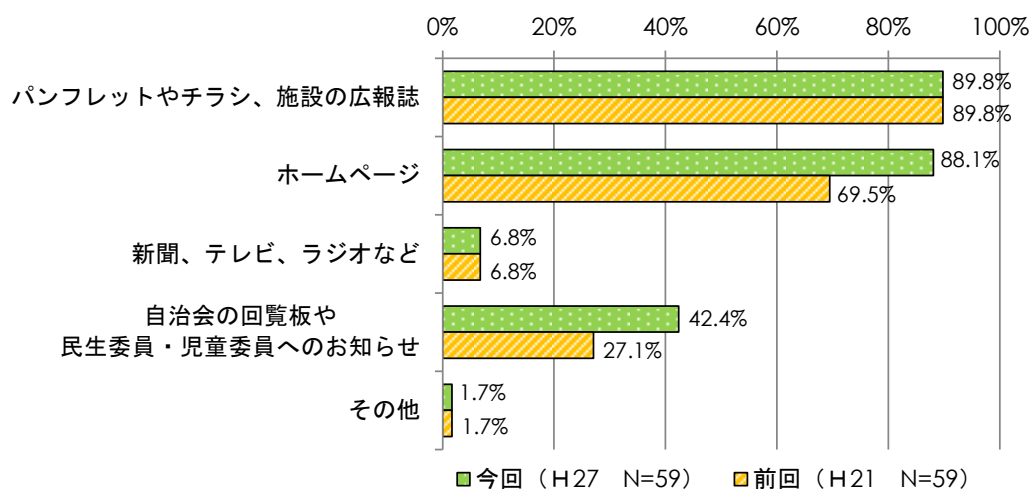
【交流の相手が障がい者関係であるもの】

- ・ 就労支援としての業務連携、保育所の活用など
- ・ 介護と障がいの枠を超えた支援（施設作り等）
- ・ 地域住民との交流の促進

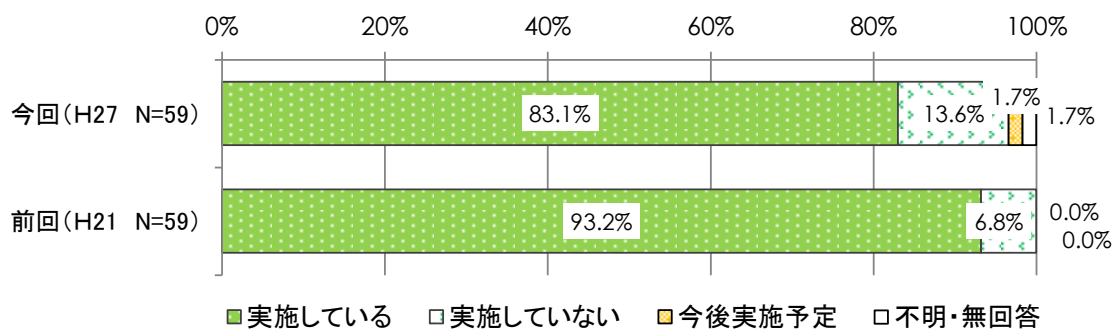
【その他】

- ・ 出産予定の方の育児体験、祖父母の孫育て研修
- ・ 生活困窮者の就労支援、自立支援
- ・ 施設の地域交流スペースでの活動
- ・ 制度の谷間の対象者支援
- ・ 災害時の避難場所としての役割の強化

問7 施設・事業の情報提供方法（当てはまるもの全て選択）

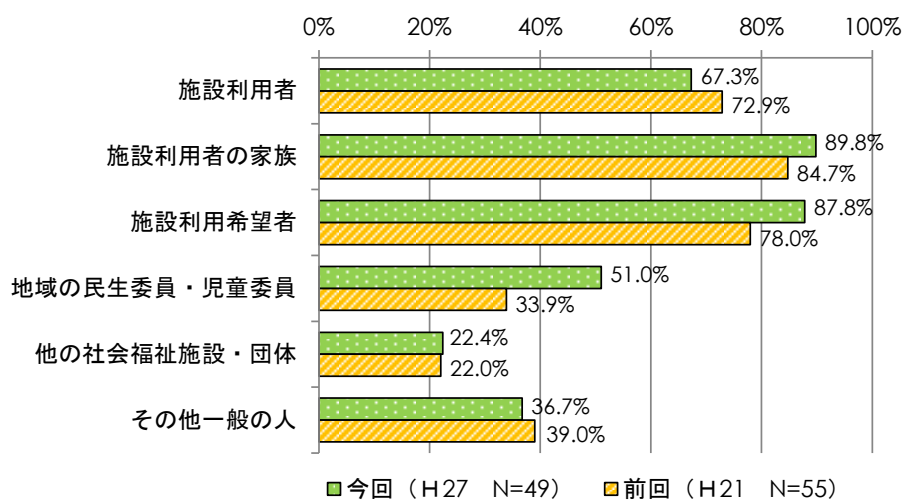


問 8 - 1 福祉に関する相談の実施



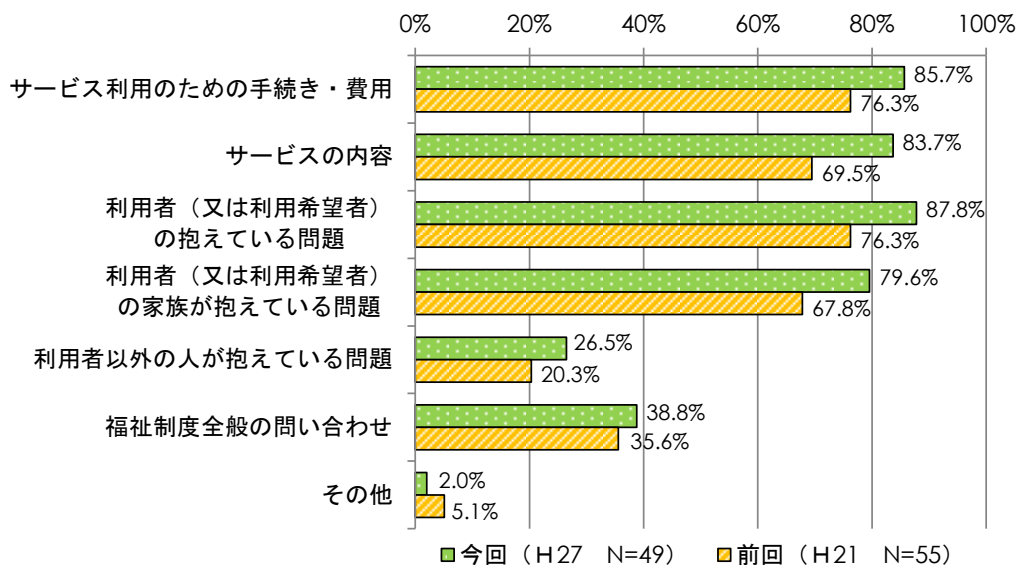
【実施していると回答した施設のみ】

問 8 - 2 福祉に関する相談の利用者（当てはまるもの全て選択）

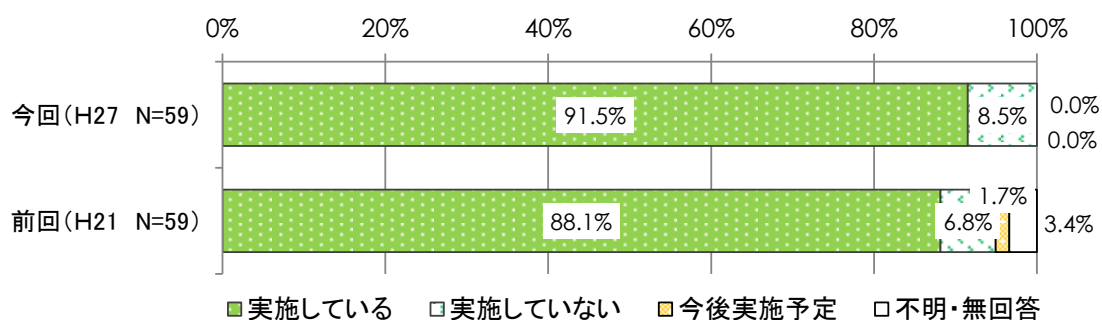


【実施していると回答した施設のみ】

問 8 - 3 福祉に関する主な相談内容（当てはまるもの全て選択）

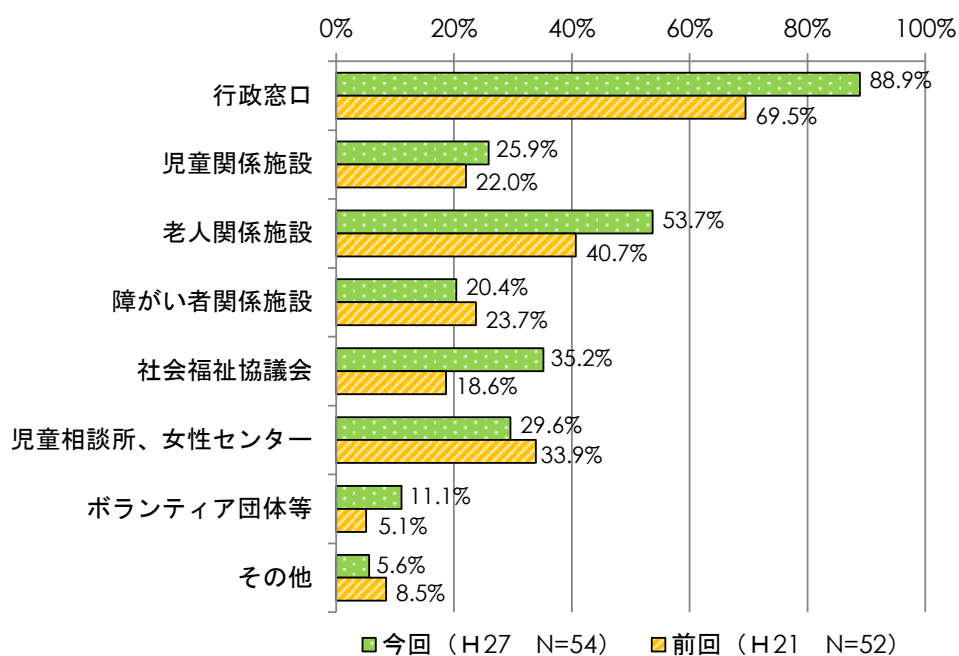


問9-1 対応が困難な場合、他の社会福祉施設や行政等の窓口への紹介



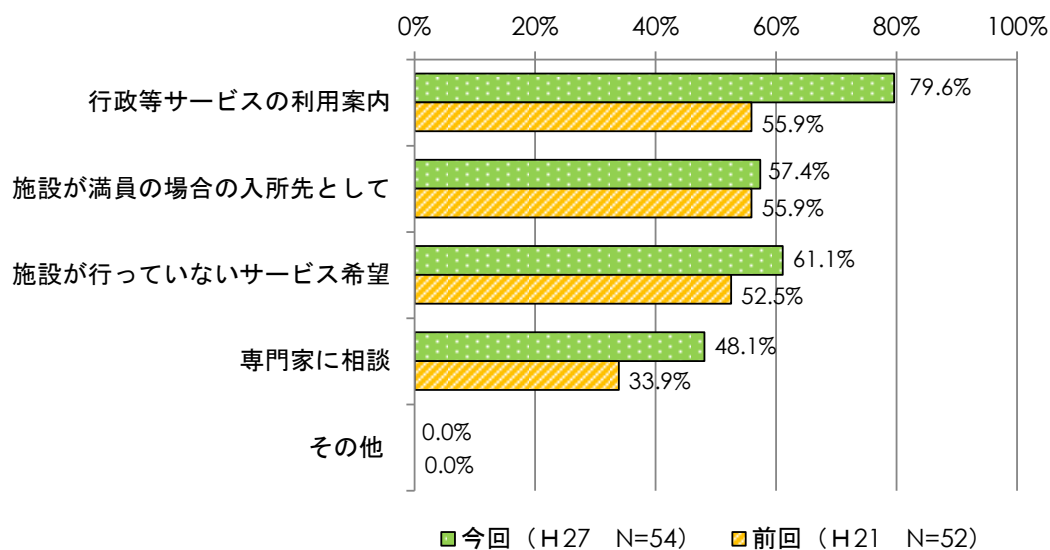
【実施していると回答した施設のみ】

問9-2 紹介先の施設・団体等の種類（当てはまるもの全て選択）



【実施していると回答した施設のみ】

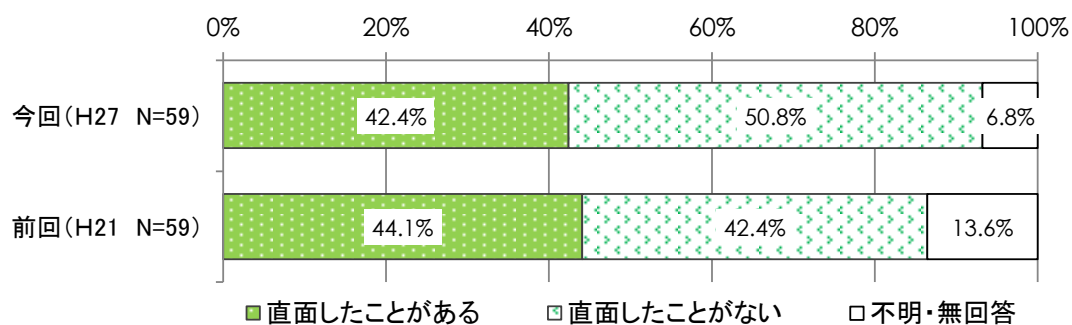
問 9-3 他の窓口を紹介した理由（当てはまるもの全て選択）



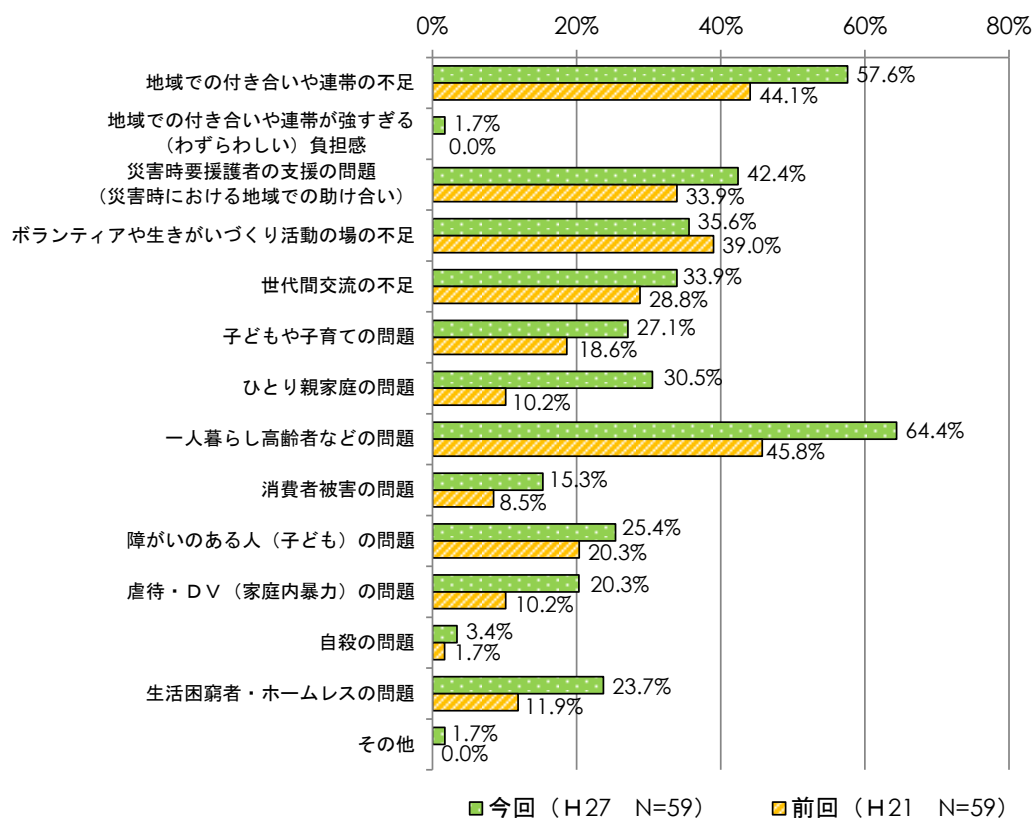
問 10 他の社会福祉施設・団体と連携して事業を行っている事例

- ・自治会との交流（福祉制度説明、介護予防教室、災害についての話し合い）
- ・認知症ドキュメンタリー映画の上映会の開催。認知症ケアの相談、説明、勉強会等の啓発活動
- ・香川県社会福祉協議会、おもいやりネットワークへの参画
- ・経営、運営、職員教育等についての事例の研究
- ・地区民生委員が行う地域サロン活動への協働
- ・地域包括支援センターを通しての後見人制度の活用
- ・地域の小学校や大学を通しての認知症サポーター養成講座の実施
- ・子ども虐待防止ネットワークかがわが行っている訪問型子育て支援事業に参加

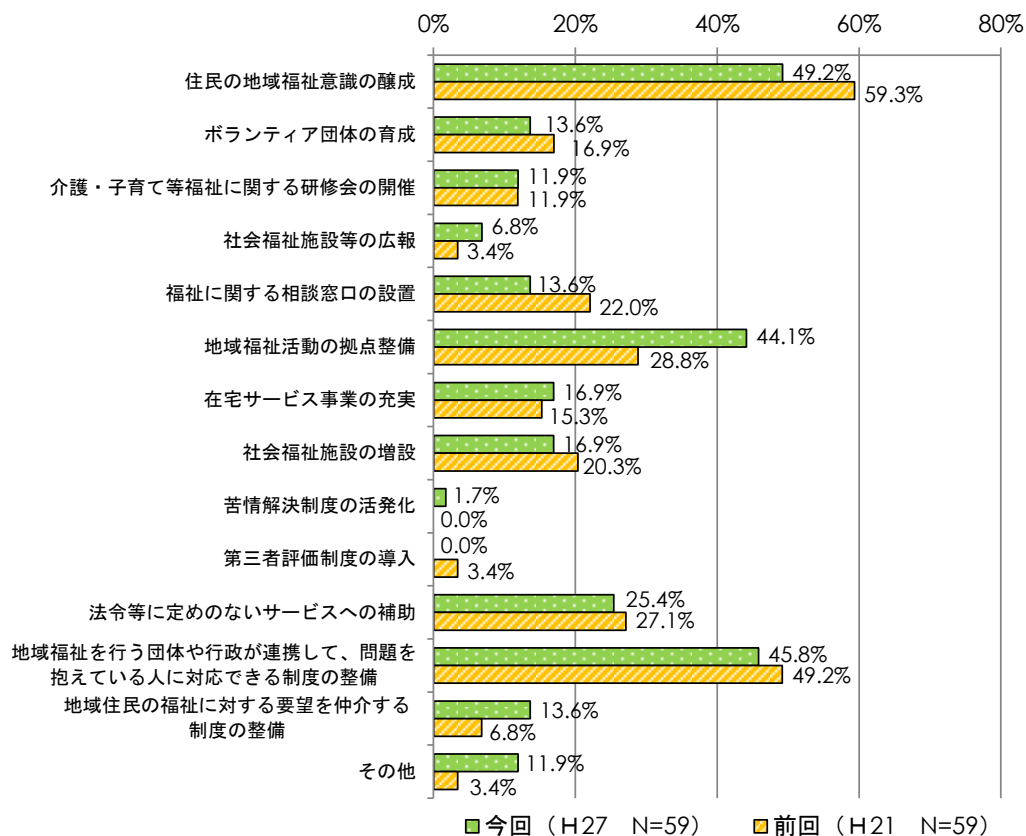
問 11 現在の社会福祉制度では対応困難な問題を抱えている人の事例



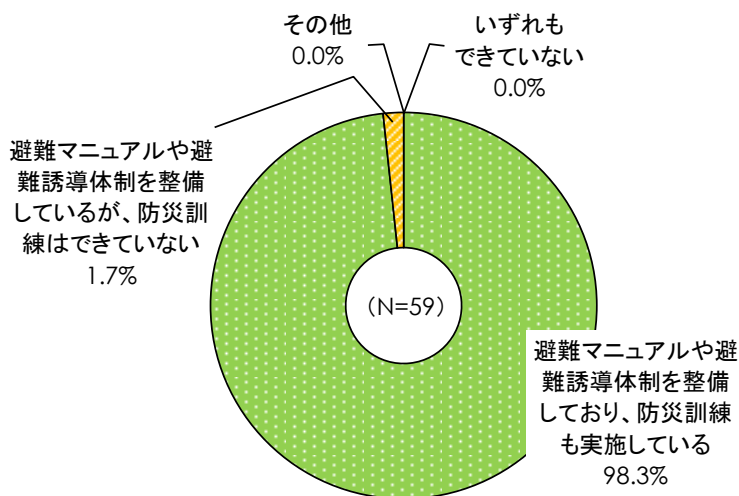
問 12 施設周辺地域での福祉の問題や課題（当てはまるもの全て選択）



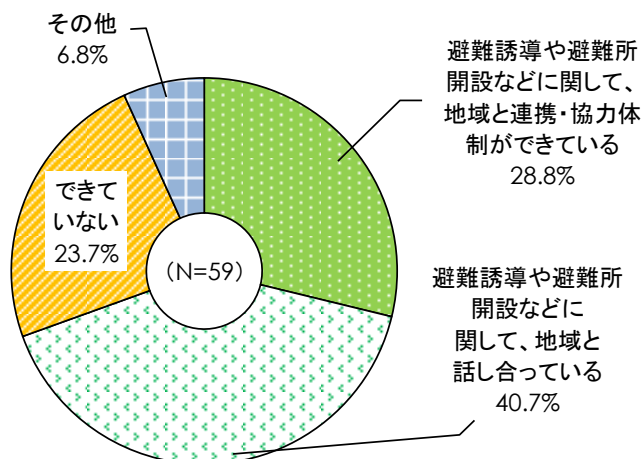
問 13 今後、地域福祉を推進するために必要な施策（3つまで選択）



問 14－ 1 災害時などの避難マニュアルや避難誘導体制の整備状況

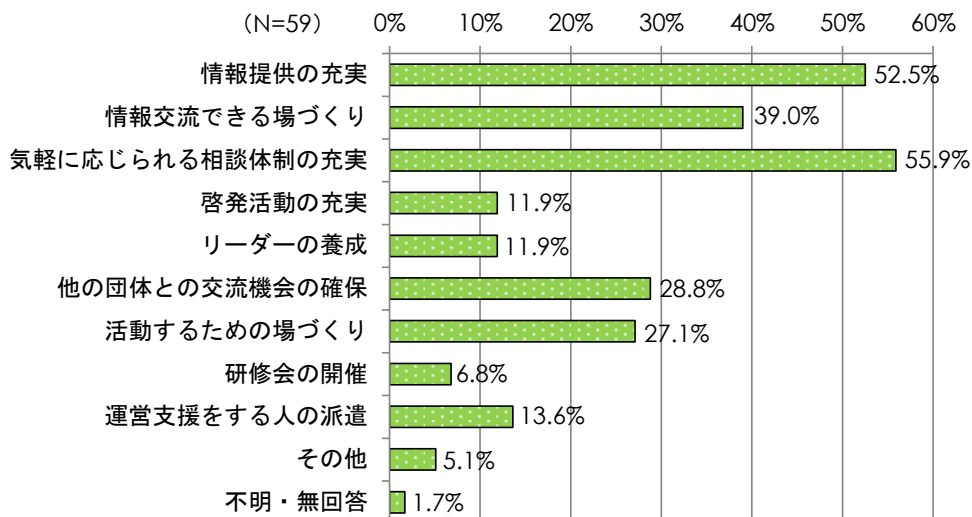


問 14－ 2 災害時における地域などとの連携・協力体制の整備状況



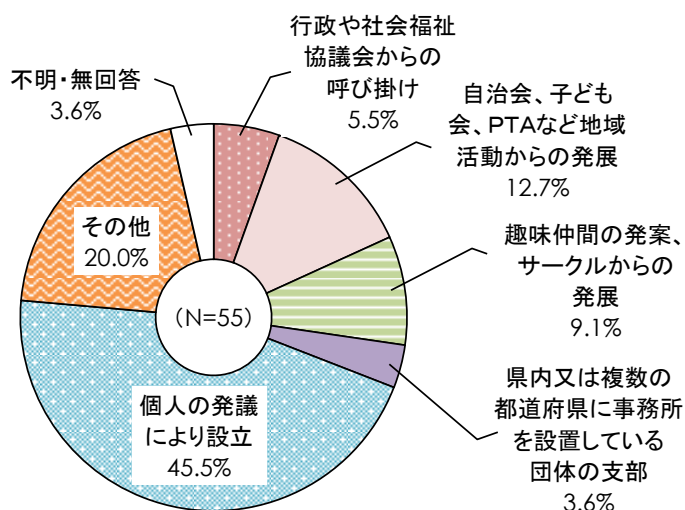
問 15 地域福祉を推進していく上で、高松市や社会福祉協議会に期待すること

(3つまで選択)

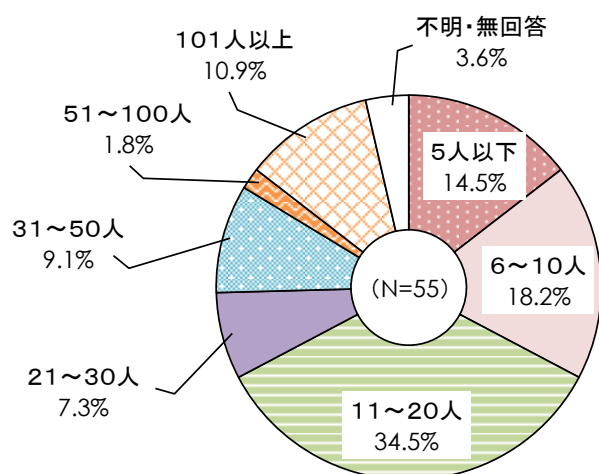


(4) NPO法人アンケート

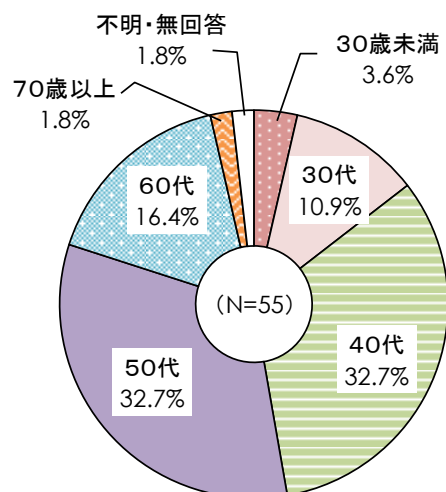
問1 設立の経緯



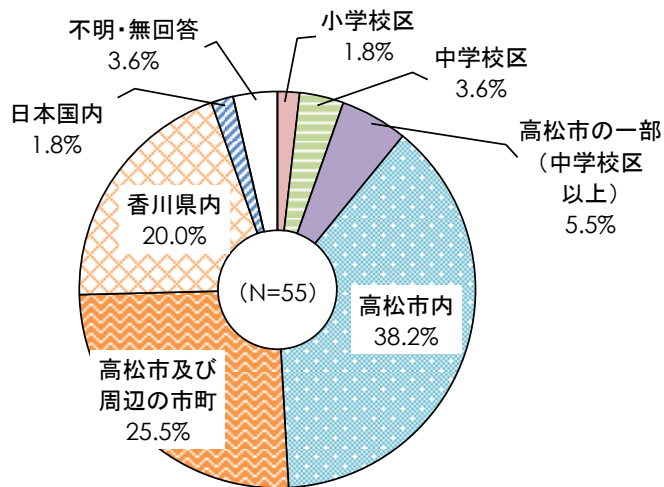
問2 平均的な活動人員数



問3 活動メンバーの平均年齢

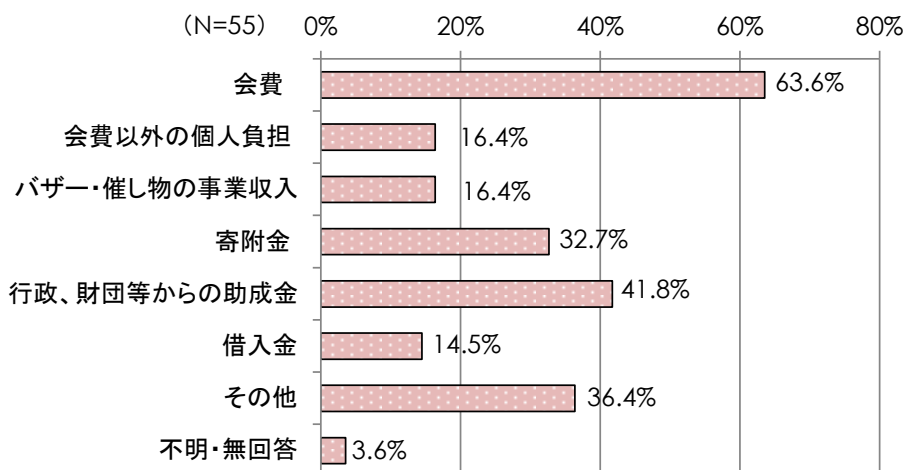


問4 活動エリア

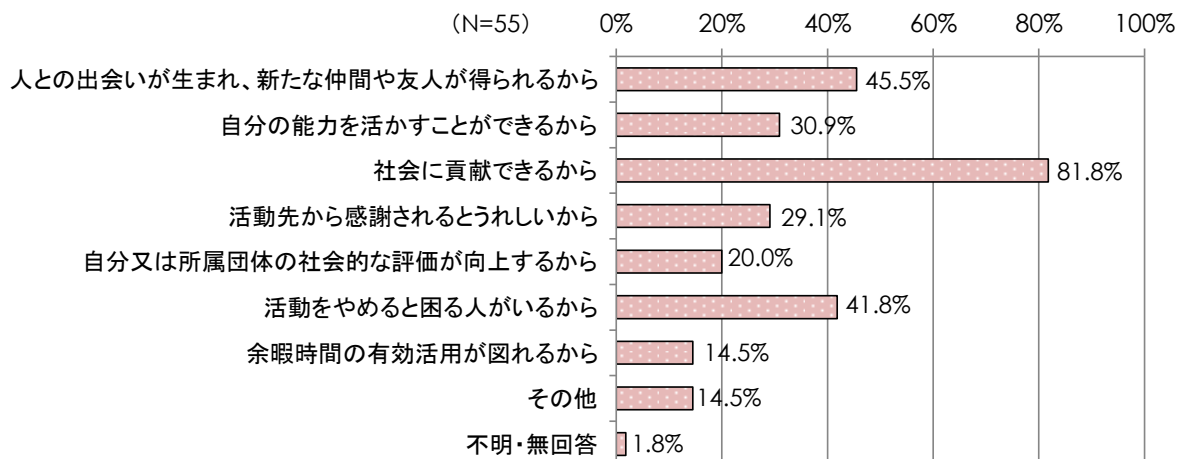


*「隣近所、自治会の範囲」
「四国内」、「国内及び海外」は0.0%

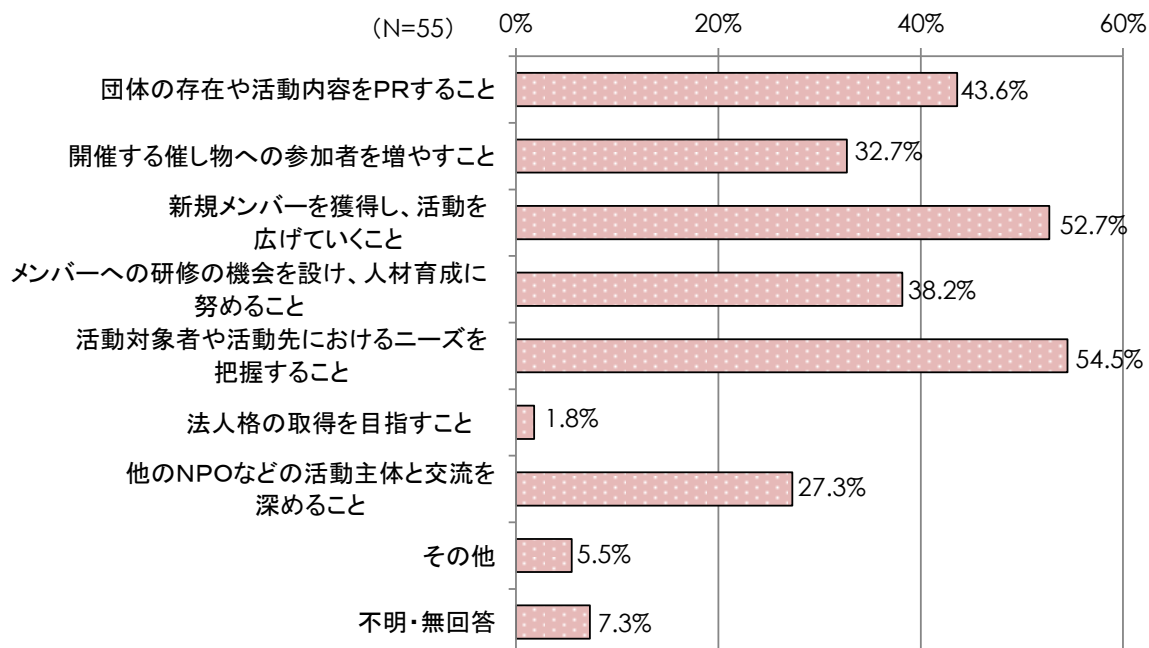
問5 活動資金（当てはまるもの全て選択）



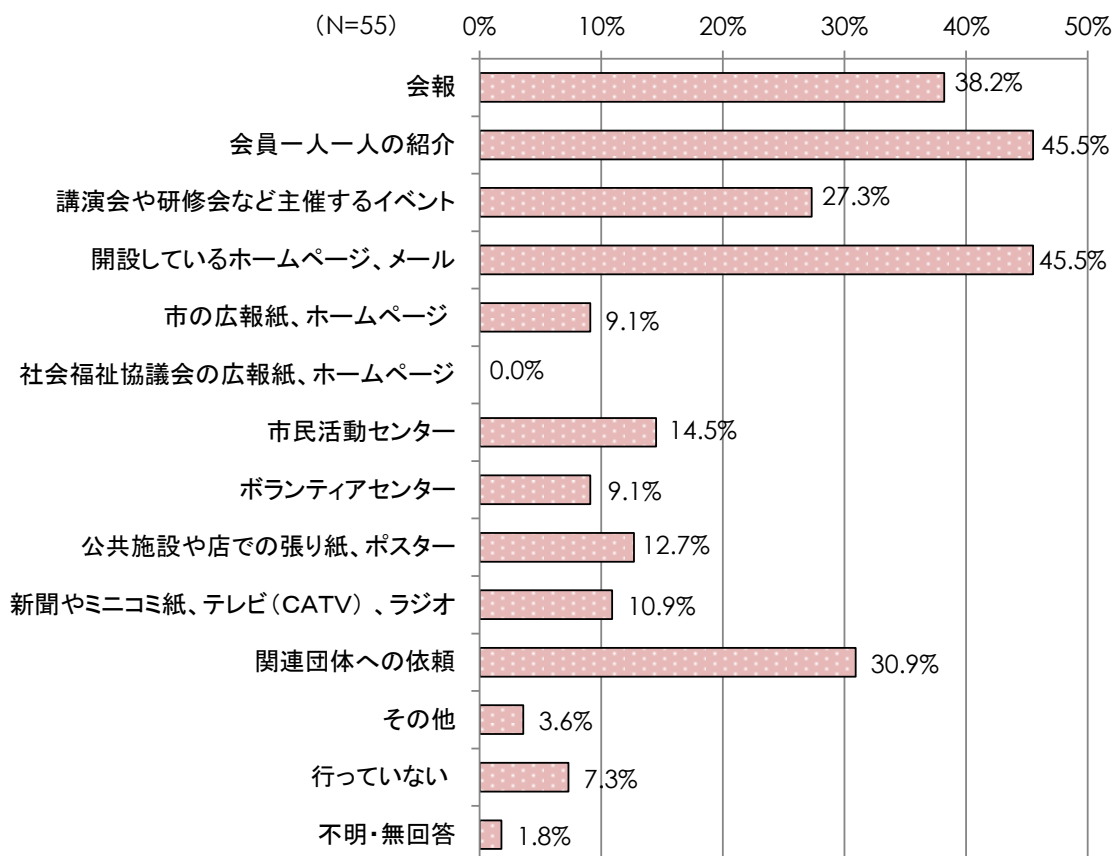
問6 活動に取り組む意義（当てはまるもの全て選択）



問7 活動を進める上で重視していること（当てはまるもの全て選択）

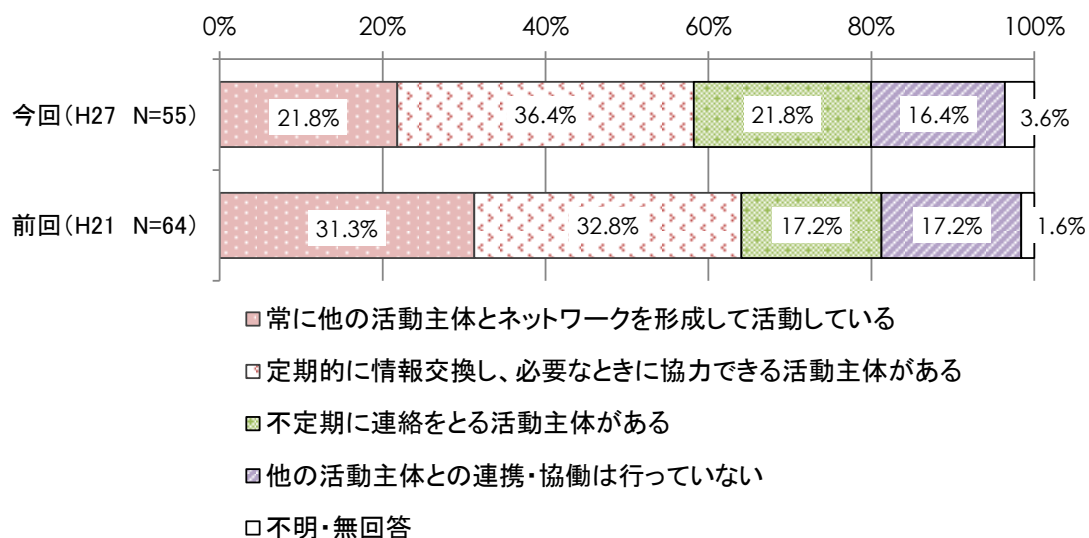


問8 活動のPRや会員の募集などの方法（当てはまるもの全て選択）

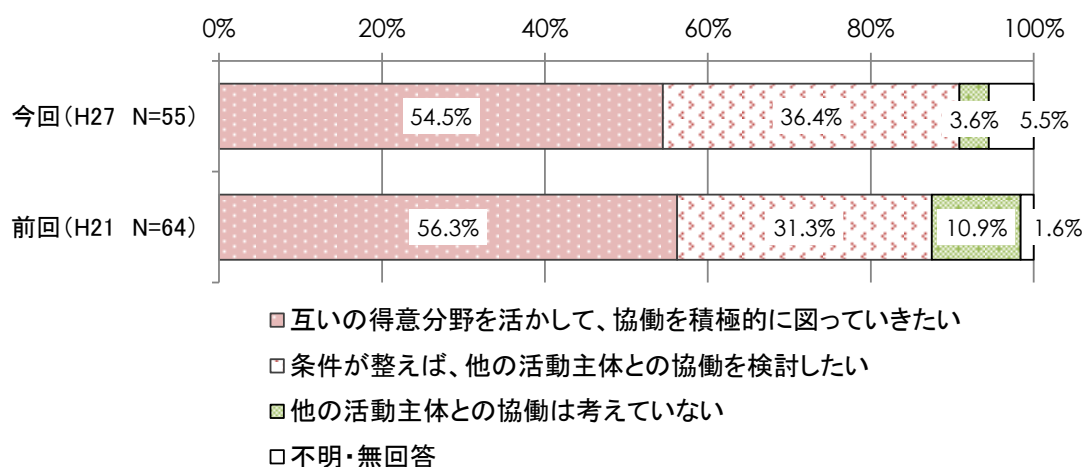


問9 他の活動主体（行政、社会福祉施設等）との協働の状況と今後の意向

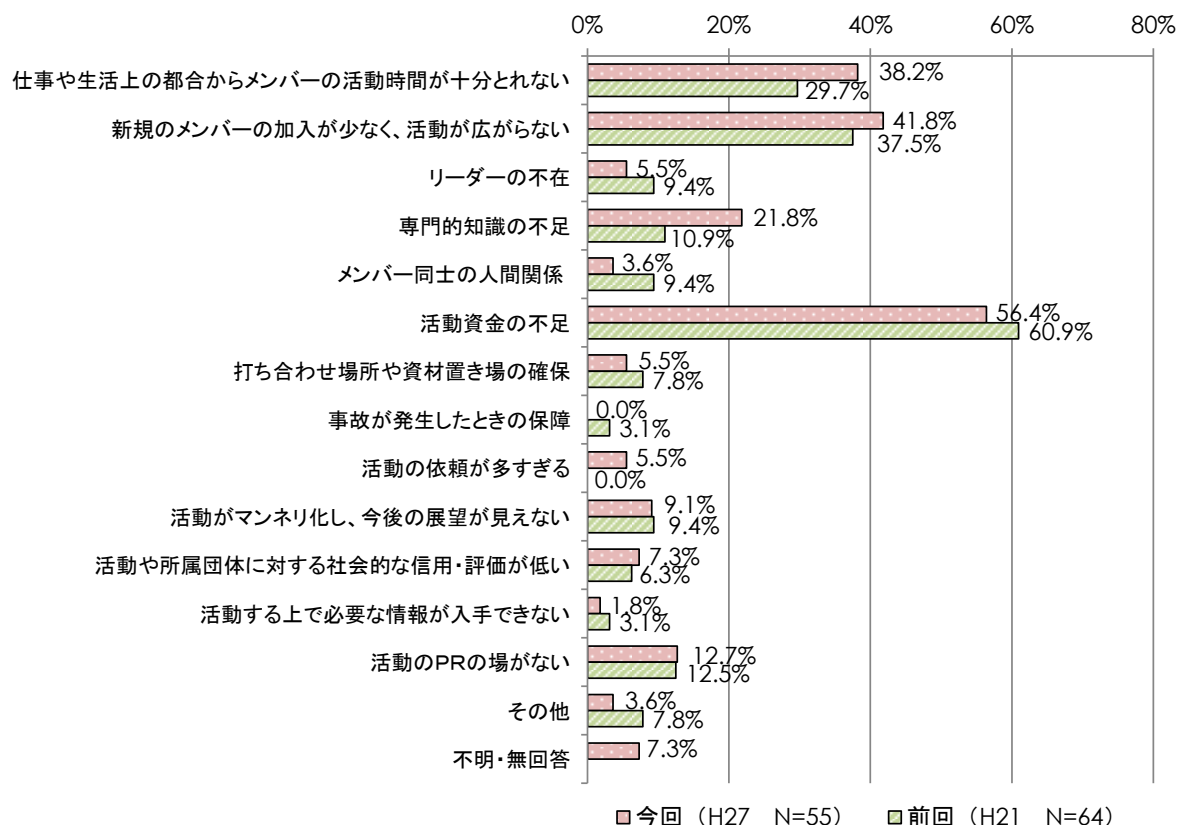
【現在の状況】



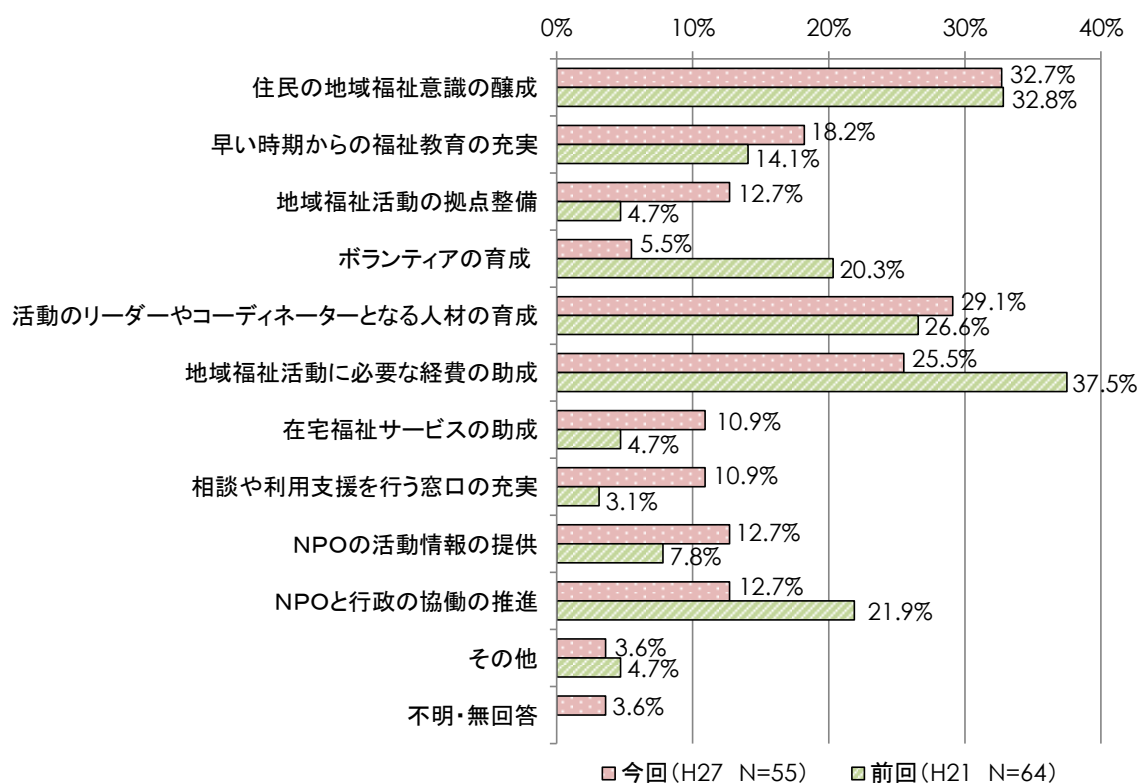
【今後の意向】



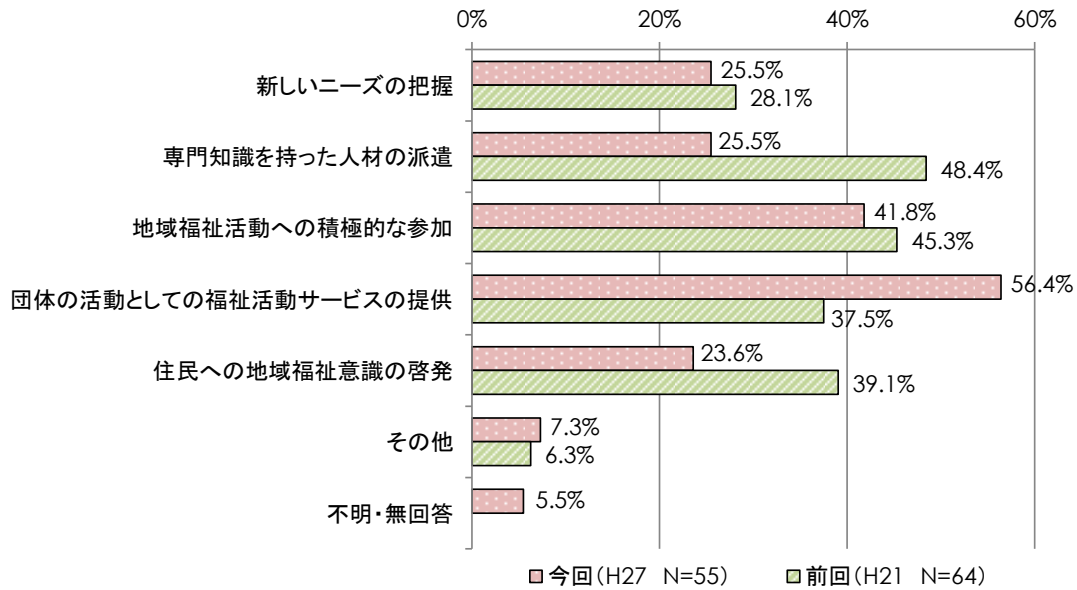
問 10 活動する上で問題に感じていること（3つまで選択）



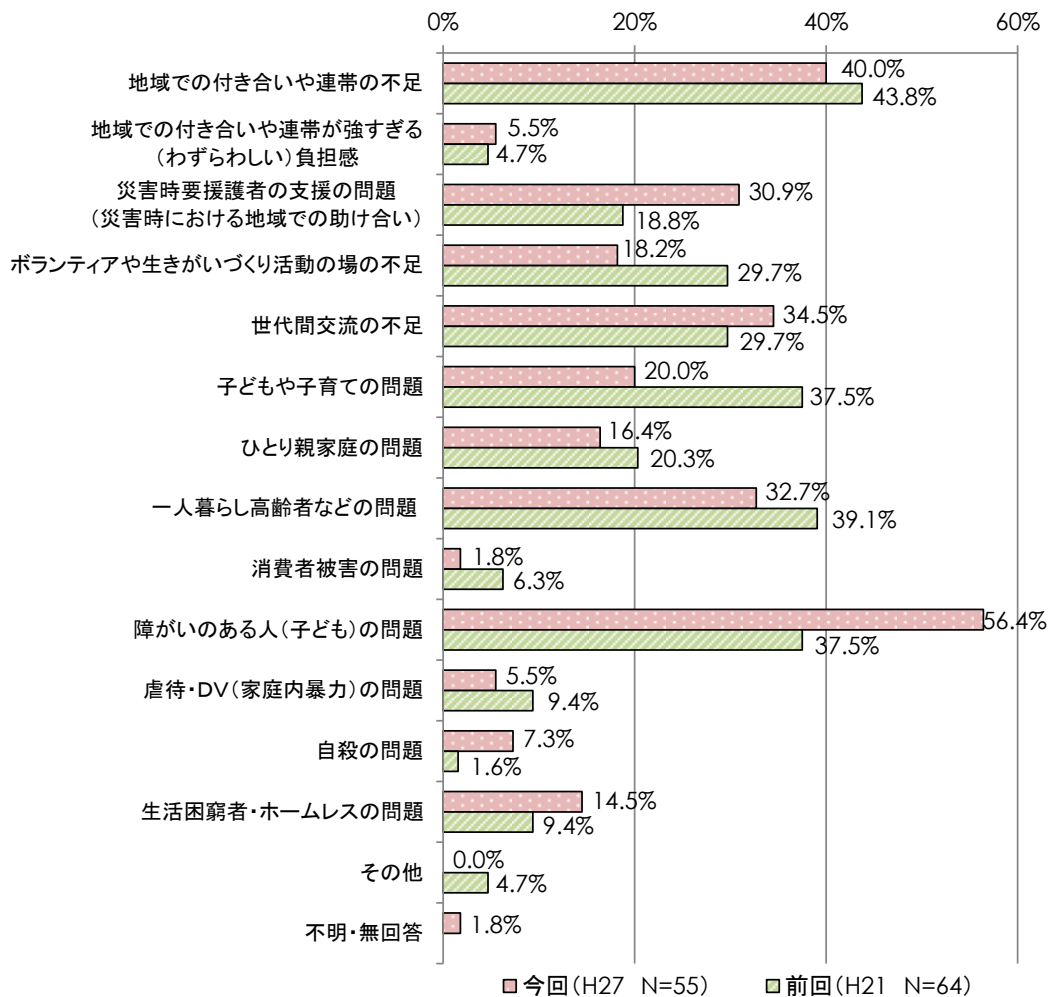
問 11 今後、地域福祉の推進に必要な環境整備（2つまで選択）



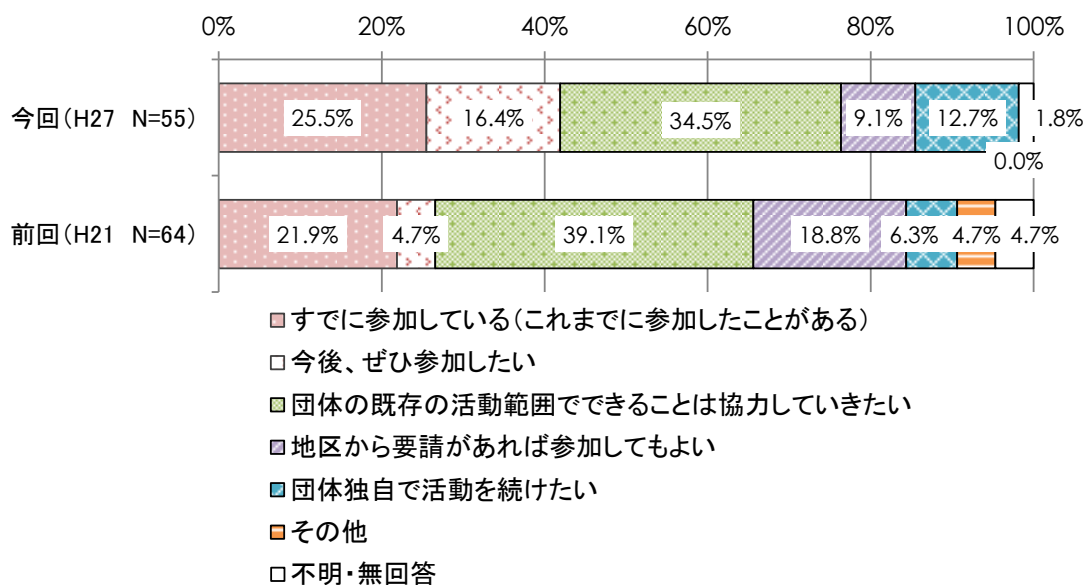
問 12 地域の福祉活動を活性化するために協力できること（当てはまるもの全て選択）



問 13 周辺地域での福祉の問題や課題（当てはまるもの全て選択）

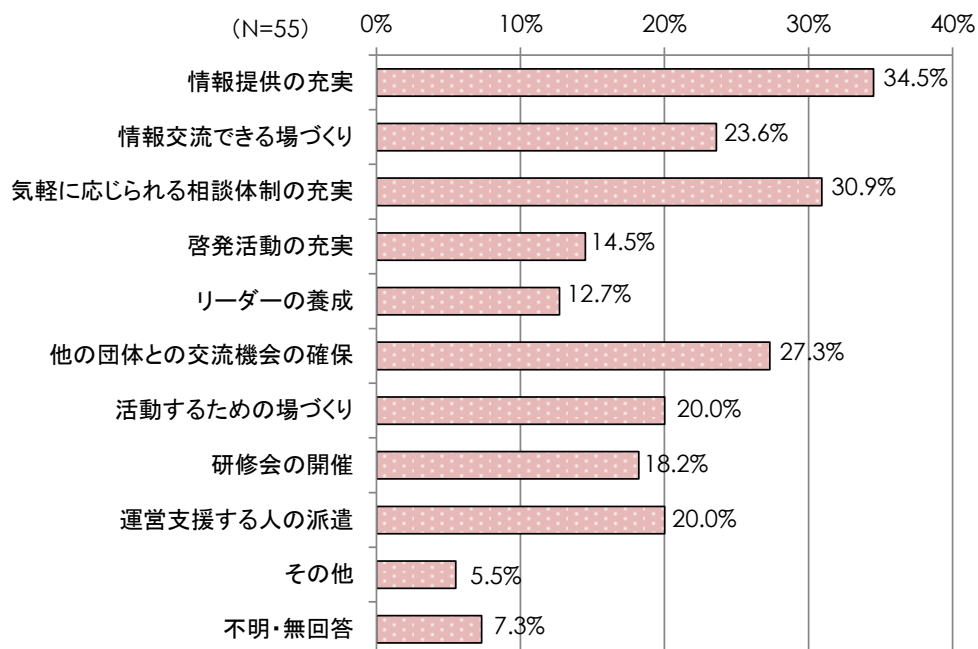


問 14 各地区地域コミュニティ組織への参加状況



問 15 地域福祉を推進していく上で、高松市や社会福祉協議会に期待すること

(3つまで選択)



5 用語解説

〔あ行〕

アウトリーチ

援助が必要な本人からの要請がない場合でも、支援者から積極的にサポートすること。

インフォーマルサービス

近隣、知人、ボランティア等が行う非公的な援助のことで、制度的に位置付けられた公的な援助であるフォーマルサービスとの対比でよく使用される。

SNS（エス・エヌ・エス）

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

NPO（エヌ・ピー・オー）

社会の様々な分野で、営利を目的とせず、社会的使命を意識して活動する民間組織のこと。特定非営利活動促進法（NPO法）による認証を受けた団体をNPO法人（特定非営利活動法人）という。

〔か行〕

協働推進員

NPOなどの市民と行政、NPOと地域など市民と市民、そして市役所内の課と課をつなぎ協働を進めていくためのコーディネーターとして、各所属に配置している。地域活動の重要性を理解しサポートする職員として、各地域コミュニティ協議会単位にも配置している。

苦情解決制度

社会福祉法に規定されている制度で、社会福祉事業の経営者は、常にその提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められている。

ケアマネジメント

保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力・調整し、総合的な福祉サービスを提供すること。

権利擁護

高齢や障がいなどのため、自分で判断することが不十分な人に代わって、援助者が代理人として、財産管理や契約行為などの権利行使や必要なサービスの獲得を支援し、実現すること。

コミュニティセンター

地域コミュニティ活動の活性化を図るため、地区公民館をコミュニティセンターとして整備している。

〔さ行〕

災害時要援護者台帳

災害時に家族等の支援が困難で、何らかの助けを必要とする重度の障害者や一人暮らしの高齢者などの要配慮者を台帳に登録しているもので、コミュニティ協議会、自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、自主防災組織など、地域と市、防災関係機関が連携して支援する。

市政出前ふれあいトーク

市政の仕組みや現在取り組んでいる施策・事業、今後の検討課題等について、職員が地域へ出向き説明するもの。

障害者生活支援センター

障がい者に対する必要なサービスの紹介や情報提供、ピアカウンセリング等総合的な相談支援を行う施設。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

〔た行〕

第三者評価

事業者の提供するサービスの質について、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。

地域包括ケアシステム

高齢者が、重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい人生を最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいの5つの要素が一体的に提供される体制。

中間支援

本市では、市民活動団体の活動に対して、情報提供、人材育成などにより支援することをいう。

〔な行〕

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などが地域で安心した生活を送れるよう、社会福祉協議会において福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理を行う事業。

〔は行〕

パブリックコメント

基本的な政策等の策定に当たり、その政策等の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民から意見等を募集する手続。

〔や行〕

ユニバーサルデザイン

はじめから、障がいの有無や年齢などに関わらず、誰にとっても利用しやすいような配慮のもとに、「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計しようとする考え方。

〔ら行〕

老人介護支援センター

地域包括支援センターにつなぐための窓口として、在宅で寝たきりなどの高齢者を介護する方からの介護に関する相談に24時間体制で応じるとともに、高齢者や家族等が必要とする様々な福祉サービスが的確に受けられるよう、連絡調整や利用手続きを行う機関。



第3次高松市地域福祉計画

(平成28年度～平成35年度)

発行：高松市

編集：高松市 健康福祉局 健康福祉総務課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL 087-839-2372 FAX 087-839-2375

高松市ホームページ

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>